

# 一関地区広域行政組合議会会議録

令和4年3月23日招集  
第48回 定例会

一関地区広域行政組合議会



# 目 次

審議結果	5
議事日程	7
開会及び会議宣言	9
会議録署名議員の指名（千葉栄生君・千葉大作君）	9
会期の決定	9
施策推進方針の表明	9
一般質問	11
☆ 沼 倉 憲 二 君	12
1 介護保険事業の現状と今後の見通しについて伺う	
(1) 団塊の世代の後期高齢化入りに伴う介護ニーズの見通しについて伺う	
(2) 介護ニーズの増加に対する施設整備の見通しと対策について伺う	
(3) 介護人材の確保の現状と見通しについて伺う	
(4) 介護保険料の今後の見通しについて伺う	
2 新たな一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備計画について伺う	
(1) 新施設整備計画の進捗状況と課題について伺う	
(2) 現在のごみ焼却施設の耐用の見通しについて伺う（経過年数と使用期限）	
(3) 新最終処分場の計画場所の選定経過の検証と見直しについて伺う	
☆ 齋 藤 禎 弘 君	22
1 介護保険事業について伺う	
高齢者の増加とともに介護を必要とする方がふえているため、介護保険制度は市民の暮らしになくなくてはならない制度となっておりさらなる充実が求められている	
(1) 介護保険料の滞納状況と差し押さえ処分の状況について、近年の動向とあわせて伺う	
(2) 特別養護老人ホームの待機者数の状況について、近年の動向とあわせて伺う また、今後の整備計画と考え方について伺う	
(3) 特別養護老人ホームの整備について、低所得者でも利用できる多床室の整備を図るべきと考えるがいかがか	
(4) 介護事業所の人材不足の状況について伺う	
(5) 介護施設利用者が新型コロナウイルス感染症や濃厚接触者になった場合の対応について伺う	
(6) 介護施設における新型コロナウイルス感染症の集団感染に対する予防策と発生した場合の対応について伺う	
(7) 特別養護老人ホームにおける職員の配置基準と、常時その基準が満たされているか伺う	
☆ 菅 原 行 奈 君	34
1 一般廃棄物収集運搬業の許可について伺う	
一般廃棄物収集運搬の許可状況について伺う	
・ 昨今「遺品整理」や「空き家」の片づけ等、一般廃棄物収集運搬許可が必要な業	

者（産業廃棄物収集運搬許可業者）が、許可が取得できないという声があるが、状況について伺う

2 火葬場の指定管理料について伺う

釣山斎苑、千厩斎苑ともに、住民の火葬を円滑にとり行う地域の公衆衛生上欠かせない施設である

平時のみならず、災害時においても円滑に機能させていくことが求められる社会基盤の1つである

原油価格高騰による影響について伺う

☆ 岩 渕 典 仁 君……………38

1 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場について伺う

(1) 施設整備について、施設周辺を含めて、概要と進捗状況について伺う

(2) 施設整備を進める上での課題について伺う

(3) 説明会等において不安や慎重な意見、要望の内容と対応について伺う

(4) 住民から出ている不安や慎重な意見、要望をどのように施設整備計画に反映するのか伺う

☆ 佐 藤 敬一郎 君……………53

1 火葬場の使用料金について伺う

宮城県境に住んでいる市民は、宮城県栗原市、登米市の火葬場を利用している  
その場合、市民以外の者ということで使用料が2倍となる

(1) 栗原市、登米市の方の釣山斎苑、千厩斎苑の利用状況について伺う

(2) 一関地区広域行政組合、栗原市、登米市の火葬場使用料金を統一できないか伺う

(3) 栗原市、登米市の火葬場を使用した場合、釣山斎苑、千厩斎苑の利用料金を上回った場合の差額を補助できないか伺う

2 ごみの分別収集とリサイクルについて伺う

ごみの分別の仕方については、ごみの分け方・出し方テキストで対象者にお知らせしているが、次の点について伺う

(1) ごみの分別収集とリサイクルの現状と課題について伺う

(2) 平成21年4月に配布されたごみの分け方・出し方テキスト（保存版）は平成21年以降に転入してきた方や新たに新居を構えた方などへ配布しているか伺う

(3) 空き缶をつぶして出してはなぜいけないのか伺う

(4) ペットボトルをつぶして出してはなぜいけないのか伺う

(5) 生ごみを生ごみだけの収集としてコンポストやメタンガスとしてリサイクルできないか伺う

(6) アルミ箔を張った紙パックのアルミを取り出しリサイクルはできないか伺う

(7) 粗大ごみのリサイクルについて伺う

3 新最終処分場について伺う

(1) 新最終処分場の位置決定の根拠について伺う

(2) 有害物質は流下しないか伺う

(3) 最終処分地の浸出水による公共水域及び地下水の汚染について伺う

☆ 千葉栄生君	60
1 施設整備と廃棄物減量化について伺う	
施設基本計画が策定されている中、これまでの取り組みと課題について伺う	
(1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場整備の取り組みについて伺う	
(2) 廃棄物減量化の取り組みについて伺う	
議案第1号 令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)	67
議案第2号 令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算	69
議案第3号 令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	69
発議第1号 議案第2号「令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算」に対する附帯決議について	80
議案第4号 監査委員の選任について	84
発委第1号 一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定について	84

## 第48回定例会日程表

令和4年3月23日

日次	月日	曜日	開議時間	会議別	議事
1	3月23日	水	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 施策の推進方針の表明 一般質問 議案審議

## 審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 1号	令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)	3月23日	原案可決
議案第 2号	令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月23日	原案可決
議案第 3号	令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月23日	原案可決
議案第 4号	監査委員の選任について	3月23日	同 意
発委第 1号	一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定について	3月23日	原案可決
発議第 1号	議案第2号「令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算」に対する附帯決議について	3月23日	原案可決

#### 受理した議案

- 議案第 1 号 令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 号 令和 4 年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第 3 号 令和 4 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
- 議案第 4 号 監査委員の選任について

#### 受理した発議案

- 発委第 1 号 一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 1 号 議案第 2 号「令和 4 年度一関地区広域行政組合一般会計予算」に対する附帯決議について

## 議 事 日 程

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定
日程第 3			施策の推進方針の表明
日程第 4			一般質問
日程第 5	議案第 1号		令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第 2号		令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 7	議案第 3号		令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 8	議案第 4号		監査委員の選任について
日程第 9	発委第 1号		一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第 1	発議第 1号		令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算に対する附帯決議について

# 一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和4年3月23日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会  
告示年月日 令和4年2月14日  
告示番号 第7号  
招集日時 令和4年3月23日  
会議の場所 一関市議会議場

## 出席議員（18名）

1番	稲葉正君	2番	千葉栄生君	3番	岩渕典仁君
4番	齋藤禎弘君	5番	菅原行奈君	6番	猪股晃君
7番	千葉信吉君	8番	那須勇君	9番	岩渕優君
10番	門馬功君	11番	佐々木久助君	12番	千田良一君
13番	沼倉憲二君	14番	佐藤敬一郎君	15番	千葉大作君
16番	武田ユキ子君	17番	真籠光幸君	18番	千田恭平君

## 欠席議員（0名）

## 職務のため出席した職員

議会事務局長	佐々木裕子	議会事務局長次長	熊谷善孝
議会事務局長補佐	千葉麻弥		

## 説明のため出席した者

管理者	佐藤善仁君	副管理者	青木幸保君
副管理者	石川隆明君	広域行政組合事務局長	村上秀昭君
介護保険担当参事	鈴木伸一君	環境衛生担当参事	千葉敏紀君
広域行政組合事務局長次長 兼一関清掃センター所長	千葉晃君	広域行政組合事務局長次長 兼介護保険課長	猪股浩子君
広域行政組合事務局長次長 兼総務管理課長	小野寺啓君	大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	菅原彰君
介護福祉主幹	穂積千恵子君	環境衛生主幹	千葉光祉君
会計管理者	鈴木美智君	監査委員	小川四郎君
監査委員事務局	中村由美子君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

## 第48回広域行政組合議会定例会

令和4年3月23日

午前10時00分 開 会

### 会議の議事

**議 長（千田恭平君）** ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、令和4年2月14日一関地区広域行政組合告示第7号をもって招集の、第48回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案4件、委員会発議1件を受理しました。

次に、管理者から令和4年度当初予算提案に当たり、令和4年度施策の推進方針の表明の申し出がありました。

次に、沼倉憲二君ほか5名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、沼倉憲二君ほか1名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小川監査委員ほか1名から提出の監査報告書4件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

**議 長（千田恭平君）** 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

**議 長（千田恭平君）** 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

**議 長（千田恭平君）** これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

**議 長（千田恭平君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

2 番 千 葉 栄 生 君

15 番 千 葉 大 作 君

を指名します。

**議 長（千田恭平君）** 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長（千田恭平君）** 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

**議 長（千田恭平君）** 日程第3、施策の推進方針の表明について、先刻御報告のとおり、管理者から令和4年度施策の推進方針の表明の申し出がありましたので、この際、これを許します。

佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 第48回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、令和4年度の施策の推進方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、一般廃棄物処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理を行っているところであります。

事務の推進に当たりましては、議員各位並びに住民の皆様の御理解と御協力をいただいております。

ここに深く感謝を申し上げる次第であります。

今後、人口減少と少子高齢化がさらに進行する中で、一人一人が安心して生活できる環境を整備することが重要と考えております。

このことから、当組合は、事務の効果的、効率的な執行と住民福祉の向上に努めるとともに、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの理念を踏まえ、次の施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

当組合の重点事業として取り組んでおりますエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の整備につきましては、一関市環境基本計画及び平泉町環境基本計画を踏まえ、環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全を図ることはもとより、廃棄物を長期にわたって安定的に処理できる施設の実現に向けて取り組んでいるところであります。

当組合では、これらの施設整備を通じ、可燃ごみの焼却処理で発生する熱エネルギーを回収して発電に利用する設備を整え、さらに、太陽光など再生可能エネルギーの導入などにより、資源やエネルギーが循環する社会の形成を具現化してまいりたいと考えております。

施設の機能や能力などの具体的な項目については、望ましい施設のあり方を施設整備基本方針に取りまとめ、この方針に沿って処理方式や施設規模など、さまざまな項目の検討を進めてまいりました。

それぞれの項目につきましては、案として取りまとめた都度、住民説明会などを開催して御意見をいただき、いただいた御意見を反映させながら施設整備基本計画の策定を進めてきたところであります。

令和4年度は、新処理施設は環境影響評価や造成設計など、新最終処分場は基本設計などを予定しており、これまでと同様に住民説明会のほか地区説明会や建設候補地周辺自治会説明会などを開催し、御意見を伺ってまいります。

建設候補地周辺にお住まいの皆様や地権者の皆様には、事業に御協力いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

一般廃棄物処理は、住民の日常生活とかわりの深い業務であります。

現在の施設については、排気ガス及び放流水の排出基準値の遵守など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

次に、国の委託を受け指定廃棄物として一時保管している焼却灰につきましては、8,000ベクレル以下となったものを昨年から最終処分しているところであり、令和4年度まで実施する計画であります。

なお、8,000ベクレルを超えている一部の指定廃棄物につきましては、一時保管を継続することとなりますことから、引き続き適切な安全管理を行ってまいります。

舞川清掃センター、花泉清掃センター及び東山清掃センターにおける焼却灰などの埋め立てにつきましては、これまでと同様に国のガイドラインに定める方法により、放射性物質の適切な管理を行うとともに、放流水及び空間線量などの環境測定を定期的の実施し、今後も住民の皆様の安全安心を確保するよう万全を期してまいります。

また、廃棄物を資源として活用する取り組みの一環として、引き続き焼却灰のセメント原料化に取り組んでまいります。

一般廃棄物のリサイクルや分別につきましては、家庭や職場での取り組みが不可欠であることから、これまでと同様に構成市町と連携して3Rに対する意識啓発を図り、住民の皆様を初め企

業や事業所の御協力をいただきながら、資源化と減量化の促進に取り組んでまいります。

小型家電回収事業につきましても、構成市町と連携して積極的に進めてまいります。

また、斎苑の運営につきましては、指定管理による管理を継続し、管理運営の効率化と利用環境の向上に努めてまいります。

次に、介護保険事務について申し上げます。

平成12年4月に創設されました介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、制度発足から23年目を迎えます。

今後、人口減少がさらに進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、令和3年12月末現在で37.7%と前年同期に比べまして0.7ポイント上昇しており、高齢化が進んでおります。

介護の必要性が増す75歳以上の高齢者の増加に伴う主な課題は、要介護認定者数と介護給付費が増加する見込みであること、認知症者数の増加に対応した支援策の整備がさらに必要であること、そして介護従事者が不足していること、この3点と捉えているところであります。

令和3年度からの3年間を計画期間として策定した第8期介護保険事業計画は、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを基本理念とし、構成市町が策定する高齢者福祉計画と一体のものとして施策を進めているところであります。

介護保険事業は、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた持続可能な事業運営が求められているところであります。

高齢者が住みなれた地域で安心して生活を営むことができるよう構成市町と連携し、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

介護予防や自立支援につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組み、住民が日々の暮らしをともに支え合う仕組みづくりを進めてまいります。

認知症対策につきましては、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームが医療機関での受診や介護サービスの利用に適切につなげるなど、本人やその家族を支援してまいります。

介護サービスの基盤となる施設整備につきましては、早期に入所が必要な待機者の解消や居宅サービスの充実に向け、岩手県や構成市町と連携して取り組んでまいります。

また、人権を守り、人を大切にす質の高い介護サービスを安定的に供給するため、介護人材の育成を目的とした研修会を開催するとともに、感染症対策の徹底と災害への備えについて、事業所に対し助言指導を継続してまいります。

以上、令和4年度の施策の方針を申し上げます。

新処理施設及び新最終処分場の整備、第8期介護保険事業計画の着実な推進など、取り組むべき施策は、いずれも住民生活に直接関係する極めて重要なものであります。

私は、組合の管理者として、組合、一関市及び平泉町が一体となり、効果的、効率的な組合運営を行い、地域のよりよい暮らしを目指してまいりたいと考えております。

組合議会議員各位並びに住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和4年度の施策の推進方針といたします。

**議長（千田恭平君）** 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭にお願

いたします。

一問一答方式を選択した場合は一問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質問に当たっては答弁時間を考慮され、質問されるようお願いいたします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れのないよう、あわせてお願いいたします。

沼倉憲二君の質問を許します。

沼倉憲二君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

13番、沼倉憲二君。

### 13 番（沼倉憲二君） おはようございます。

質問順番1番、議長のお許しをいただき一般質問いたします沼倉憲二です。

私は8年ぶりに一関地区広域行政組合議会の議員になり、久しぶりに行政組合の現在の取り組みを審議する立場になりましたが、改めて組合議会は市民生活に身近な介護保険事業やごみ処理などの廃棄物を所掌する議会であると認識を高めているところであります。

私は、今定例会で2点について一般質問いたします。

まず、1点目は、介護保険事業の現状と今後の見通しについて伺います。

2000年から始まった介護保険制度がスタートしてから22年がたちました。以前は、家庭に寝たきりや介護が必要になった場合は家族が仕事を辞めてお世話をするなど、家族が大変な思いをしてきましたが、介護を社会全体で支える仕組み、介護の社会化という流れの中で介護保険制度がスタートしました。社会が変化し、人々の生活が変わる中からできあがった仕組みであり、20年以上が経過し、すっかり定着し、重要な制度となりました。このような経過を踏まえ、この介護保険事業について何点か質問いたします。

まず、高齢化が進展する中で、俗にいわれている団塊の世代、昭和22年から昭和24年生まれまでの世代が、いよいよ75歳以上の後期高齢者となりますことから、介護サービス料の見通しをどのように見込み、対応しているのか伺います。

戦後生まれの団塊の世代は1学年で280万人近くとなっており、その前後の世代と比べて40万人ほど多くなっています。一関市の場合でも2,000人を超え、前後の世代よりも多い人口構成となっており、人口が多い団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降は、現在よりさらに介護ニーズが増加するものと見込まれていますが、その見通しについて伺います。

そして、また、さまざまな介護サービスの中で、施設入所を求める介護ニーズの増加が見込まれますが、それに対する施設整備の見通しと取り組みについて伺います。

ますますふえる介護ニーズに対して、国や、これを受けて一関地区広域行政組合では、施設整備よりも在宅サービスを充実強化し、訪問介護や訪問医療などに誘導しているようですが、年々家庭での介護が難しくなっており、依然として施設入所のニーズは多くなるのではないかと考えますので、この点から質問いたします。

次に、介護人材の確保の現状と見通しについて伺います。

施設サービスにしろ、在宅サービスにしろ、それを支えるのは人材です。介護の現場での人材不足がますます深刻になっている現状の中で、その確保の取り組みについて伺います。

また、20年前に3,000円台で始まった介護保険料も現在では2倍以上の6,000円台となりましたが、今後の介護サービスの提供量がますますふえれば、介護保険料がふえるものと予想されますが、その見通しについて伺います。

次に、質問項目の2つ目は、新たな一般廃棄物処理場及び最終処分場の整備計画について伺い

ます。

日常生活の中でどうしても家庭からごみが出るのは防ぎようがありません。ごみのリサイクルやリデュース、リユースなどの減量化が図られていますが、それでも毎日のごみが出る、これが現実であります。

行政組合では、現在、老朽化が進む一般廃棄物処理場と埋め立ての限界が迫っている最終処分場の新たな建設場所の選定を進めています。

まず、それぞれの新しい施設整備の整備計画の進捗状況と課題はどうなっているのか伺います。

次に、現在稼働している施設の耐用の見通し、経過年数と使用期限はどのようになっているのかについて伺います。その中でも、最終処分場建設候補地を千厩地区の北ノ沢に選定したようですが、その計画場所の選定経過の検証と見直しについて伺います。

広域行政組合の情報紙、くらしの情報によれば、7人の専門家を委嘱して、さまざまな視点から調査を行い、3次にわたる選定により、9回の会議を経て4カ所に選定したと公表しています。

私は、その経過は手順を踏んでいますし、さまざまな角度から調査したものと評価しますが、専門家の皆さんが選定した4カ所から、さらに2020年11月に管理者と副管理者が協議をして北ノ沢に絞り込んだとなっております。

その選定の際に、北ノ沢は都市計画区域内にあり、千厩地域の中でどのような場所で、周囲の状況はどうなっているかというロケーション、そして、現在、あの周辺に住宅が建ち、今後も発展する場所ということを考えなかったのかと思いますことから、その経過について伺います。

また、地域の皆さんへの行政組合の説明会では、法律上問題がないとか安全に努めますとの当局の説明でしたが、それは施設をどこにつくろうと当然のことです。

地域の皆さんの北ノ沢につくらないでほしいという願いに応じて、千厩の将来に禍根を残さないためにも、この際、北ノ沢ありきではなく、建設候補地を見直しするべきではないかと考えますが、管理者にその考えはないか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

**議長（千田恭平君）** 沼倉憲二君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 沼倉憲二議員の質問にお答えいたします。

まず、介護ニーズの今後の見通しについてであります。令和3年3月に策定した第8期介護保険事業計画、計画期間は令和3年度から令和5年度の3年間です。この計画では、構成市町が策定した人口ビジョンなどをもとに、令和22年度、2040年度です。それまでの高齢者の数や介護給付費を見込んでいるところです。

まず、高齢者数については、令和2年9月時点で65歳から74歳の年齢層の人口が多くなっております。これは、この年齢層に5歳ごとの年齢階層別人口でいうところの、70歳～74歳の中のいわゆる団塊の世代が属していること、さらに当地方においては、この70歳から74歳よりもその下の65歳から69歳の年齢層の方の人口が多く、この2つの年齢層が属しているためです。

したがって、お亡くなりになる方との関係も含めて試算いたしますと、65歳以上の方の合計の人数は令和3年をピークとして今後減少するものの、今後はただいま申し上げました年齢層が順次高齢化することから、5年ごとの動きで申しますと、令和12年までは75歳以上が、その後は令和17年までは80歳以上が、令和22年までは85歳以上が増加する、つまり、より介護ニーズが高くなる年齢の高いほうに人口の多いところが動いていくということになるものであるというように

見込んでいるところでございます。

このように、要介護及び要支援の認定者数は、令和2年度の9,754人から10年後の令和12年には1万115人に、20年後の令和22年には1万764人に増加するものと見込まれておりますことから、介護給付費についても、令和2年度の150億円から令和12年度には162億円に、令和22年度には171億円に増加するものと見込んでいるところであります。

次に、介護サービスの基盤としての施設整備についてであります。

今後、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、施設入所のニーズが増加することが見込まれております。令和2年4月1日現在の在宅で早期に入所が必要な特別養護老人ホームの入所待機者は107人となっていることから、第8期介護保険事業計画では特別養護老人ホーム2施設で計49床の整備を計画しているところであります。また、認知症の方や長期療養が必要な方に対しては、認知症高齢者グループホームは1施設9床と介護医療院が1施設30床を整備する計画であります。

介護保険事業計画における施設整備を進める上で、施設の運営面では生産年齢人口の減少により介護人材の確保が困難になっていること、また、介護保険事業の運営面では施設サービスの利用の増加が介護保険料の引き上げにつながる大きな課題であることから、新規の整備については慎重に進める必要があると考えております。

また、入所待機者を解消するためには、在宅サービスの充実や介護予防や重点化防止に向けた取り組みにより、要介護者の増加の抑制を図ることが重要であると捉えております。

そのため、第8期介護保険事業計画では、介護サービス基盤として在宅サービスの充実を図るため、ショートステイやデイサービス、24時間対応の訪問サービスを提供する小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護サービスに加えて訪問看護サービスも提供する看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることとしております。

介護予防や重点化防止の取り組みについては、構成市町において全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業など従来の取り組みに加え、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業に取り組むこととしております。

なお、令和6年度以降の施設整備については、3年ごとに策定する介護保険事業計画において、これまでの実績を評価し、将来的な入所待機者数や介護給付費の状況などを見込んで計画してまいります。

介護人材の確保について申し上げます。

管内に介護サービス事業所を設置する法人を対象として令和2年7月に当組合が実施した調査では、回答した6割の法人が介護人材が不足していると回答しております。その後も状況に大きな変化はなく、現在も介護人材の確保は難しい状況にあると認識しており、今後も介護ニーズは増加が見込まれますが、生産年齢人口が減少し、働き手が減少していくことから、ニーズに見合った介護人材の確保は一層困難になっていくものと見込まれます。

介護人材の確保に向けた取り組みについては、主に構成市町が実施することとなりますが、人材確保のための事業として、介護サービス事業所などへの就職に向けた資格取得のための修学資金の貸し付け、介護サービス事業所などに就職した方に対する奨励金の交付、高校生や保護者などに対する介護職の魅力発信、また、人材の定着のための事業として介護従事者を対象とした研修会の開催、介護職員のスキルアップのための研修奨励金の交付などを行っているところであります。

なお、組合では、介護支援専門員に対する支援の一環として地域包括支援センターによる研修

会を開催しているほか、組合が指定する事業所を定期的に訪問し、事業所内におけるハラスメントの防止などについて指導を行っております。

また、国に対しては、広域連合や一部事務組合で組織する全国介護保険広域化推進会議を通じて介護従事者の賃金、労働環境の改善や介護職のイメージアップにつながる取り組みを行うよう要望しているところであります。

介護保険料について申し上げます。

現在の組合となりました平成18年度以降の動きを、介護保険事業計画では2期分に相当する6年ごとの1人当たりの介護保険料の基準月額で申し上げます。

まず、平成18年度は3,496円、6年後の平成24年度は4,797円、同じく6年後の平成30年度は5,962円と推移をし、令和3年度から令和5年度まで適用される現在の基準月額は6,167円となっております。

介護保険料の今後の見通しにつきましては、介護ニーズの増加に伴い介護給付費の増加が見込まれますことから、増額は避けられないものと見込んでいるところであります。

次に、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下新処理施設と申し上げます。及び新最終処分場の整備についてであります。

まず、進捗状況については、組合では令和元年9月に一関市、平泉町及び組合で構成する一般廃棄物処理施設整備検討委員会を組織し、施設整備に向けた検討を行っております。施設整備検討委員会では、処理方式や施設の規模、候補地の絞り込み方法などについて案を取りまとめた都度、住民説明会などで説明を行い、説明会などでいただいた御意見をその次の整備案づくりの作業に反映させるといった作業を繰り返しながら、1項目ごとに整備計画の中身を固める作業を進めてきたところであります。

新処理施設は、建設候補地の地形測量と地質調査のほか、処理方式や施設の規模などの施設整備に関する基本的な事項を取りまとめた施設整備基本計画の策定を進めており、今年度中の策定を目指しているところであります。また、環境影響評価に着手をしたところであります。令和4年度以降は、敷地の造成設計や取付道路の路線測量、用地測量などを予定しているところであります。

また、新最終処分場は、ただいま申し上げました新処理施設と同様に進めてきておまして、建設候補地の地形測量と地質調査のほか、施設の形式や施設の規模などの施設整備に関する基本的な事項を取りまとめた施設整備基本計画の策定を進めており、今年度中の策定を目指しているところであります。また、施設の基本設計に着手をしたところであります。令和4年度以降は、生活環境影響調査や用地測量、施設の具体的な仕様を決める実施設計などを予定しているところであります。

課題として捉えている点ということですが、施設整備を進める上で最も重要なことは、地元の皆様や地権者の皆様に事業に対する御理解を深めていただくことだと考えているところであります。このため、施設の安全性に関する不安に対しては、法令など制度上の説明や科学的な根拠に基づく説明を今後においても行ってまいりたいと考えております。

次に、ごみ焼却施設の維持管理についてであります。

現在の焼却施設は、一関清掃センターの焼却施設は昭和56年3月の竣工から41年、大東清掃センターの焼却施設は平成11年8月の竣工から22年が経過しております。一般にごみ焼却施設の耐用年数は25年から30年程度と言われており、竣工後15年から20年が経過する時点で基幹的設備

の大規模な改良を行い長寿命化を図りますが、一関清掃センター及び大東清掃センターでは、基幹改良はこれまで見合わせておりました。これは、平成11年3月に岩手県が県内を6ブロックに区分し、ごみ処理広域化の方針を示したことを受け、平成15年7月に県南地区の市町村がまとめた県南地区ごみ処理広域化基本構想の中で、一関清掃センターと大東清掃センターは統合整備する方針としたことから、両施設については基幹改良を見合わせ、定期整備による維持管理を行うこととしたためであります。

次に、新最終処分場の建設候補地の選定について申し上げます。

新最終処分場につきましては、新処理施設、これは焼却施設となります。この新処理施設の候補地選定と同じ考え方で進めてまいりました。

少し長くなりますが、大切な問題ですので、順に申し上げます。

現在進めております候補地選定の前は、狐禅寺地区への新処理施設の建設を目指しておりました。狐禅寺地区を候補地とした理由は、政策的な見地から狐禅寺地区のみを対象としておりましたが、現在、私たちが進めております候補地選定の方法、考え方は、全くのゼロベースから施設の条件に適した場所を客観的に少しずつ絞り込んでいくというような方法をとっております。

新最終処分場並びに新処理施設、焼却施設の候補地の選定は、一つには専門家による整備候補地選定委員会、これが1段階と、一関市、平泉町及び組合の職員による一般廃棄物処理施設整備検討委員会、これが2段階になります。それぞれを組織して進めてきました。

この2つの委員会に共通して言えますことは、一つには、組織による合議体で検討を行うといった点、また、客観的、専門的な見地から合議によって選定の手順や評価の項目を決めるところから始めて、その次に合議で決めた評価項目に実際の評価を入れ込む評価を行い、その評価結果を公表しながら候補地選定を進めてまいりました。

まず、第1段階の整備候補地選定委員会について申し上げます。

これは、岩手大学や岩手県立大学などの専門家による合議体として組織し、候補地を狐禅寺地区を除く一関市と平泉町の全域を対象とすることを決定して選定作業が開始されました。

選定作業に当たっては、整備候補地選定委員会が廃棄物処理工学や環境影響評価など客観的、専門的な見地から合議によって選定の手順や条件、評価する項目を決定し、第1次選定から第3次選定までの3段階で進めることが決定されました。

選定の条件や項目評価については、第1次選定、第2次選定、第3次選定のそれぞれの段階ごとに、一関市及び平泉町の広報や組合ホームページなどで公表しながら選定作業を進め、4カ所4カ所の候補地の選定に至りました。

次に、第2段階であります、施設整備検討委員会であります。

こちらは一関市、平泉町及び組合の職員による合議体として組織し、4カ所、4カ所の候補地から1カ所、1カ所の建設候補地を絞り込むための検討を開始いたしております。

建設候補地の絞り込みに当たっては、国内外で廃棄物処理施設の建設を数多く手がけてきた専門家の助言を受け、アドバイザーとして迎えました。

また、候補地の絞り込みに当たっては、どこにつくるかではなく、どのような施設であればよいかといった、理想とする施設のあり方である施設整備基本方針の案をまず定め、この基本方針に沿った評価項目の案を決めて合議によって進めてまいりました。

評価項目の案については、これを住民説明会で説明し、意見を反映させながら評価を進め、評価項目をまず最初に定め、そこに実際の評価を入れ込み、その評価の結果につきましては、さら

に住民説明会で説明し、組合の広報や組合のホームページなどで公表してきたところであります。

次に、候補地選定の手順を時系列で詳しく申し上げます。

まず、平成30年3月に専門家による整備候補地選定委員会を設置し、選定作業を開始いたしました。選定委員会は、令和元年10月までの1年7カ月の間に9回の会議と現地調査を行ったところであります。

候補地の選定は3段階で進めました。第1回から第3回の会議までは第1次選定の条件についての検討を行いました。第1次選定では、法的規制や災害の影響など、候補地として不適切と考えられる地域を除外するため、まず、自然的特性条件として、林業の振興や森林の有する諸機能の維持増進を図ることを目的に、国が保護管理をしている国有林や、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その土地及び近くの土地の改変による危険を防止する必要がある区域であります急傾斜地崩壊危険区域、また、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域である浸水想定区域など18の項目と、そして、社会的特性条件としては、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる農業振興地域、農用地区域及び農業施設用地区域、また、都市計画区域のうち工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定地域、そして、文化財を包蔵する土地である文化財包蔵地など7項目の計25項目の条件を設定し、一関市と平泉町全域の1,319.81平方キロメートルから268.17平方キロメートルに絞り込みました。

次の第3回の会議から第6回の会議では、第2次選定の条件についての検討を行いました。第2次選定では、絞り込み条件と比較評価項目によりまして、268.7平方キロメートルから19カ所の候補地として選定をしております。最終処分場の立地に関する法令上の規制はありませんが、第2次選定では、まず第1次選定からさらに絞り込みを行うため、現在は既に廃止されている昭和35年の旧建設省通達で、これは最終処分場ではなく、ごみ焼却施設の設置を都市計画決定する際の技術的計画標準案というものがございました。この例として、学校や病院などから300メートル以内を除外することとしたところであります。

また、これも規制はないところではありますが、学校や病院からの300メートルという考え方、かつての通達を準用いたしまして、住民が日常的に利用する公共施設、具体的には市民センターや図書館、体育施設などではありますが、これからも300メートル以内を除外することとしたほか、運搬の容易性などから国道、主要地方道の沿線から1.5キロメートルの範囲内とするなど、8項目の絞り込み条件により絞り込みを行いました。

次に、人口重心からの距離や道路の状況、地形など、10項目の比較評価項目により比較評価を行い、19カ所の候補地の選定に至っております。

なお、第2次選定ではコスト面の比較を行うための一つとして、用地取得の容易性という点も評価項目に加えることとなりました。具体的には、市有地、町有地がその候補地に存しているか、また、もう1点として、地元の方から土地を提供してもよいというような場所があるかといったこととございます。このため、市民、町民の皆様から、土地の情報を広く一般公募し、その情報、市有地、町有地があるかということとあわせて情報提供があるかという2点を候補地の選定評価の評価項目の1つとして反映をいたしました。

なお、市民、町民からの情報提供につきましては、一関市及び平泉町から計18件が寄せられたところであります。

第6回会議から第9回会議までにつきましては、第3次選定の条件についての検討を行いました。第3次選定では2段階で評価を行い、4カ所の候補地の選定を行いました。まず初めに技術

面の評価、土地利用面の評価、経済面の評価、土地権利面の評価、その他考慮すべき事項といった5項目で評価を行い、現地調査を行う対象候補地を8カ所といたしました。

次に、その8カ所の現地調査を選定委員の皆様方が行い、自然環境面の評価、生活環境面の評価、総合的評価の3項目により評価を行い、選定委員会として4カ所の選定をしていただきました。

なお、選定委員会での候補地選定の経過につきましては、その段階ごとに一関市の広報、平泉町の広報、組合のホームページなどで公表し、選定の結果につきましては一般廃棄物最終処分場整備候補地選定結果報告書としてまとめ、これにつきましても組合のホームページで公開しております。

組合では選定委員会の4カ所、4カ所といった選定結果を尊重し、令和元年10月にこの4カ所、4カ所を最終選考候補地とし、令和元年12月から住民説明会を開始したところであります。

最終選考候補地とした4カ所については、選定委員会がいずれの候補地も施設整備の適地として選定した候補地でありますことから、4カ所から1カ所に絞り込むに当たっては、さまざまな評価項目を設定して、この4カ所に差をつけて1カ所に絞り込むといった作業、差をつけながらの絞り込みを行うことといたしました。

4カ所の最終選考候補地から1カ所の建設候補地に絞り込むに当たっては、一関市、平泉町及び組合の職員で構成する施設整備検討委員会において、望ましい理想とする施設のあり方を施設整備基本方針としてまとめ、この方針をもとに評価を行いました。

施設整備基本方針は、一つには安全性にすぐれた安全な施設であること、一つには環境に配慮した施設であること、一つには災害に強い施設であること、一つには経済性にすぐれた施設であること、この4区分であり、建設候補地はこの区分ごとに評価項目を設定して、数値化できる項目は数値により、数値化できない項目は利点と課題を整理して比較評価を行い、それぞれの総合評価により最終処分場につきましては千厩字北ノ沢ほかの1カ所に絞り込みが行われたところであります。

なお、この評価に当たりましては、一関市、平泉町及び当組合の職員のほか、国内外で廃棄物処理施設の建設を数多く手がけてきた専門家からの助言を受けながら評価を行ってきたところであります。

項目ごとに申し上げます。

安定性にすぐれた安全な施設の区分では、受電環境、給水環境、排水管までの距離、亜炭の採掘鉱区、湧水、表流水、土質の6項目で評価を行い、最も優位な候補地は千厩字北ノ沢ほかと評価をし、次いで金沢字長沢ほか、次いで滝沢字駒場ほかといった評価となりました。

2項目の環境に配慮した施設の区分では、交通安全、排水環境、景観との調和、自然環境への影響、生活環境への影響、周辺農地への影響の6項目で評価を行い、この区分における最も優位な候補地は滝沢字駒場ほか、金沢字長沢ほか、千厩字北ノ沢ほかとの評価に至りました。

もう1つの区分、災害に強い施設の区分におきましては、予測される自然災害の種類、施設建設の阻害要因の2項目で評価を行い、この項目、区分につきましては、候補地ごとの優劣はないとの評価に至りました。

次の区分、経済性にすぐれた施設の区分におきましては、初期費用及び維持費用について評価を行い、最も優位な候補地は滝沢字駒場ほか、金沢字長沢ほか、千厩字北ノ沢ほかとの評価に至りました。

また、施設整備基本方針の、ただいま申し上げました各区分では分類できないその他といった評価項目を設定をいたしました。その他におきましては、市町の総合計画、土地利用計画との整合性、協働による地域づくり、利用者の利便性、想定される地権者の数、想定される土地の筆数、工事環境の6項目で評価を行い、最も優位な候補地は千厩字北ノ沢ほか、次いで滝沢字駒場ほかと金沢字長沢ほかと評価をいたしました。

ただいま申し上げました各区分において評価をした結果、千厩字北ノ沢ほかは優劣がないと評価した評価区分を除いて最も高い評価を得たことから、最適であるとの評価に至ったところであります。

施設整備検討委員会での候補地の絞り込みについては、先ほど申し上げましたが、組合の広報などで進捗状況を公表しながら検討を進めてまいりました。また、選定の経過につきましても、選定委員会での候補地選定の経過と同様に組合のホームページで公表をしております。

また、どなたでも参加できる住民説明会での御意見を反映させながら検討を進めてきたところであります。

先ほどもお尋ねがございましたが、最終処分場は現状においても周辺環境への影響は十分に低いところであり、法令上も学校や病院などへの距離による規制はありませんが、高校を含む文教施設については、選定委員会、これは職員によるものではなく大学教授などの選定委員会であります。選定委員会における第2次選定の段階において、これも現在の規制はありませんが、かつてあった昭和35年の旧建設省通達で、最終処分場ではなく、ごみ焼却場の設置を都市計画決定する際の技術的計画標準案の例として300メートルの範囲といったものがございましたので、それを適用させて除外をしているところであります。

以上、長くなりましたが、経過等について申し上げます。今後におきましても、十分な説明を行わせていただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

**議長（千田恭平君）** 13番、沼倉憲二君。

**13 番（沼倉憲二君）** 大変丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございました。

私は、最終処分場につきましては4カ所の選定までは評価すると。したがって、かなり詳しい説明がありましたけれども、そこまではどう見ても適切な対応をしているなどということは先ほど壇上で申し上げました。したがって、時間が大分長かったものですから、残り時間がなくなってきましたけれども、1つ目は、この都市計画区域というのは、市街地を中心として一つのまとまった都市として整備、開発、または保全する必要がある地域として都市計画法によって岩手県知事が指定していると。ですから、よく用途地域ではないから問題ないのだという話ですけども、明らかに都市計画区域はそういうのがふさわしいというものがありますので、今回の最終処分場が果たして都市計画区域として適切かどうか、これは甚だ疑問があると思います。そういう点では、よく説明会で都市計画区域だけでも用途地域ではないのだという説明は全然今回のものに納得できませんので、その辺はしっかりと話ししておきたいと思えます。

2つ目に、先ほど壇上で申し上げましたように、千厩字北ノ沢は、現地に行っておわりのように、近くに警察署がある、高校もある、いろいろな会社もあるし、最近では若い人が住宅を建て始めていると。先ほど申し上げたように、千厩のこれから発展する余地がある地域だということで、地域の皆さん方がああいふ場所につくらないでほしいというお話をされておりますけれども、今、壇上で市長から答弁があったのは、さまざまな手順を踏んで法律にも触れていないから千厩字北ノ沢にしたのだということは、今回の地域の皆さんが思っている願いに対して全然応え

ていないと。その点についてどのように認識しているかお聞きします。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** どのように認識しているかということでございましたが、これまで行ってきたことの具体的な事柄でありますとか、また、それはどのような考え方に基づいてやってきたかといったことを、これは5年ほど前になります、狐禅寺地区、あるいはその前も数年を費やしてまいりました。その間の事柄を全て申し上げたところでございます。そして、現在に至っているというところでありまして、どのように認識しているかと言われても、私どもとしても、一関市、平泉町の全域からどうやって、私どもが経験したことのない仕事でございますので、このような大規模な施設の建設は。ましてや廃棄物を扱うということですから、非常に住民の皆様も敏感なものであるということは十分に承知をしております。

したがって、どういう手順でやっていけばよいか、どういような進め方をすればよいか、それをどのようにして住民の皆様、これは該当地区というよりも、どこに決まるか私ども自身もわかりませんでしたので、一つ一つ相談をしながら、一つ一つ公表しながら、一つ一つ質問にお答えしながら進めてきた状態でございますので、なかなか質問されましても、どのようなことをどのようにお話をすればいいのか、簡単には整理がつかないところでございます。

**議長（千田恭平君）** 13番、沼倉憲二君。

**13番（沼倉憲二君）** 先ほど壇上で申し上げましたように、4カ所の選定までは適切な手順であると、そのあとに4カ所の周辺状況を比較して選定したという内容が、そういう手順がわかれば千厩字北ノ沢にならなかったのではないかと。

実は私、きのう、3カ所の清掃センター、花泉、舞川、東山、この現地を見てきました。そして、4カ所の最終処分場のうち、あとの1カ所も見てきました。点数の高いところですね。そうしたら、ほとんどの地域は住宅が少ない、ましてや公共施設などが近くにないという地域です。したがって、今回の千厩字北ノ沢はあまりにもそういう施設をつくるには適さないという判断を持って今ここで質問しております。

そういう意味では、法律に触れないから問題ないのだということではなくて、やはり地域の将来ビジョンにどう市が応えるか、組合が応えるか、そういうものを意向を受けてやはりこの際、施設整備の適切な場所をもう1回リセットする必要があるのではないかと思いますけれども、そのようなお考えはないかどうかお伺いします。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 住宅ですとか公共施設といったお話でございました。

法令に違反していないからいいというようなことは全く申し上げておりません。今、焼却施設に関しては、先ほど都市計画の話がありましたが、工場という分類でありますので、都市計画法上の関係はございますが、最終処分場についてはそのような位置づけもないです。ましてや、場所に関する規制は何もないです。ですので、先ほど壇上からも申し上げましたが、昭和35年当時にあった旧通達を引っ張り出して、それを適用させて300メートルというような範囲での除外を設定いたしました。ですので、今、沼倉議員がおっしゃるような事柄については私どもも考慮させていただいたつもりであります。300メートルが適切なのか、500メートルが適切なのか、そこはさまざまな主観的な判断があらうかと思っておりますけれども、私どもとしてもそのような考慮はいたしたつもりでございます。

また、今、やり直す気持ちはないのかというような御質問でございましたが、現在の候補地選

定は4年半前までさかのぼります。新最終処分場については狐禅寺地区を除いて検討すると申しましたのが平成29年9月の話であります。そこからこれまで4年半経過しているわけでありませうけれども、その4カ所を絞り込むため、沼倉議員は適切だという選定委員会、どのような組み立てでやるかと、実際に該当する委員の方がどなたかがふさわしいかといったことも含めまして4カ所を決定するまでに2年かかりました。その4カ所、4カ所から1カ所に絞り込む作業にまた1年かけてまいりました。その1カ所に決めたことを現在に至るまで、それぞれの場所で説明会を行って、また、さらに1年半ですので、4カ所という選定委員会の選定結果を受けてからですら既に2年半経過しています。

それまでの間は私ども職員だけではなく、専門家と言われる皆様方からも、国内外の処理施設、最終処分場関係の知見を得ました。多くの皆様方のお力もいただき、説明会も重ねてやってまいりましたので、やり直すということであれば、そのような時間を、これまでさまざまお力添え、アドバイスをいただいてきた皆様、あるいは説明会に来て御意見をお話しいただいた方々、それら全てをリセットするということでございます。それがいいのか、よくないのか、そこは今、明確な答えは持ち合わせてございませんが、私どもがやってきたこと、そして、これからやっていこうとすることについて、これは真摯に説明をしていくというのが今の気持ちでございます、それをどうするというのに対して即答できるようなものは今は持ち合わせてございません。以上でございます。

**議 長（千田恭平君）** 13番、沼倉憲二君。

**13 番（沼倉憲二君）** この施設は説明によりますと1期が15年、2期が10年ということで25年間にわたって処分場を利用すると。私も年ですから最終まではこの世にいないのではないかと思いますけれども、そういう意味で、私も弥栄字一ノ沢から千厩字北ノ沢まで距離を測ったら13キロメートルあると。仮にあそこから出たごみを川崎のバイパスを通過して、千厩のバイパスを通過して、町を通過して二十何年間にわたって千厩字北ノ沢に運んでいくということはどうしても理解できない。そういう面では、リセットというのはなかなか考えていないという話ですけれども、これはもう将来を見越して、千厩の発展のために管理者、副管理者が英断を持ってもう一回、建設予定地を検討してみるというぐらいが、やはり将来に向けて一つの大きな発展の余地につながるのではないかと思います。これを聞いてもなかなかはっきりしたお話はないと思います。

それから時間がなくなってきましたからお伺いしますけれども、新年度予算に関連予算が計上されております。したがって、先ほど管理者は、地域の理解を得ながらというお話をされましたけれども、地域の理解が得られない現状ではこの予算執行は見切り発車になるのではないのでしょうか。その辺、この予算との関連で、あるいは御自分の施策の推進方針の中でどのようにこれを理解したらよろしいかお願いします。

**議 長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 2つの点にお答え申し上げます。

まずは、処理施設と最終処分場の距離の関係です。確かに処理施設の建設候補地であります弥栄の平沢から千厩字北ノ沢まではそれなりの距離はあるかと思いますけれども、選定委員会が選定をした4カ所、4カ所の関係性で見ますと、それぞれの距離は多少なりともあります。本当はどちらも1カ所で決まればいいのですけれども、なかなかそのような場所はございませんでした。選定委員会でもありませんでした。4カ所から1カ所に絞り込む際にも費用面、距離性といったものを項目に加えてございます。

もう1点であります、予算でございます。生活環境影響調査、いわゆるアセスメントの分についても入り込ませていただいております。これはどこの場所になるのであれ、アセスメントというものは必須だと考えてございます。そうした生活環境への影響というものを調査もせずに進めていくわけにはまいりませんので、やはり客観的な調査は必要だと考えてございます。実際に場所を決めるとなれば、用地取得費ですとか実施設計ですとか、これはもう場所を決めてからでなければなりません、今般の予算にはそのようなものは盛り込まれてございません。

**議長（千田恭平君）** 13番、沼倉憲二君。

**13 番（沼倉憲二君）** そうしますと、今回の関連予算は、これが即千厩字北ノ沢に決めての対応ではないという理解をいたします。いずれ、このような予算が計上されておりますので、新年度予算に對しましてはなかなかこれを認めるのはどうかと思っていたのですけれども、この予算の中には介護保険がありますので、そういう対応はとらないことにしたわけですけれども、いずれ、やはり地域の理解というのを再三管理者がお話しされておりますので、やはりそれを見てから具体的な執行に向けての対応が必要ではないかと思っております。

今期6人の議員が一般質問しますが、私以外でも3人の方がこの問題を取り上げると。それから、土曜日にも地元の皆さんの意見を聞く会にも参加しました。皆さんの願いは、千厩の将来のためにあの場所にはつくらないでほしいという皆さんの声でした。高校生から、それから若くして住宅をつくった方、そういう皆さんもそういう思いで私ども議員にそういう願いを申されておりましたので、そういう視点から私ども議員もしっかりとその声にお応えするような対応が必要ではないかと思っております。そういう意味では、あとの3人の議員もそれぞれの視点から質問があると思っておりますけれども、私は重ねて申し上げますけれども、今回の最終処分場はやはり千厩字北ノ沢は適切な場所ではないと思ひ、今後もこの視点から発言していきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

**議長（千田恭平君）** 沼倉憲二君の質問を終わります。

次に、齋藤禎弘君の質問を許します。

齋藤禎弘君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

4番、齋藤禎弘君。

**4 番（齋藤禎弘君）** 日本共産党の齋藤禎弘です。

質問通告に沿って、介護保険について7点お伺いいたします。

介護保険制度は1997年、平成9年に介護保険法が成立し、3年後の2000年、平成12年に施行されました。介護保険は3年を1期として現在は8期に至っております。

介護保険はこの間、さまざまな制度の見直しが行われてきました。近年では2014年、平成26年に医療介護総合確保推進法の成立により、要支援1、要支援2の訪問、通所介護が介護保険サービスから市町村が実施する地域支援事業へ移行されました。この事業のサービスはボランティアなどで無資格者でも担えるとして報酬単価を低く設定されましたが、全国ではボランティアは集まらず、有資格のヘルパーが低単価で担う事態が起きています。

さらに、2021年、昨年8月からは、介護事業所において入所者に対して補足給付が改悪され、自己負担も大幅な増加により施設を退所する人が続出する懸念が出てきています。また、同時期に実施された市町村住民税非課税世帯の食費負担の引き上げ、預貯金要件の強化、高額介護サービス費の自己負担限度額の引き上げが行われました。その結果、全国では要介護認定者はふえない

中で要支援認定者は大きく増加するなど、介護利用者が必要な医療、介護サービスが受けにくいといった指摘が出てきており、認定システムのあり方を根本から変える必要が出てきております。また、保険給付と地域支援事業を合わせた総費用は、発足当時の2000年、平成12年では3.6兆円だったものが2018年、平成30年では11兆円と3倍にふえています。制度そのものにはさまざまな問題があり、これらの解消が急がれます。さらに、このコロナ禍により、以前から抱えていた深刻な人手不足や苛酷な労働環境、経営難などの問題が一層深刻化してきています。

そこで、1点目は、介護保険料の滞納状況と差し押さえ処分についてお伺いします。

介護保険の第1号保険料は、全国加重平均で制度がスタートした2000年から2002年の第1期では全国平均2,911円だったのに対し現在の8期では6,014円と2倍以上にふえています。当組合では6,167円であり、全国平均より上回っています。

そこでお尋ねいたします。

介護保険料の滞納状況と差し押さえ処分の状況について、近年の動向とあわせてお伺いします。

2点目は、特別養護老人ホームの待機者数の状況についてお伺いします。

介護は介護する方の負担が相当大きなものとなってきています。老老介護はもちろん、近年ではヤングケアラーといった若い世代が介護をするといった実態が明らかになってきました。

そこで、1つ目の質問です。

現在の特別養護老人ホームの入所待機者数について、直近2年ないし3年の入所待機者数の状況についてお伺いします。

2つ目は、入所待機者を減らす手だてとして、特別養護老人ホームをふやすことが上げられますが、今後の施設整備計画とその考え方についてお伺いします。

3点目は、特別養護老人ホームの整備についてお伺いします。

1つ目は、特別養護老人ホームの整備について、国ではプライバシー保護の観点から個室の整備を進めていますが、高齢者の方の年金の収入だけで入所できる介護施設をつくってほしいという要求は大変切実です。低所得者でも入所できる多床室の整備が必要と考えます。待機者解消のためにも緊急性の高い対策と考えますが、いかがでしょうか。

2つ目は、第8期介護保険事業計画に多床室の整備計画があるのかお伺いします。

4点目は介護事業所の人材確保について伺います。

介護労働安定センターの令和2年度介護労働実態調査の結果によれば、60.8%の事業所が不足していると答えており、その不足している理由として、採用が困難であると86.6%の事業者が回答しています。さらにその理由としては、他産業に比べて条件等がよくないが53.7%、同業他社との人材獲得競争が厳しいが53.1%と高い割合になっています。

また、離職率については14.9%であり、中でも1年未満の離職者が36.2%、1年以上3年未満の離職者が25%となっており、3年未満の離職者が6割以上を占めています。退所した理由について、一番多い回答が、男性が自分の将来の見込みが立たなかったためが26.9%、女性が結婚、妊娠、出産、育児のためが23.9%となっています。

このように、介護にかかわる人材の確保は、人材の不足や早期の退職などの課題が浮き彫りになっています。

そこでお尋ねいたします。

現在の当組合管内の介護事業所における人材の確保、定着の状況についてお伺いいたします。

5点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の第6波であり、まだまだ収束のめども立っていません。このような中で、介護施設利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者になる可能性はゼロではありません。

そこでお尋ねいたします。

介護施設に入所している介護サービス利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者になった場合の対応策についてお伺いします。

6点目は、介護施設における新型コロナウイルス感染症の集団感染についてお伺いいたします。

1つ目の質問です。集団感染に対する予防策と発生した場合の対応策についてお伺いいたします。

2つ目は、抗原検査キットやPCR検査キットなどの必要な資材は十分確保されているのかお伺いします。

7点目は、特別養護老人ホームの職員の配置基準が決められております。常時その基準が満たされなければなりません。

そこで1つ目の質問です。特別養護老人ホームの日中及び夜間の配置基準について、ユニット型施設及び従来型施設ではそれぞれ何人必要とされているのかお伺いいたします。

2つ目は、その職員の配置基準が常に満たされているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの発言といたします。

御清聴ありがとうございました。

**議長（千田恭平君）** 齋藤禎弘君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 齋藤禎弘議員の質問にお答えいたします。

まず、介護保険料の収納状況についてであります。

現年度分の過去3年間の滞納繰越額は、平成30年度は1,394件で2,145万円、令和元年度は1,151件で1,821万円、令和2年度は1,161件で1,646万円となっており、減少傾向にあります。また、過年度分の滞納繰越額についても減少傾向にあり、令和2年度の決算額は1,369件で2,011万円となっております。

介護保険料の滞納繰越額は現年度分、過年度分ともに減少傾向にあり、令和2年度の決算額は過去10年間で最も少ない額となっております。これは令和元年10月の消費税率の引き上げに伴う所得段階が第1段階から第3段階までの被保険者の介護保険料を引き下げる軽減強化策によるところが大きいものと捉えております。

なお、督促や催告を行っても納付をいただけない方に対しては差し押さえなどの滞納処分が規定されてございますが、介護保険料における滞納処分はこれまで実績はないところであります。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者数についてであります。

まず、どのような方を入所待機者というかといった入所待機者の定義から申し上げます。

当組合では岩手県が実施しております特別養護老人ホーム入所待機者実態調査における入所待機者としており、具体的には、要介護認定を受けており、特別養護老人ホームに入所申込書を提出している方で、基準日時点でいまだ入所できていない当組合の被保険者といった方となります。

ただいま申し上げました定義での入所待機者となりますと、令和3年4月1日現在では391人となりますが、このうち在宅の入所待機者は108人です。さらに在宅で早期に入所が必要とされる方は101人です。

この在宅で早期に入所が必要とされる方の直近3年間の動きを申し上げます。令和元年度は133人、令和2年度は107人、令和3年度は101人となっており、ここ数年では減少傾向にあります。

次に、入所待機者への対応についてであります。

令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画では、令和2年4月1日現在の、先ほど申しました在宅で早期に入所が必要とされる入所待機者107人に対して、まずは広域型の特別養護老人ホームの移転に伴う増床が20床、さらに小規模な特別養護老人ホームの整備が1施設で29床となります。合わせて49床を整備することとしたところであります。

そこで、特別養護老人ホームの新設、新規の整備を検討する際の課題と申しますか、留意点についてでございます。

まず、生産年齢人口の減少により介護人材の確保が今後さらに困難になっていくという施設の運営面での課題が1点、そして施設サービスが増加することによって介護保険事業における給付費の支出が膨らみ、自動的に介護保険料の引き上げにはね返ってくるといったような介護保険事業の制度上生じてくる課題がございます。したがって、新設につきましては慎重に判断する必要がありますと捉えております。

次に、特別養護老人ホームの多床室の整備について申し上げます。

国では、利用者の尊厳を重視し、個室でありながら居間などの共有スペースを併設するユニット型個室の整備を推奨しているところではありますが、地域の実情に応じて多床室の整備も認めているところであります。

組合管内における施設の多床室の整備状況については、特別養護老人ホームが25施設、定員数1,173床のうち多床室を設けておりますのは13施設、定員数で670床でありまして、定員数の57%を占めております。

特別養護老人ホームの整備に際しては、事業者が個室、または多床室のいずれかを選択し、事業計画を立てることになります。組合では国が推奨しているユニット型個室の整備を基本としながらも、居住費がユニット型個室に比べて低廉な多床室を整備することで待機者の解消を図ることにつながるものと考え、多床室の整備についても認めているところであります。

次に、第8期介護保険事業計画における多床室の整備の見通しについてであります。

第8期計画では、既存の特別養護老人ホーム2施設の移転による整備と1施設の新設を計画しており、このうち移転増床する1施設については、多床室を現在の50床から20床増床し、70床全てを多床室として整備する予定です。

一方、一部移転する1施設については、多床室80床のうち移転する50床をユニット型の個室として整備する予定です。また、小規模な特別養護老人ホーム1施設29床の新設については、設置の候補者を現在公募しているところであり、施設の整備内容については設置候補者と協議して決定していくこととなります。

次に、介護人材について申し上げます。

令和2年7月に組合が管内に介護サービス事業所を設置する法人を対象として実施した調査においては、回答した法人の6割が介護人材が不足していると答えております。

また、令和2年度に厚生労働省の関係団体、これは公益財団法人の介護労働安定センターという団体でございます。この団体が全国の法人や事業所を対象に行った調査においては、1年間に全職員の15%が離職をしているという結果が出ております。

厚生労働省が公表しております令和2年雇用動向調査によりますと、令和2年の主要産業における離職率は14.2%でありますことから、先ほど15%と申し上げました。介護人材の離職率は他の業種に比べて著しく高いといった数字にはなってはおりませんが、介護人材は不足しているものと認識をしております。

また、離職の理由については、先ほど申し上げました全国調査において、介護サービス事業所を退職した職員に対し複数回答で尋ねておりますが、最も多かった理由は職場の人間関係に問題があったためでありまして、これは退職職員の24%が答えております。さらに、法人や施設事業所の理念や運営のあり方に不満があったためといった答えが17%となってございまして、職場の同僚や雇用主である法人との関係を理由とした退職が多くなっているというような状況にございます。

なお、収入が少なかったためという理由につきましても16%の方が回答しております。

このことから、賃金が低いといったことも退職理由の1つに挙げられているところであります。ただいま申し上げましたものは全国状況ではございますが、賃金の関係については当組合の管内においても同様の状況にあるものと捉えております。

次に、介護施設における新型コロナウイルス感染症の対策について申し上げます。

介護施設の利用者が陽性者となった場合は、保健所の指示に従い原則として入院となります。

一方、濃厚接触者と判断された利用者については、国が作成した感染対策マニュアルによりまして、原則として個室に移動し、個室が不足する場合には症状のない複数の濃厚接触者で部屋を共同利用していただくこととなっております。

介護施設において陽性者、または濃厚接触者が確認された場合の感染拡大防止の対応といたしましては、まずは介護施設利用者の不織布マスクの着用、そして利用者家族への連絡、また、当該施設から事業所を指定する岩手県や当組合への連絡、そして情報共有を行います。

また、提供するサービスの内容や方法の検討を行うほか、保健所の指示を受けまして、居室や利用した共有スペースの消毒と清掃、さらに生活の区域や動線の区分けなど、個別のケースに応じて必要な対応を行うこととなります。

次に、介護施設における新型コロナウイルス感染症の集団感染に対する予防策について申し上げます。

集団感染の発生を防ぐためには初動対応が肝要であるため、介護施設では国が作成した介護職員のための感染対策マニュアルによりまして、介護施設利用者及び従業者に対する早期のワクチン接種、また、入所者及び職員の状態観察や健康管理による発熱など症状の早期発見と濃厚接触が疑われる方の特定、また、複数人の発熱が同時期に発生した場合は、介護施設における感染対策の強化などを行うこととされております。

また、組合では各事業所に対して、国や岩手県から感染症に関する連絡があった場合の速やかな情報提供のほか、感染防止などを目的とした新型コロナウイルス感染症対策研修会の開催、新型コロナウイルス感染症の予防と発生時の適切な対応の情報共有を行っているところであります。

集団感染の発生に対して岩手県では、感染者の発生状況や施設運営を継続するための課題やニーズを把握して市町村へ情報提供しているほか、法人間で応援職員を派遣するための調整、また、緊急時の介護人材確保に対する補助、また、専門的な知識及び技能を有する方で組織する感染制御支援チームでありますICAT（アイキャット）と申しますが、この派遣をし、症状などに応じた入院調整や施設職員に対する感染対策、施設のゾーニングの諸指導などを実施しております。

このほか、組合では、岩手県では対応が困難な他の事業所でのサービス利用や受け入れの調整などを行います。

また、抗原定性検査キットについては、岩手県が昨年8月と10月に介護施設での利用数、必要数を取りまとめ、国が順次配布を行ったところではありますが、追加で配布する予定は未定であることから、必要な資材は原則として介護施設で購入をし、確保することとされております。

なお、防護服や手袋などの衛生資材が一時的に不足する場合には、保健所が備蓄品を提供しております。また、消毒液やマスクなどの衛生資材の購入経費や一定の要件で行う抗原定性検査費用に対しては国や県の補助制度がございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長が答弁をいたします。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** それでは、特別養護老人ホームにおける職員の配置基準についてでございますが、必要な職種については、施設長、医師、生活相談員、栄養士、または管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、看護職員、介護職員の8職種でございます。

職員の配置基準につきましては厚生労働省令で定められておまして、看護職員及び介護職員は2職種合わせまして入所者3人に対して1人、それから生活相談員及び介護支援専門員については入所定員100人に対して1人、その他の職種につきましては1施設につき1人となっております。

定員50人の施設の場合につきましては、看護職員及び介護職員が17人、看護職員及び介護職員以外の職種の職員が6人の合計23人が配置の基準ということになります。なお、このほかに調理員、それから事務員などは運営に必要な数を配置することとされておりますので、職員全体では1施設につき40人から50人程度の配置となっている施設が多くなっております。

また、人員配置基準とは別に、昼間、または夜間に施設に常時配置すべき職員数が施設の種類ごとに定められてございます。食堂や機能訓練室などを入所者全員で利用する従来型施設につきましては、昼間、または夜間を問わず常勤の介護職員を常時1人以上、それから個室でありながら居間などの共有スペースを10人程度のユニットごとに配置するユニット型施設については、昼間は1ユニットごとに1人以上、夜間は2ユニットごとに1人以上の常勤の看護職員、または介護職員を配置する必要がございます。

それから、施設の人員配置につきましては、岩手県及び当組合が定期的に事業所を訪問して実地指導させていただいております。配置基準の適合状況を確認し、必要に応じて指導をさせていただいているというところでございます。

**議長（千田恭平君）** 4番、齋藤禎弘君。

**4番（齋藤禎弘君）** ありがとうございます。

再質問させていただきます。

まず、最初に、保険料の滞納状況でございましたが、件数、金額とも減少傾向であるということでした。大きいのが保険料の引き下げがこの間あったというようにお伺いしておりますが、これは件数だけでございますが、人数というか、それがわかれば教えていただきたいのですが。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** 先ほど件数で申し上げておりますけれども、これは延べの件数ということになりまして、人数につきましては押さえていないところでございます。

**議長（千田恭平君）** 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） わかりました。

先ほど、ほかの税金のように差し押さえ処分はないというお話でしたが、実際に差し押さえられても払えるのかという現実があります。先ほどの質問でも述べましたが、保険料がこの間、約3倍に上がっていると、給付も大幅にふえていっています。この介護保険の給付の財源を見ると、第1号被保険者、65歳以上ですが、これが23%、これは2022年度の予算ベースですが、第2号被保険者介護保険料が27%、国、都道府県、市町村というような負担になっています。中身としては国と地方が50%、被保険者が負担する保険料が50%となっています。いずれ、先ほど答弁がありましたが、この給付がどんどんふえていこうという見通しであります。これは疑いの余地のないところではありますが、いずれ、介護報酬が上がっていけば保険料に当然影響してくるといふ今の保険料の設定の仕方ですね、これについて、管理者として、制度だからどうにもならないのだとか、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 介護保険制度が創設されて20年を越えました。今、御紹介のありましたような、いわゆる介護保険事業の財源の構成については、そうした形をキープしながらの今があって、先ほど壇上で申し上げましたような団塊の世代というのがこれから介護が必要になってくる年代になってきて、ますます財源問題というのが大きくクローズアップされてまいります。

先ほど申しましたとおり、人材と財源と、その2つだと思っております。国の社会保障費全体がこれから先、大きくはね上がっていくわけでございまして、全国市長会を通じまして、その社会保障費全体の財源構成のあり方を大きく問題視をしてございます。今のような税財源制度の中で負担をしていくと、あるいは介護保険料という仕組みを入れ込んでいくということは、これから先の介護という状況を見ますと、幾ら在宅にシフトしていたとしても、なかなか厳しいというような認識は広く持ってございまして、その答えというのは今はまだはっきりとしたものはないのですが、そこは国を挙げて検討しているところでございますし、私どもとしても大いに関心を持っていきたいと、このように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 今、管理者の答弁でございましたが、第2号被保険者、介護保険料ですか、現役世代、これがどんどんこれから減っていくというのが明らかであります。そうすれば、当然保険料の納める人が減れば保険料が減っていくようになります。

先ほど市長会を通じて国のほうに要望されているということでしたが、ぜひ、これを引き続きやっていただきたいのと、保険料50%という考えですが、これをもっと減らす、国庫負担をふやす、そのような提言もぜひやっていただきたいと考えます。現に、防衛費なども毎年ふえてGDP1%とか、いつの話かという状況になっていますので、この辺はぜひとも市長会を通じて強く国に求めていただきたい。8期がことしスタートし、9期が令和6年からスタートしますが、直ちにではなくても次期、第9期に向けて国庫負担の増というのをどんどん積極的に求めていっていただきたいと考えます。

次の質問になります。

特別養護老人ホームの待機者数であります。先ほど年々減少しているというようにお話であります。その中で、今回、増床するというようなお話もありますが、これ以外にふやす考えというのはないでしょうか。

議長（千田恭平君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 第8期の計画の中ではこれになりますけれども、その先、第9期のときには改めてまた検討するというような形になるかと思えます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 第8期はもう計画を立てているから変更できないというように解釈してよろしいですね。第9期についてはふえる見通しがあります。ただ、どんどんふえていくわけではないと考えます、今の人口構成から言ってみれば、いずれ減ってくるのではないかといいようにも思えますので、適切に考えていただきたいと思えます。

そこでお尋ねいたしますけれども、現在の早期入所が必要な方が、先ほど101人というお話がありました。こういう方に対して、実際に今はどのような介護サービスをされているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 待機されている方につきましては、訪問のサービスを利用させていただいているということで、そこで対応させていただいているところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

私は前職は農協に三十数年いたのですが、こうやって歩いていると、ある日突然、日中誰もいない家にお母さんがいる時があるのです。何回か行くと毎回いるものでどうしてかとお聞きしたら、やっぱり両親、親の介護のために退職したというお話がありました。実際そうやって親の介護のために退職されたという方がいて、もし把握されていれば人数を教えてください。なければ結構です。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） その部分は把握できておりません。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

在宅介護になれば当然同居する家族の負担も相当大きいものがございまして。

ある方は、ショートステイに預けるから、きょうは家に誰もいないからということで、そのときにきょうは何をしようかと楽しみを、たまたまお会いしたときにお話をお伺いしました。その方のお話ですと、やはり毎日やっていると本当に気が滅入ってしまうということで、でも、その方はショートステイに親御さんを預けたときにその日1日空くので、その日に何をしようかと楽しみを持って、それで日々の介護を頑張っているというお話を伺いました。

そこで、確かに私たちも仕事をしていて、これが終われば次に楽しみがあるからと、そういうのはわかるのですけれども、そうやってその方は上手に気持ちを切りかえて日々の介護に頑張っていってらっしゃったという実態があります。

組合として介護をしている方の精神的なり肉体的な苦勞ですか、そのようなものを取り除くとか、フォローをどのようなことをされているのか、具体的にお答えいただきたい。

議長（千田恭平君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 第8期の介護保険事業計画の中で、先ほどもお話がありました在宅サービスの中でそれを充実するというところで、ショートステイであったり、デイサービスであったり、24時間対応の訪問サービス、それを組み合わせた小規模多機能型居宅介護であったり、それから小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて訪問看護サービスも提供する看護小規模多機能型居

宅介護、そのようなものも充実する計画であります。そのようなものを十分利用していただいて、リフレッシュといいますか、そのような機会にさせていただくというのも一つの方法なのかなと思います。

あと、構成市町におきましては、家族介護手当とか、そのような部分で手当てをさせていただいているというところがございます。

議 長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

先ほどの家族の方のお話をしましたが、やはり最初はそうはならなかったとおっしゃっていました。どうしてかという、介護施設に親を預けて自分は遊びに行っているのかと、そのような罪悪感があったということではありますが、ただ、それをやるようになってから、大分介護の負担、心労が減ってきたというようなお話を伺っていますので、介護されている方のフォローについても積極的に取り組んでいただければと考えます。

次に移ります。

人材不足についてであります。私も先ほどの調査を見て独自に調べましたけれども、かなり深刻だという状況であります。それで、不足の原因の一つに仕事の苛酷さもありますが、一番大きいのは低賃金が挙げられています。全国の調査ですと他の業種に比べて、2020年の2年前のデータですと介護職員が29万3,000円ですね、全産業ですと35万2,000円ということで、6万円ほど下回っているという状況であります。

その中で、今、打ち出されています、ことし10月からの国の施策の賃金引き上げについてですが、これは介護報酬の臨時改定によって対応するということでもあります。2022年ですから令和4年度末までに介護報酬の国庫負担を153億円、地方負担分を160億円の予算を計上しています。ただ、この財源を利用者負担や介護報酬に求めているという問題があります。

全国市長会のほうでは、これがサービス利用者や被保険者に新たな負担が生じるのではないかなというような懸念を示しているとあります。また、介護報酬に繰り入れられるということは、利用者としてこれ以上の負担増は困難な状況があると関係者からの懸念の声が上がっています。このような中で、保険料の高騰を抑えながら介護保険制度をさらに充実していくためには、やはり先ほど申し上げたような国庫負担を大幅に引き上げることが必要と考えます。

このことについて、さらに保険料や介護報酬に影響しないような賃金の引き上げについて国のほうに声を挙げていくということはいかがでしょうか、そういう考えはございませんか。

議 長（千田恭平君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 介護職員の賃金の改善の関係だと思います。本年2月から介護職員の給与を月額9,000円程度引き上げるための補助事業を岩手県が実施主体となりまして行ってございます。

なお、当組合としましては、国に対して、広域連合、あるいは一部事務組合で組織する全国介護保険広域化推進会議というものに所属しておりまして、そちらのほうで介護従事者の賃金であるとか、労働環境の改善であるとか、介護職のイメージアップにつながるような取り組み、そのようなものを要望しているところがございます。そのような形で対応していきたいと思っております。

議 長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） ありがとうございました。

今回、低賃金の改善のための施策が打ち出されていますが、今回、その政策で十分低賃金が解消されたとお考えでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） このような一時的な措置はありますが、それでもって根本的な部分が改善しているというようには思えませんし、さらにこれから先、働き手の減少、そして介護保険に対するニーズの増大、そしてそれに伴う保険料の増といったような、どちらを選ぶにしても、どちらの道にしても大変な課題がございますので、やはり根本的な対策が必要であると考えてございまして、そのような点につきましては、先ほど申しましたような市長会として声を挙げているところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

私としては、今回の国の政策は十分な措置はなされていると考えておりますが、それでは逆にお尋ねしますが、組合が関係市町と協力して独自の低賃金の対策ですか、特にコロナ禍で結構大変な思いをしているやに伺っております。そのような対応とか追加措置をするというようなお考えはございませんか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 低賃金そのものに対して組合が独自に行うというよりは、そのような方々が就業しやすい環境ですとか、そのような職業を選択していただくためのさまざまな取り組みを構成市町と一緒にやっているところでございまして、私ども地方としては地域の実情に応じた取り組みが一番最適であると考えております。先ほど来お話しの根本的な介護保険の枠組み、そうした税財源制度については地方がどうこうというような分野ではもう既にないと、このように認識してございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） もう1回確認しますが、組合として特に措置はしないというような今の答弁と理解してよろしいですか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 現時点において具体的なプランはございません。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） わかりました。

低賃金だということで離職者が多いというのは当然周知のとおりですので、何かしらの賃金以外の離職防止とか介護に従事される、応募される方がふえるとか、そのような政策を独自に開発して推進していただきたいというように申し上げます。

次は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者になったとか濃厚接触者になったという場合であります。先ほどお話があった対策ですが、これで十分だというように認識されていますでしょうか。

議長（千田恭平君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 今取り得る対策はされているのかというようには思っております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 先ほどお伺いしたのはそういう方が出たというケースでありましたが、ただ、施設内での感染拡大というのは当然考えられますし、実際に起きていますが、そのような意味で

も早期に発見するというのが必要だと考えます。ただ、早期に発見するにしても無症状の方も多くいらっしゃるというのも現状でございます。そのような現状を踏まえまして、施設の利用者とか入居者、職員も含めて症状がなくても定期的にPCR検査とか、そのようなものを実施していくという対策が必要だと考えますが、そのようなことの検討とかはされていないのでしょうか。

**議長（千田恭平君）** 猪股事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君）** 議員がおっしゃいますように、早期に発見するためには定期的な検査をすることが必要であるというように国のほうでも話しております。それを受けまして、令和4年3月16日付になります。岩手県のほうから高齢者施設の一斉検査ということで通知がございました。これは、高齢者施設等の入所者は重症化リスクが高い特性があるので、高齢者施設等で集団感染が発生した場合は、これまでの例からも、やむを得ず施設内療養を行う場合があるほか、職員が感染、または濃厚接触者となった場合には、業務に従事できる職員が不足するなど施設運営への影響が非常に大きいと、早期発見、早期対応により感染拡大を最小限にとどめることが重要であることから、高齢者施設でも特に長期入所型の施設におけるクラスターが感染した職員から生じる傾向が多いことも踏まえ、今回につきましては有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の従事者を対象として、定期的な検査をするためのPCR検査を実施するための助成を行うというものです。そういう通知が来ておりますので、組合といたしましても、同じようにその情報を提供してまいりたいと思います。

**議長（千田恭平君）** 4番、齋藤禎弘君。

**4番（齋藤禎弘君）** ちょうど1週間前でございますね。これはもう既にやられたのでしょうか。施設で実施されたのでしょうか。

**議長（千田恭平君）** 猪股事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君）** こちらはまだ実際には動いておりません。これからの取り組みになります。

**議長（千田恭平君）** 4番、齋藤禎弘君。

**4番（齋藤禎弘君）** ありがとうございます。

来たばかりで1週間ということですが、いつからやるか、ちょっと私はわかりませんが、いずれ日々感染者というのはふえておりますので、早急にやられるように申し上げます。

今の岩手県の通知ですと対象者が限定されております。介護施設とかそのようなものにかかわる全ての方にはなっていないように伺いましたが、これを全ての方に広げるといふこと、そのようなお考えはございませんか

**議長（千田恭平君）** 猪股事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君）** この取り組みにつきましては岩手県のほうで主導して取り組んでいただくものであります。岩手県としましても、先ほどお話しした理由で今回に限っては一部分の施設になるという取り組みでありますので、今後、状況を見まして拡大する方向にも動くものかと思っております。

**議長（千田恭平君）** 4番、齋藤禎弘君。

**4番（齋藤禎弘君）** ありがとうございます。

ちょっと質問を変えますが、私のお伺いした施設ですと、施設内で発生すると定期的に検査していかないとならないというようなことをお伺いしております。その施設の管理者に伺った話で

すが、実際その施設で何も起きていないとこんなに検査キットが必要なのかなと考えたのだそうです。ところが、一たび起こってしまうと定期的に検査するものですから、100、200というのは、人数がどのくらいいる施設かわかりませんが、あつという間になくなって、次に手に入らないのではないかと心配もあるということで非常に心配だというお話をお伺いしておりますが、検査キットの供給というか、そのような状況というのは過不足なく必要分確保できているのでしょうか。

**議長（千田恭平君）** 猪股事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君）** 先ほど答弁申し上げましたとおり、国のほうで必要数を集約し、一度はお配りしているところですが、そのあとにつきましては再度お配りする計画は立っていないところです。現場におきましては独自で購入していただいて備えていただいているところではあります。状況でクラスターなどの発生により足りなくなった場合については、保健所のほうで持ち合わせていたものを提供していただいているのが実態となっております。

**議長（千田恭平君）** 4番、齋藤禎弘君。

**4番（齋藤禎弘君）** そうしますと、検査キットについては、不足して事業者が困るとか、そのような不足する事態というのは発生していないというように認識してよろしいですか。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** 検査キットにつきましては先ほどの答弁のとおりですけれども、不足しないように対応できているものというように認識しておりますが、不足があれば当然情報共有しながら、対応できるものは対応していきたいと思っております。

**議長（千田恭平君）** 4番、齋藤禎弘君。

**4番（齋藤禎弘君）** ありがとうございます。

それでは、施設の職員の方が新型コロナウイルス感染症の陽性者とか濃厚接触者となった場合、サービスが継続できなくなるのではないかと、そのような可能性があるのではないかと考えますが、そのような場合、組合としての支援策というか、組合としてのお考えがあるかお伺いします。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** 介護サービスにつきましては、国が定めた新型インフルエンザ等対策政府行動計画におきまして、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に位置づけられております。利用者の日常生活の維持に必要なものでありますために、介護サービスを継続するための対応としましては、介護施設では施設内や同一法人内の職員の調整、代替職員の雇用、サービス内容や業務内容の調整を行うこととされております。これらの対応を行っても職員が不足する場合については、岩手県や保険者であります当組合に応援職員の派遣調整などを依頼するということとなります。

岩手県では同一法人内の職員調整の結果、職員が不足する施設への応援職員の派遣を岩手県の社会福祉協議会へ委託により実施いたします。また、専門的な知識及び技能を有する者で組織いたします感染制御支援チームでありますICATという組織を派遣しまして、状況に応じた入院調整、あるいは施設職員に対する感染対策の指導、施設のゾーニング指導などを実施するものがあります。

組合では、岩手県では対応困難な他事業所でのサービス利用、受け入れの調整などを行うというところでございます。

なお、施設の職員が新型コロナウイルス感染症に感染するなどの理由によって一時的に指定等

に係る基準、あるいは介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなるような場合については、国では新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いというものによりまして、それを通知しておりまして、利用者の処遇に配慮した上で基準以上の人員配置をした場合の加算を算定可能とするなど、柔軟な対応が可能となっているところでございます。

議 長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

特別養護老人ホームの管理者からお伺いしたお話ですが、陽性者や濃厚接触者というのは当然職場に出勤しないわけでありますが、ちょっと意外だったというのが、濃厚接触者が出た施設で働いているお母さんの話ですが、その方は何でもなかったのですが、その子供が保育園から登園拒否されてしまうと。その結果、母親が休まざるを得なくなるといった二次的なというか、そうして職員がどんどん休んでいってしまうという状況が発生しているそうです。その管理者については、まさかこういう休み方をされるとは想定していなかったということで、いずれ、いつ人がいなくなる、休まざるを得ないかということで非常に危機感を持っているということでもあります。

この管理者はいいのですが、十分な職員体制、ちゃんと人材を確保していればそのやりくりがつくのだけれども、全くそうではない、ぎりぎりで行っているということで、人のやりくりについて常に精神的な負担が積み重なって、体調までは崩していませんが、大分苦勞しているというようなお話であります。

先ほど最初にお尋ねしようと考えていたのですが、他の施設からのやりくりというのがあるというような説明を聞きまして、施設が不足にならないように十分配慮して対応していただきたいということを申し上げて、時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（千田恭平君） 通告時間に達しましたので、齋藤禎弘君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時19分

再開 午後1時30分

議 長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、菅原行奈君の質問を許します。

菅原行奈君の質問通告時間は30分で、一問一答方式です。

5番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） 私は、このたび、一関地区広域行政組合議会において初めて質問する菅原行奈でございます。

議長のお許しを得まして、2点について質問させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきますが、1つ目は、一般廃棄物収集運搬業の許可についてです。

昨今、空き家問題が取り沙汰されておりますが、私たちの身近でも数多くの空き家を目にするところであります。空き家は見た目の問題だけではなく、動物がすみ着いたり、放火や不法侵入等の犯罪、災害につながる要因にもなり、ほかにも衛生、危険等、地域のさまざまな角度から検知してみても多くの問題をはらんでおります。これは私が申し上げるべくもなく、周知のことで

ありますが、この空き家問題でその解決に向けて具体的な行動や対応がとれるのは、空き家の所有者と委託された業者です。空き家所有者が田舎を離れて都会に住んでいる場合、また、遠方に住んでいる場合、旧知のコミュニティーにある行政であったり、そのようなところに頼むことも多々あります。空き家問題というのは実はコミュニティーの協働体の問題でもございます。まちづくり、むらづくりの問題で個人の問題にとどまりません。そして、誰がやってもよいというものでもありません。

遠くの知り合いが、知っているあなただからお願いすると知っている業者に中に入ることを許して、そして、丸ごと片づけていただきたいと頼むこともございます。知っているあなただから、解体業者に中の一般廃棄物まで、中の家財道具まで全部あなたに頼みたいということも多々あります。

私の地元の産業廃棄物収集運搬業の許可を得ている業者ですが、長年地域のために働いてこられた、まじめにやってこられた業者がありますが、やはりあなただからと信頼されて、丸ごと解体してほしいということをお願いしておりました。そして、中の物はもう全部捨てていいと頼まれていたのですが、空き家問題は、解体をしてそれを片づけたらいいということではなくて、まず家の中の物を処分しなければなりません。その家の中の物の処分は一般廃棄物の収集の許認可がなければ、集めることはできても運搬することはできません。それを丸ごとあなたに頼みたいと言われた業者には一般廃棄物の許可がないので、そこで結構手間がかかることになります。それはどういうことかという、例えば便利屋さんであるとか、シルバー人材センターであるとか、まず家の中の物を一旦集めなければなりません。それがまず1つの業者への委託。それから、集めたものを今度は一般廃棄物の収集業者に頼んで捨てていただかなければなりません。

例えば、都会に住んでいる方々がそのような手続、契約をする場合に、やはり判こが必要だとか、また、都会から出てきて、そのような契約をいちいち2つ、3つの業者と結ばなければなりません。

それで、産業廃棄物の運搬許可を得ている認可業者の方が一般廃棄物収集運搬許可をとろうとして許可を求めましたが、取得できませんでした。

それで、その状況ですが、なぜ許可がおりなかったのか、それから最も新しい一般廃棄物収集運搬業許可を行ったのはいつなのか、現在の許可業者の数は、それから、家電リサイクル法の対象機器の収集運搬が可能な業者はこの組合管内に何社あるのか、また、直近5年間に新規許可の希望や問い合わせは何件あったかということをお尋ねしたいと思います。

2つ目の質問に入ります。2つ目の質問は、火葬場の指定管理料についてです。

現在、釣山斎苑、千厩斎苑ともに住民の火葬を円滑にとり行う地域の公衆衛生上欠かせない施設であることはもとより、平時のみならず災害時においても円滑に機能させていくことが求められる社会基盤の1つであると思います。

昨今、原油価格高騰によるその影響についてお伺いをいたします。

1つ目、原油価格高騰による影響はあるのか。また、2つ目、指定管理料の直近10年間の推移はどうなっているのか。3つ目、物価指数が反映されている指定管理料になっているのか。

商売をしていると三方よしという考え方があります。それはお客様がよし、取引先よし、そして社員よしです。私はこの原油価格の高騰による現在の状況の中で、火葬場の指定管理料のことがとても気になりました。お伺いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（千田恭平君） 菅原行奈君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 菅原行奈議員の質問にお答えいたします。

一般廃棄物収集運搬業の許可についてであります。

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、一般に廃棄物処理法と言っております。この法律において、産業廃棄物と一般廃棄物とに区分をされておまして、産業廃棄物以外を一般廃棄物と規定をしております。

この廃棄物処理法による取り扱いでは、一般廃棄物収集運搬業の新規の許可は、1つには当該市町村みずからが一般廃棄物の収集、または運搬を行うことが困難であること、また、一般廃棄物収集運搬業の許可申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること、このいずれにも適合しているということが新規の許可の要件とされているところであります。

一般廃棄物処理業とは収集運搬業等処分業のことを言いますが、この一般廃棄物処理業は環境省からの通知では次のように示されております。この業は、専ら自由競争にゆだねられるべき性格の事業とは位置づけられていないためであり、許可要件に関する判断に当たっては、一般廃棄物処理業の適切な運営が継続的、かつ安定的に確保されるよう需要と供給のバランスについては既存の許可業者への影響を適切に考慮することとされております。つまり、現在の許可業者の数や能力に不足がなければ、新たな許可は行わないこととする通知に従って事務を行っております。

これまで当組合が行った一般廃棄物収集運搬業許可のうち直近のものは令和3年2月の許可で、特定の一般廃棄物処分業者に汚泥を運搬するという許可であります。

その前は平成23年4月の許可で、事業系一般廃棄物のうち動植物性残渣を収集し、リサイクル処理施設に運搬するという許可でありました。

現在の許可業者数については、ごみの収集運搬許可業者が25社、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬許可業者が8社、ごみの一般廃棄物処分業の許可業者が7社であります。

次に、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法の対象となる機器については、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目であります。組合管内の収集運搬業の許可業者は9社であります。

次に、ごみの一般廃棄物収集運搬業許可についての動向、新規申請の問い合わせは年に2、3件ございます。

次に、火葬場の指定管理料について申し上げます。

釣山斎苑、千厩斎苑の2施設については、管理運営の効率化と利用者の利便性の向上を図るため、平成26年4月から指定管理者による管理を導入し、令和4年度で9年目となります。指定管理の期間は5年間を単位としており、指定管理者とは指定管理期間の当初に基本協定を締結し、指定管理者が行う業務の範囲や営業日などの条件を定め、その上で毎年度、年度協定を締結し、指定管理料を定めているところであります。

指定管理料については、年度末に火葬の実績や燃料費の価格動向などに応じて指定管理料を変更し、指定管理者に支払うこととしていることから、原油価格の変動分は指定管理料に反映される仕組みとなっております。

指定管理料の推移について申し上げます。

指定管理者制度を導入した平成26年度が2,905万円であります。直近の3カ年で申し上げますと、平成30年度が2,715万円、令和元年度が3,425万円、令和2年度が3,507万円となっております。

す。

物価の変動に伴う指定管理料の変更については、指定管理を行った年度の火葬の実績や燃料費の価格動向などに応じてその年度の指定管理料を変更していることのほか、基本協定において賃金水準、物価水準の変動、そしてその他やむを得ない事由により、当初合意した指定管理料が著しく不適當となったときは委託者、または受託者が指定管理料の変更を申し出ることができるとしているところであります。

議 長（千田恭平君） 5番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） それでは、2回目の質問をいたします。

先に一般廃棄物収集運搬業の許可についての2回目の質問ですが、一般廃棄物収集運搬業者の新規許可を花巻市、北上市、奥州市では新たに行っているとお聞きしました。それで、当組合ではなぜ容易に許可していないのかをお尋ねいたします。当組合での状況を教えてください。

議 長（千田恭平君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 一般廃棄物の収集運搬につきましては、既存の許可業者で不足がないと判断しておりますので、当組合としては新たな許可は現在行っていないところでございます。

議 長（千田恭平君） 5番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） ありがとうございます。

この東部地域と旧一関市を含む西の地域とあるのですが、その業者のバランスはいかがでしょうか。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 今、西、東の数は資料を勘定しておりますので、その間に他市の状況について、私、先ほど答弁漏れがあったかと思いましたので申し上げます。

花巻市、北上市、奥州市においても、既存の許可業者による収集運搬で不足はないということから、新たな許可は行っていないと確認をしております。

後段の質問はもう少々お待ちください。

議 長（千田恭平君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 収集運搬業の25社のうち西が9社、東のほうは8社、8社は市外の業者ということになります。

議 長（千田恭平君） 5番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） わかりました。

いろいろな法律があって、そのような状況になっているということはわかりました。しかし、私がこの一般廃棄物処理許可の質問をしている背景というか、発端は空き家問題であります。空き家問題を考えたときに、やはり解体だけでは空き家問題は解決していかない、空き家の中の物を片づける、そのような仕組みがないと、ごみをまとめる人、それから運搬する人、処理をする人、お金があればいいのですが、ワンストップで丸ごと任せたいといったような、そのような状況に見合うようなこの空き家問題に対して、一般廃棄物のこのごみ問題を考えていただけたらなと思っております。

そして、これは一関市だけの問題ではなくて、日本全国どこにでも起こっている問題だと思います。それで、県や国に対してもそのようなことを言っていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問でございます。

火葬場の指定管理料ですが、結局、三方よしの考え方で私は思うのですが、事業者で三方よしの考え方だとお客様は市民の方、それから取引先はその委託業者、そして社員というのは委託先で働く労働者の方々だと思います。それで、この労働者の働く方々にしわ寄せがいかないようにお願いをしたいのと、この10年間の県内委託料の比較というのは、県内の各市町村の客観的、総合的な指定管理料の比較をしていただき、また、見直しをする余地があるかどうかを改めてお聞きしたいと思います。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** 指定管理料の関係で、労働者のほうにしわ寄せがいかないようにというようなお話をいただきました。先ほども答弁の中でお話しさせていただいておりますけれども、指定管理を行うに当たっては基本協定というものを結んでおりまして、その中で賃金水準であるとか物価水準の変動であるとか、そのようなものは反映できるような形になっておりますので、そのような対応をこれからもしてまいりたいと思います。

あと、先ほどちょっと収集運搬業の西と東の業者数をお答えしたのですが、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。西のほうが10社、東のほうが8社、そして管外が7社ということで計25社になりますので、訂正させていただきます。

**議長（千田恭平君）** 5番、菅原行奈君。

**5番（菅原行奈君）** その火葬場の指定管理料のことで、物価に関しても配慮されている、また、賃金に関しても配慮されているということはわかりました。しかし、灯油が高騰して支払いがあるときにお金がないと業者が大変困りますので早めにお支払いをお願いしたいのと、1年間、いつぐらいにお支払いというか、委託料のお支払いを行っているのかをお尋ねいたします。

**議長（千田恭平君）** 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

**事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉晃君）** それでは、火葬場のほうの指定管理料の支払いの関係の御質問でございますので、その内容をお答えさせていただきたいと思います。

それで、これは先ほども申しましたとおり、1年間の単年度契約ということでお話ししましたが、それを12カ月、いわゆる1カ月ごとにお支払いをしているという状況でございます。ですので、1回目から11回目までは同様の金額をお支払いしてございますし、最後の3月で、いわゆる状況よっての調整というものを3月でさせていただいて、最終的な3月の支払金額というものを確定させてお支払いさせていただいているという内容でございます。

**議長（千田恭平君）** 5番、菅原行奈君。

**5番（菅原行奈君）** ありがとうございます。

それでは、物価に対応した指定管理料にまた是正もなるということもお聞きしました。

それでは、どうぞ、指定管理者の方々がその申し出をしたときには、十分な指定管理料でもってこの公衆衛生上欠かせない、この私たちの社会基盤を支えてくださっている火葬場の業務について、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。ありがとうございます。

**議長（千田恭平君）** 菅原行奈君の質問を終わります。

次に、岩渕典仁君の質問を許します。

岩渕典仁君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

3番、岩渕典仁君。

**3番（岩渕典仁君）** 3番、岩渕典仁です。

第48回組合議会定例会に当たり、通告に基づき、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場について、一般質問を行います。

同僚議員からも類似した質問が行われていますが、私は別な視点から問題意識を持って質問いたします。

令和4年度施策の推進方針骨子では、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備は、環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全を図り、廃棄物を長期にわたって安定的に処理できる施設の実現に向けて取り組むと明記をされています。

令和2年11月、一関地区広域行政組合は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、新処理施設の候補地に弥栄字一ノ沢ほか、新最終処分場の候補地に千厩字北ノ沢ほかとしました。

また、候補地選定の経過、新処理施設と新最終処分場の検討状況の説明会を開催しています。

説明会では、新処理施設に対しては、施設整備後に懸念される周辺道路の交通安全対策や新ごみ処理施設の余熱活用の具体案を求める意見、要望などが出されました。新最終処分場については、同組合が最適地とする選定結果に疑問を持つ参加者から選定のやり直しを求める意見、千厩字北ノ沢への新最終処分場に反対する意見が出されております。

そこで、以下の質問を行います。

- 1、施設整備について、施設周辺を含めて概要と進捗状況について。
- 2、施設整備を進める上での課題について。
- 3、説明会等において不安や慎重な意見、要望の内容と対応について。
- 4、その不安や慎重な意見、要望をどのように施設整備計画に反映するのかについてお尋ねいたします。

以上、4点についてお伺いします。

以上で登壇での質問を終えます。ありがとうございました。

**議長（千田恭平君）** 岩渕典仁君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 岩渕典仁議員の質問にお答えいたします。

新処理施設及び新最終処分場の整備についてであります。

一般廃棄物処理施設整備検討委員会では、これまで新処理施設や新最終処分場の言わば本体に関する処理方式や施設規模、環境保全対策などについて検討してきており、現在、施設整備の指針となる施設整備基本計画の年度内の策定に向け、取りまとめを進めている段階でございます。

新処理施設にあつては余熱の活用方法、また、新最終処分場にあつては緑地帯など、施設本体以外の関連施設については説明会などでの意見を踏まえながら検討を進めることとしております。今申し上げましたのが進捗状況の部分であります。

次に、施設整備を進める上での課題についての御質問でございます。

最も重要なことは、地元の皆様や地権者の皆様に、事業に対する理解を深めていただくことと考えており、今後においても説明を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、新最終処分場の整備に関する説明会での意見や要望についてでございます。

新処理施設と同様にこの新最終処分場の施設整備に関する説明会を開催しております。

説明会の回数について若干申し上げます。

4カ所、4カ所を1カ所に絞り込むための説明会が計41回、1カ所に絞り込んでからの説明会が計31回の合わせて72回、これまで説明会を開催してきております。

そのうち、一関市、平泉町の住民の方ならどなたでも御参加いただける住民説明会といったものを、これは4カ所から1カ所に絞り込むまでが36回、1カ所に絞り込んでからが7回開催しております。このどなたでも御出席いただけます住民説明会のほかには、例えば千厩地区の住民の方を対象とした地区説明会でありますとか、建設候補地周辺自治会の範囲の住民の皆様を対象とした周辺自治会説明会、また、土地所有者を対象とした土地所有者説明会などの区分ごとに開催をしております、当組合が主催した新最終処分場に係る説明会は、ただいま申しあげました72回のうちの54回に及んでおります。

説明会において寄せられております建設候補地に関することといたしましては、一つには建設候補地が学校や住宅地に近いのではないかとといった施設の立地場所に関する御意見、また、埋立地に降った雨が地下水の水質汚染に影響するのではないかとといった御意見、御質問、そして豪雨になれば埋立地から水があふれ、災害になるのではないかとといったような御意見があったとの報告を受けております。

そこで、この御質問、御意見への対応についてのお尋ねがございましたので、ただいま申しあげましたような御意見に対して説明会においてどのような説明をしてきたかをお答え申し上げます、答弁とさせていただきますと思います。

まず、建設候補地の立地、どこにつくるかといった点につきましては、初めに専門家による整備候補地選定委員会と、次に一関市、平泉町及び組合の職員による一般廃棄物処理施設整備検討委員会を組織いたしまして検討を進めてまいりました。この2つの委員会の共通点、つまり候補地選定を進める上での私どもとしての大原則について申し上げます。

2つの委員会、いずれも組織を編成いたしました合議体で検討を行うこととしております。つまり、どなたかの思惑であるとか、どなたかの都合であるとか、そのようなもので決めるものではないということでございます。

また、客観的専門的な見地から合議によって選定の手順や評価の項目をまず初めに決めます。その次に合議で決めたこの評価項目ですとか基準に従って実際の評価作業を行い、それらを集計をした上で絞り込みを行っていくというような手順で進めてございます。

また、それらの結果につきましては、それぞれ結果を公表しながら選定を進めてきたところであります。

以下は、先ほども答弁で詳しく申しあげましたので、少し省略して申し上げます。

まず、具体的な選定委員会における評価作業であります、廃棄物処理工学や環境影響評価などの専門家による選定委員会を設置して、これは3段階で選定作業を行いました。

第1次選定では、自然的特性条件など18項目、また、社会的特性条件として、農業振興地域のうちの農用地区域や農業施設用区域などの7項目の25項目の条件を設定いたしました。さらに、法的規制や災害の影響など、新最終処分場の候補地として不適切と考えられる区域を除外いたしまして、一関市と平泉町の全域の中から268.17平方キロメートルに絞り込みを行いました。

第2次選定委員会では、この選定委員会において、学校や病院などから300メートル以内、あるいは住民が日常的に利用する公共施設から300メートル以内を除外し、また、運搬の容易性などから国道、主要地方道の沿線から1.5キロメートルの範囲内とすることなど、8項目の絞り込み条件によって絞り込みを行い、次に、人口重心からの距離、道路の状況、地形など10項目の比較評価項目により比較評価を行い、19カ所の候補地の選定に絞り込みました。

その次の第3次選定では2段階で評価を行いまして、まず初めに技術面の評価など5項目で評

価を行い、現地調査の対象候補地を8カ所に絞り込みました。次にその8カ所の現地調査を行いまして、自然環境面の評価などの3項目により評価を行い、選定委員会として4カ所の候補地の選定をいただいたところであります。

この選定委員会が選定した4カ所について、組合はこれを最終選考候補地に決定いたしまして、その後、一関市、平泉町及び当組合の職員で構成する施設整備検討委員会を組織いたしまして、どこにつくるかではなく、どのような施設であればよいかと、そのような施設としての理想とする施設のあり方、まずこれを議論、検討いたしました。

その結果、安定性にすぐれた安全な施設であること、環境に配慮した施設であること、災害に強い施設であること、経済性にすぐれた施設であること、この4区分の施設整備基本方針を取りまとめたところであります。

専門家の助言を得ながら施設整備基本方針の区分ごとに評価項目を設定して、数値化できる項目は数値によって、数値化できない項目については利点と課題を整理して比較評価を行い、それらの総合評価、足し算によって4カ所から1カ所に絞り込んだというような経緯を説明会においては説明をしております。

次に、もう1点、説明会においてお話のあった地下水への影響についての説明でございます。

埋立地には十分な強度と耐久性を備えた遮水シートを敷設いたしまして、埋め立て区域に降った雨水が染み出てくる水、これを浸出水と申します。この水を集めて、敷地内に設置いたします浸出水処理施設で浄化してから放流するという仕組みであること、遮水シートの漏水の監視については、地下水の観測井戸のほか、万が一の漏水に備え迅速で確実に漏水箇所を特定できるように電気式漏水検知システムの導入を検討することなどを説明しております。

次に、豪雨への対応についてであります。

浸出水は埋め立て区域の出口に設置する調整槽に貯めて、埋め立て区域の外側の雨は埋め立て区域の外周に設置する排水路で防災調整池、調整池に集めて、流量を調整してから放流する仕組みであること、この浸出水処理施設や調整槽、排水路、防災調整池は、過去30年間の気象データから降雨量が最も多い年や月などの観測データをもとにその規模を算出して設計を行うというような説明をしております。

そのほか、皆様への情報提供に関する御意見についてもお話がございました。例えば、説明会への若者の参加をふやしてほしいとか、あるいは候補地選定の経過を改めてまとめて周知してほしいといった御要望もありましたことから、組合の公式LINEアカウントを開設いたしました。

また、子供会やその保護者の皆様への施設見学も呼びかけを行っております。また、候補地の選定経過、先ほど申しましたような選定経過をまとめましたダイジェスト版を組合の広報紙にまとめて全戸配布するなどの対応を行ってきたところであります。

なお、一方では、説明会において施設整備に一定の理解をお示しいただき、候補地となった場所を人が集うような場所にしてほしいというような御意見もいただいているところであります。

次に、ただいま申しましたような意見、要望といったものを計画にどのように反映するのかというお尋ねについてでございます。

何が不安の要因になっているのか確認をしながら、それに対する具体的な対策の説明、あるいは法令など制度上の説明、そして科学的な根拠に基づく説明を行い、皆様に理解を深めていただくように努めてまいりたいと考えております。また、そのようにしてきたつもりでございます。

なお、いただきました御意見は、基本設計など今後の計画に検討の上、反映できるものについて

ては反映をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩渕典仁君。

**3番（岩渕典仁君）** それでは、再質問をしていきたいと思えます。

まずは大前提として、これはいろいろな方が聞いているかと思えますので、まずは今回、候補地として選定されているわけでありましたが、確認ですけれども、今回はまだあくまでも候補地であって決定ではないということではよろしかったでしょうか。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** あくまでも候補地ということで、当組合としては1カ所に絞り込んではおりますけれども、あくまでも候補地でございます。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩渕典仁君。

**3番（岩渕典仁君）** まだ候補地であるということで、それでは今の候補地の中でどの段階、もしくはどの基準で候補地が決定という形になるのでしょうか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** まず1つのプロセスとしますとアセスメントの評価、環境影響評価でありますけれども、そのようなこれまでやってきた調査とはまた違う調査が必要かと思っております。

この4年半やってきたものは、さまざまな見地の専門家の皆様方から、一関市、平泉町の全域からつくってはだめなところは排除し、残ったところを今度は面積を箇所といいますか、そのような単位でまた再集合をして、一定面積、必要な面積が確保できる箇所という単位で押さえてきました。ここに今度は差をつけるために、どのような施設であればさまざまな利便が満たされるかと、皆様の必要なものが満たされるかという加点をして差をつけていきました。それで4カ所、4カ所。さらに、それまでの項目になかったようなもの、あるいはさらに深めたような項目で1カ所に絞り込んだというだけでございますので、あくまでもさまざまな図上のデータでありますとか、あるいは廃棄物工学、あるいは動植物の生態学、そのような大学の先生方が持っている御自分のデータ、そのようなものを蓄積してやってきたのですけれども、現地も見ました。しかし、さらに環境アセスメントといったような方法で、またさらに調査をしなければ決定というようなことにはならないかと思っております。それがまず1つであります。

そして、先ほど来申し上げておりますような皆様からの御理解を得ることがもう1つあります。その2つについては、何がどうなればそれが満たされるかというのはこれからの作業でございます。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩渕典仁君。

**3番（岩渕典仁君）** 後半の部分が一番大事で、住民の理解、合意が得られなければ、やはりこの候補地が決定という言葉にはならないというように私は思いますし、今、答弁でもいただいたというように思います。

なぜかという、管理者は一関市長ではありますけれども、その一関市の総合計画、最も大事な計画の中に協働のまちづくりという言葉があります。これはもう大前提の話であります。その中でこれを言うと、市民と行政が相互理解に基づいて各事業を展開していくことが必要であるとともに、市民が市政運営に積極的に参加できる仕組みを構築し、企画から実施、評価まで全ての段階で協働による取り組みが重要であると、これは当然のことですけれども、そこでお尋ねしますが、現段階でこの協働のまちづくりの観点から、この新処理施設、新最終処分場の展開

がされていると管理者は認識されていますか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** まず、協働のまちづくりについては一関市の市政運営の基本に置いてございます。もちろん、これはそれを積極的に否定するようなものはございませんので、当組合においてもそのような精神は尊重している次第でございます。

それから、もう1つは、協働のまちづくりという姿勢なり行政運営の基本的な考え方、これはこれで申しましたとおりでございます。

一方で、先ほどの話ですと、住民、地域との合意、理解、重要なことだと思っておりますが、それはどのような物差しで測ればいいのかと、そういうことかと思っております。ですので、先ほど、私はこれから説明を尽くしていきたいと申し上げましたが、では何がどのようにしてそれを測ればいいのかといったものは私どももこれから考えなければならない課題でございます。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩渕典仁君。

**3番（岩渕典仁君）** 候補地を選定するのと同じように、住民合意がどれだけ得られているかという物差しも、先ほど管理者が言われるように大事なのだと私は思います。

その中で今回進められているわけでありましてけれども、それでは感触的に管理者、昨年の選挙以降、現在順調に進められていると自負されていますか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** これも何をもって順調かというのは難しい話ですが、いろいろな説明会の報告は私もその都度受けておりますし、先般は質問状も頂戴いたしまして、その質問書の中身についても拝見をしておりますので、全てが順調だというような状況ではないと、このような認識は持っております。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩渕典仁君。

**3番（岩渕典仁君）** ありがとうございます。

ここで、ちょっと突然で申しわけないのですが、平泉町長でもあります青木副管理者にもお尋ねいたします。

平泉町は人口約7,000人で、同じように総合計画の中で、基本目標1、一人ひとりの個性や生きがい大切に、町民参加で進める協働のまち、私もこのとおりだと思います。その中でまずお尋ねしたいのは、この協働のまちをつくるにはどのように町長として心がけているでしょうか、お尋ねします。

**議長（千田恭平君）** 青木副管理者。

**副管理者（青木幸保君）** 先ほど管理者も答弁でおっしゃっていたように、私たちのまちも一関市もだと思うのですが、住民自治の主役はまさに住民そのものでありますから、その方々としっかりと向き合うというのが基本だというように思っております。今回のこの課題も今取り組んでいる内容も、住民としっかりと向き合いながら意を尽くして説明をさせていただき、先ほど管理者の答弁にもありましたが、どのようところが疑問に思っ、どのようところがこうなのかということを、質問状に対しても答えさせていただきましたけれども、そのような部分をしっかりと向き合って真摯に議論を積み重ねながらやっていくというのが本来の姿だというように思っております。

以上でございます。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 突然の質問をして大変失礼いたしました。

答弁いただきました。本当に私もそのとおりでと思います。まちづくりの基本は、行政が主役ではなくて住民が主役であります。その住民がどのようなまちづくりをしていきたいのか、それはSDGsの視点ということを管理者も言われましたけれども、この短期間の5年、25年のこの期間だけではなくて、そのあとの50年、もしくは人生100年時代なわけですから、その100年の中でどのようなまちづくりをしていくかの視点の中でこの事業を進めていかなければいけない。そういう意味では主役は住民なわけですから、必ず協働のまち、つまり話し合いをしていきながらやっていかなければいけないというように思っています。

今回の一般質問の論点はまさしくこれです。協働のまちづくりが今回の事業で展開されているかどうか、これについて、私は今、管理者と副管理者からいただきましたけれども、疑問に感じているところがあるので、今回質問しました。

そこで、管理者にお尋ねいたします。

管理者は令和3年10月に管理者に就任をされました。それ以前は副管理者として説明会にも入っていました。そこでお尋ねしますけれども、新管理者になってからその説明会は何回か開かれているわけです。そこに実際に出向いて、まちの人たちの声、温度、体温、どのような状況なのかをどのように直接行って感じられたのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 組合に限らず、市であれ町であれ役所の行政といったものは確かにその執行者としての責任の権限もございしますが、その全ての分野、場面に直接出向いてお話をすると、理想ではございしますが、なかなかそうもできないのでございまして、そこは手分けをしております。

私も副管理者時代は私みずからが説明会に行って、さまざまなお話、皆様方と向き合っていました。説明会における状況については、その日のうちに私のほうにメールで全て連絡があります。どのようなやり取りがあって、どのような状況なのかといったことも随時報告があって記録もしてございますので、私としては私なりに把握をしているつもりでございします。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 特に問題がなければそれでいいと思うのです。特に順調に進んでいるような事業であれば、それは副管理者と分担しながらやっていい。ただ、副管理者だったとき、私も覚えていますが、副管理者でいたときに、それは8候補地が4候補地になったときに千厩に説明に来たかと思えます。そのときから千厩地域の、今回はちょっと新最終処分場にフォーカスしてしまいますけれども、その中では今始まったわけではなくて、不安要素であったりとか反対の意見もあった。そのようなものが実際、副管理者の中で感じていながら、そのような問題意識を持っていれば、新市長、もしくは管理者になったときに大変な業務だと思います。大変だと思いますけれども、まずは真っ先に行き、その声を聞き、それをどうやってこの事業に展開するかというものを最高責任者としてやっていくべきだと思いますけれども、その度合い、どのように感じているかどうかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 私が副管理者として各地の説明会に出向いていったときにも、それはどの会場においてもさまざまな御不安の声でありますとか疑問は必ずありました。ないところはないです。私は全て行っていますが、全部わかります。

その中でも、今は新最終処分場の話であります、今、私が報告を受けているような状態ではあのころはなかったと思っておりました。一部道路の沿線の工事であるとかトランスがどうだといったような話はございましたが、今報告を受けている状況ではございませんでした。

今とこれからでありますけれども、もちろん私が管理者として直接行ってお話をする、そのような場面、そのような必要な段階になれば私がみずから行く、ほかの用務と比較考慮いたしますが、比較考慮できるものでもございませんが、そのようなつもりでは思っております。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩渕典仁君。

**3番（岩渕典仁君）** まずは足を引っ張るわけではないですけれども、直近の3月5日、6日の土日だったかと思いますが、千厩でも説明が入りました。そのときは副管理者が来られていました。岩手日日新聞を見ますと管理者の予定が入っていますけれども、そのときは入っていませんでした。何かあるのでしょうか、私はわかりません。ただ、市民の人たちはそれを見て残念だ、言い方を変えると逃げた、もしくはそのような意見を言うわけですね。その中で我々は、そんなことはないとどのように説明するかというのは副管理者も大変だと思います。

一方では、これもあまり深くはいきませんが、NECの跡地の利活用の分の説明会は丸々行くわけですね。フェイスブックにもアップしている。いいでしょう、重要な課題であります。だけれども、私は同じように、今回のこの新最終処分場に関しては、一関市、平泉町の同時に同等の課題だというような認識があれば私は出向く、そして市民の方々の声、体温をしっかりと聞く、それをこの事業計画を進めるべきだという認識のもとに今回は一般質問しました。

時間もないのでどんどんいきますけれども、最後にまた触れますけれども、その協働のまちづくりの部分はその部分であります。

一つ技術的なものでお尋ねいたしますけれども、報告書が出されていながら何点か細かいところをお聞きしますけれども、先ほど管理者にも言いましたけれども、8カ所を4カ所に絞って最終的に1カ所に絞りましたけれども、その4カ所に絞ったときにその4カ所にも説明をしに行っているわけですね。そのときに実際にどれだけの人が説明会に来ているかというと、千厩地域の部分で言うと、最初が令和元年12月1日で、55名が参加しているのです。そのほかのエリアのところはほぼほぼ30人以下の程度なのです。

そのあとに同じように7月4日、9月12日、11月7日とやっているのですが、常に千厩地域は35人とかという人数で、ほかは9人とか17人と半分ぐらいです。つまり、何を言いたいかと言うと、それだけ自分たちの町にこれが来ることについて、いろいろな問題意識を持っている。

私はその部分が、先ほど一番最初に聞きましたけれども、どのように施設整備計画、具体的に言うと施設整備検討委員会に上がっているのかがすごく不思議なのです。これだけの意見があった中にそれは無視しながら、専門家がこうだ、そのようなところは尊重し、一方では実際に説明会に入ったときの大事な大事な市民の意見をどのようにこの検討委員会に反映されているかが全くもって見えない。というのは、市民の人たちには毎回同じ説明をするわけですよ。説明を聞いたけれども、わかったけれども、我々はそれでも大変なのだということを言っているにもかかわらず、それがどのようにこの施設整備検討委員会にいつているのかが全くもってわからない。これはどのように検討委員会のメンバーで議論されているのですか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 何点か今のお話の中から申し上げるべきだと思うところを申し上げます。

まず、NECの話であります、NECには私が行って説明をし、皆様からの意見を直接聞き

ます。それはNECをああいいう使い方をしたらどうかというのは私自身の考えだからであります。私自身の考えで私が発案したもので、私が直接説明をし、皆様方から話を伺います。

候補地選定は先ほど来申し上げましたとおり、組織で合議体で客観的、専門的な評価項目を定め、そこに評価作業を入れ込んでやっているものですので、これはそのような共通の情報、共通の意識があれば誰が行っても説明の中身は同じですし、また、1カ所に絞り込んだところでその説明をし、これからアセスメント調査をします。まだ途上であります。したがって、これは行政の組織として取り組んでいく、そこが明確に違います。ですので、NECとの違いは今申し上げたところでございます。

それから、先ほど無視してという話があったのですが、無視はしてごさいませんということをもっと申し上げたいと思います。

そのプロセスが一つ一つ大切でございますので。

施設整備検討委員会は場所の絞り込みというのはもう終わっているわけです。私どもとしての評価的な、客観的な評価作業は終わっておりまして、今はその施設をどのような施設にすればいいのかというような中身の話をしております。検討しております。規模、方式、事業費、発注の方法、そのようなものやっております。ですので、今そのような施設整備の基本計画の取りまとめをしていますから、その整備検討委員会の中に場所がどうだというような話は、私どもとしてはむしろ説明をする段階に来ていますので説明会で説明をしている。ただ、その説明の中においては、どのような施設とすべきかという施設設備の中身の検討をしておりますので、現在その中身の検討も進めているというわけでございます。そのような違いがあります。

以上です。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） すみません、時間もないので、必ず一問一答なので質問に対して答弁いただかないといけない。

NECの部分は私も反論しますけれども、NECの部分と同じくらい重要ではないですかということを行っているので、それは誰が説明できるかということ私は聞いていないので、そういう部分に関して重要だということは、市民にとっての目線で違いますよということを言いました。

先ほど検討委員会の中で私が聞いたのは、検討委員会の人たちは説明会に入るわけですよね。その説明会で出てきた思いとか市民の声が、そのような意見があったのねで終わっているのか、そういう意見があったのであればその意見を含めて協働のまちづくりをすとか、論点は協働のまちですよ、協働のまちをつくるのであれば、その意見も含めて検討委員会の中でもう一回考えなければいけないとなっているのか、いつもどおりある意見だという程度に流しているのか、どのように検討委員会の中で聞いているのですかという問いです。それだけを答えてください。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 整備検討委員会では候補地の絞り込みということの次のこととしてどういう施設をつくらなくてはいけないかといった、そのような時間軸の中で今作業を進めています。そういうことでございます。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 多分そこなのだと思います。評価項目の中にも確かにあるのです。その評価項目の中に協働による地域づくりという評価項目があるのですよ。施設整備検討委員会はこの評価項目については差がないと言っているのですよ。それは評価時点がいつかどうかわかりません

けれどもね。でも、私は先ほど言ったように、説明会に来たときにどれだけ人が来ているかとか、そのときにどういう意見があったのかとか、そういうものはきちんとした客観的な心情かもしれない。だけれども、きちんとした市民の声なわけですよ。その声をいかに施設整備検討委員会で揉んで、最初は差がないということだったかもしれませんが。ただ、説明会に入ったときにこのような違いがあったことをどのように評価をするかというのはやはり考えなければいけないと思うのですけれども、この点、どうぞ答弁をお願いします。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** その他の項目において協働のまちづくりという項目があった意味は、その施設、大変なお金をかけてつくる何十年に一回の大プロジェクトでございますので、その施設を使って協働のまちづくりという円心状で何かできないかと、地域の皆様にとっても何かいいことができないかと、喜ばれることは何かできないかといったようなことを検討するための項目として設定いたしました。その時点においては何かいいことができないかといったことはなかったもので差はないというような結果になった次第でございます。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩渕典仁君。

**3番（岩渕典仁君）** だから、最初はそれでいいのですよ。それで差がなかったのはわかるけれども、そのあとにいろいろ説明会に入りながら、4候補地が1カ所になったときに、このような参加状況であったりとか、こういう意見があったと。私も実はほかの地域に行きました。どこも反対があったと言いますけれども、私が聞いたときはなかったですよ。見事に素直に聞いていました。私はそれは理解が整っているのだなと私は理解しました。私はこういう形で理解をするところがどんどん進めやすいのではないかと思います。

しかし、ある一方、それに対して不安だということがあれば、これはやはり入れなければいけない。なぜかという、3月19日にほとんどの議員が参加して千厩地域の方の会に入りました。いろいろな意見を聞きました。ところが、それは説明会のときと同じような意見でもありますけれども、これは高校生から、そして30代の若い人、女性もいました。決してシルバーの方々の部分だけだからどうだとかはないですけれども、私はこれはすごくショックでした。

この方々が3年前に家を建てたけれども、こういうことがあるのであれば家を建てなかった。なぜかという、自分も子供がいて道路も心配だ、いろいろなものがあって建てなかったと言わせたことは私はすごくショックだったのですね、まちづくりを進める上では。そういうようなことを行政が言わせないように、言わないように、やはり信頼してもらうことが大事だというように思います。

ある女性は言いました。30代女性は自分たちの同級生にこういうまちづくりを千厩はやっているのですよ、そのときにその同級生は、そういうような千厩のまちづくりをやっているの、残念だね、そんな会話になっているという女性の方が必死になって、60人ぐらい参加していましたから、すごく緊張しながら話をしていました。私はああいう緊張の中の言葉の1個1個が非常に重かった。

我々、もちろん議会もそのような人たちに寄り添ってこなかった部分もあるのかなと私も反省はしています。我々も反省をしながら、ただ、前に進まなければいけないときに、やはりそのような人たちが、子供であれば100年生きるわけですよ。その代弁者というのはやはり保護者なわけではないですか。30代のそのお父さん、お母さん、シルバーの方々は何十年とその地域に住んでいた、まさしく70年とか50年生きた人たちの声なわけですよ。私はその人たちの声はやはり重

いのだろうなと思うのです。もちろん、行政はきちんと調査をされて専門家の意見も聞いて説明もされています。本当にその部分に関しては敬意を表します。

ただ、私は第三者となって聞いたときに、お互い一方通行なのです。お互い説明をして理解を求める、理解を求めるではないのです。言っていることをどのように行政が理解をしていくかという視点が私は薄いというように感じました。なので、協働のまちがつくれていないというところに私の中では視点を置くようになりました。

どうですか、このような若い人たち、高校生、もちろんそれが1人だから、2人だから少ないということではないと私は思います。そういう意見を持っていることをぜひ直接聞いていただきたいと思うのですけれども、このような意見が出たことについてどうですか、感触として。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 感触としてというお話でありますので、若い方々の意見というのは非常に大事だと思っております。また、先ほど申しましたように、例えば専門家の方たちの客観的な評価であるとか、あるいはこれまでの国内外での施設建設の経験値ですとか、それがどういう物事であるとか、そのようなこともさることながら、あくまでも感覚的な話ですとか、若い方々の直感というのは私どもとしても非常に重要視しなければいけないと、このように思っております。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩渕典仁君。

**3番（岩渕典仁君）** ありがとうございます。

少しでもその言葉が、今、意見を言った方々に管理者のほうから直接そういうようなものを抱かせてしまった、それはもちろん全てが責任ではないにしても、そう思ったということ自体がやはり改善していかなければいけないのではないかと思います。

次に触れていきたいと思っておりますけれども、今、私もそうだなと思ったのは、先ほどの答弁でもありましたけれども、一般廃棄物最終処分整備計画は案だと、令和3年度末までに策定すると、つまり今でも案なわけですよ。あと8日間しかないわけにありますけれども、その中に目的があって、基本方針があって、先ほど説明された部分があります。目的があって4つの移転の中で方針を示した、その大前提に我々この一関市、平泉町の広域行政組合は協働のまちをつくっていくのですよと、当たり前のことなのですけれども、協働のまちとしてこの事業に関してもやっていきますよというその目的とか方針、大前提にこの部分を明記をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 施設整備基本計画というのは、今、何をして最終調整しているかと言いますと事業費の規模です。業者から出てきた数字をそのままとめてしまえば、新処理施設と新リサイクル施設と新最終処分場と、ただ単純に足し算すれば230億円です。これをどう縮めるかというところで今、私どもは神経を注いでおります。

協働のまちづくりの一文を加えてということではありますが、それは極めて当然な話でありますし、施設整備基本計画というのは、今申し上げた3つの施設を主体とするプラントを構成していくかということをごさいますして、そこを書くというような、そのような代物ではないのですね。代物といいますか、そのような中身でございます。書くことに抵抗しているわけではないのですけれども、極めてそういう一文もあるというのは、なかなか経過した本体をごらんになれば異質な感を受けるかと思っておりますが、基本としては持つてございますので、それは明記しなくてもそのような基本姿勢でいきたいと考えております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） それが大前提で当然進められるべきだと思っているのは私も共感します。それができていないと感じるからこそ、我々チェックする側としてはそこに戻らないといけない。当たり前のことだけれども当たり前のことが進んでいないのであれば、それをきちんと明記をした上で我々はそれをチェックしなければならない。だから、私はきちんとした明記が必要なのではないかというように思いました。

令和3年度中の案がとれる中で進まれるのかもしれませんが、先ほど一番最初に戻るかもしれませんが、候補地からその候補地がとれて、何という言葉になるかわかりませんが、決定というところは大前提に協働のまちづくりの中で市民の合意を得た場所であるということによろしいですね。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 先ほど申しましたが、市民の合意がとれた場所であるということによろしいですねという御質問にきちんと正確にお答えするためには、議員がおっしゃっております市民の合意というものがどういうことなのかがわからないと明確な答えはいたしかねます。私としてはもちろん、ちゃんと御説明をして、そのような感触を得たといったところで、これは非常にファジーな物差しでありますけれども、したがって、なかなかはいとかいいえとか、もちろん気持ちはそうですけれども、どのようなことを指しておられるのかがわからないとお答えのしようがないです。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 確かにそういうのもあるかもしれません。

ですので、例えばそれはもしかしたら地域の人たちにアンケートをとって何%だということで、私は逆にそのようにやっていると、ほかの施設もそのようにやらなければならないので、説明会に入ったときに不安な要素とか、もしくは反対の要素がない地域がもしかしたら候補地としてはいいのではないかというように思います。

ちょっと時間もないので具体的に提案します。

先ほど沼倉議員も最初に言いました。候補地を8カ所から4カ所に絞った手順を全部読み込んではいませんが、きちんと手順を持ってやられたと思います。ただ、4カ所が1カ所になったときに、先ほど言ったように、まだまだ私は不十分だというように思います。ですので、今からまた全部一からやり直すということは言いません。ただ、やはりその4候補地を例えば並列にしながら、もしくは千厩地域も一番の候補地という形かもしれませんが、ほかの3候補地にも同じような説明に入りながら、そしてそこに対して理解が得られる地域が私は一番地域にとってまちづくりにもなるし、市民の応援、理解も得られると、アンケートをとるのではなくて、地道にやっていくべきだということを提案したいと思いますけれども、いかがですか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 2点申し上げます。

協働のまちづくりというのは、この組合の場合は一関市民、平泉町民全員が相手だと思っています。したがって、先ほどのお話の中で地域のアンケートといったお話がありましたが、どのような地域なのかわかりませんが、それが全ての市民、町民に対する協働のまちづくりというような向き合い方になるかどうかは勉強させてください。

それから、他の3つの候補地についても同じような説明という話でありました。4カ所になっ

たときに同じ説明を4カ所それぞれしてございます。そうした上で、その4カ所から1つに絞っていくときに、どのような項目でどのような考え方で絞っていったらいいかということも考えて、4カ所それぞれについて説明してございます。その項目ごとに入れ込んだ評価の中にそれも同じように説明してございます。最後にそれを全部足し算して、その結果どうなりましたということも同じように説明してございます。

以上であります。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩淵典仁君。

**3番（岩淵典仁君）** また振り出しに戻るのですけれども、今までの過程自体はプロセスとしては一つ踏んでいるので尊重します。けれども、私が言っているのは、今から将来どうするのですかとといったときに、もちろん客観的なデータでアンケートをとるのはこの地域限定ではないですけれども、その地域限定に説明が入っているではないですか。そこではその地域を限定させておいて、全体のアンケートは客観データになるのか、これは矛盾した言い方ですので、私はその地域の中にフォーカスさせて説明に入っているのであればそこにアンケートをとればいいという話だけれども、私はそういうことよりも説明会をしたほうがいいのではないかとというスタンスです。

真っ白とは言いません。真っ白とは言わないけれども、その4候補地はある意味、整備候補地選定委員会と施設整備検討委員会の2つの委員会が適地として認めた4候補地なわけですから、ここの地域に最終処分場を設置した上でどのような課題があるのか、どのような思いになるのかというようなもの、これからですよ、現在から未来にかけて進めていくことがこの地域にとって地域の理解も得られて、そして協働のまちづくりもつくれるのではないかとということをご提案したのですけれども、いかがでしょうか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** ちょっと話の入り口として一つ、先に答えのほうです。

4カ所、4カ所出てきたわけですが、他の3地域について、もう一度説明会をしてみたいということがございますから、それはそれで考えてみたいと思います。

それから、もう1つですけれども、4カ所から1カ所に絞るための説明会は合計で41回やっておりますが、そのうちの36回は私どもが主催したものです。あとの5回は求めに応じてやったものでございます。その36回は全てどの方がおいでになってもいいものです、市民、町民の皆様。ですので、どこかに決めてからかかったものというのは1カ所に絞り込んだ後の話でございます。

以上であります。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩淵典仁君。

**3番（岩淵典仁君）** ちょっと後半、何のために説明したのかわからなかったですけれども、最初に答弁いただいた4候補地の中の1カ所に絞っての説明だけではなく、ほかの3候補地の部分に説明に入ることも検討していただけるような答弁をいただいたと思って私は理解をいたしました。ぜひ、その部分を進めていただきながら、最終的な1候補地を決めなければいけないときに進めていただきたいと思います。

時間もないですので、最終的な話にいきたいと思いますけれども、管理者は一関市長であります。そのときの話の中で、ILCの話の中では、いろいろな専門家であったり有識者の中でILCに関してはまだ時期尚早だという判断に関して市長は最終的には政治の判断だと言いました。経済のことも言った。けれども、全くこの広域も一緒ですよ。行政の方々は一生涯懸命やっているし、専門家も一生涯懸命やって候補地を絞った、これは私も認めます。一方では困っている人とか

悩んでいる人に対して寄り添うのが政治家ではないですか。それは市長であり、我々議員です。その市長がなぜ今までの決定を尊重しながらも、もしかしたら前向きな意味の変えていくであったり、それができるのは管理者でしかないと思います。同じように副管理者の青木平泉町長の2人が、このやり方が協働のまちづくりになっているのかというところの視点に立って、もっと言うところと政治家の視点に立って、ぜひいろいろな意味の政治判断というものが最終的には必要なのではないかと考えておりますが、この政治判断について、管理者、最終的にどう思いますか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** ちょっと今いろいろとお話しいただいたので、その辺も話しますと質問時間がという話をされますので、すみませんが、反問権を使わせていただきたいと思います。それであれば時間をとめられますので。

**議長（千田恭平君）** 時間をとめてください。

**管理者（佐藤善仁君）** 1つだけです。

先ほど、3つの候補地に対する説明をするという、それはどういう説明をすればいいという意味合いでの御質問ですか。

私は先ほど、4カ所を1つに絞り込んだ経過については、4カ所、4カ所のこととはどの市民、町民の皆さん方がおいでになってもいいという説明会を全部で36回やってきましたという話をいたしました。ですので、今度また改めて3つの候補地の方たちを対象とした説明会をしろという御提案ですけれども、私は先ほど考えてみますという話をいたしました。どういう種類の説明会ですか。その3つについて、例えば最終処分場であれば東山町長坂ですとか、あとは花泉町金沢ですとか、あとは滝沢字駒場とあるのですけれども、東山に決めましたがどうですかという説明会をすればいいという意味でしょうか。どういう説明会のことを御提案になっているのでしょうか、わからない。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩淵典仁君。

**3番（岩淵典仁君）** 私が今質問したのは、4カ所を1カ所に絞る前のフラットな状態でその1カ所に説明が入った、千厩に入った、やり方は同じような形になるかもしれませんが、4カ所について、この場所になるのであればこういう形の最終処分場になりますと、説明は一緒です。経費はこうですと。それに対して説明をしたときに、例えば不安な要素であったり、あとは将来の、先ほど言った短期間ではなく長期的に見てもこれ自体は問題がないとか、むしろ来てほしいであったりとか、そういうような地域があるのであれば私はそちらのほうに進んでいったほうがすごくスムーズだし、そのようなことも千厩の方々は望んでいます。千厩ありきではなく、その4候補地をフラットに考えて、それで説明に入ってください。1カ所に絞られると、やはりまだまだそこで受け入れられないという、そういう思いが強いわけでありまして。ですので、そのような考え方を、先ほど言いましたけれども、市民の声を聞いて施設整備検討委員会でもう一回、その部分に対して、今回は議員として市民の声もそうですし、私一議員としてぜひそれをお願いしたいということが提案になります。

**議長（千田恭平君）** 管理者はよろしいですか。もう1回ね。全部で3回までですから。

佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** すみません、今の御答弁、ちょっとわからないのでもう1回。

今お話しのような説明会であれば、先ほど申しましたように、もう既に何回となくやっています。4カ所を1つに絞り込むまでの間のこともですし、絞り込みましたという説明もですし、や

っています。それがお答えです。そういうものでございます。

それから、時間とめていますから申し上げますけれども、千厩ありきというお話をいたしました、私どもも、先ほど来壇上からも答弁で申し上げましたが、どのようにして決めていけばいいのから広く話し合いをさせていただいて、それではどういう項目を設定して、実際評価作業を入れてそれを足し算してみてもどうというのは現在進行形で全部やってきたのですね。私ども自体もどこになるかわからなかったです。ただ、専門的、客観的なやり方からすればここが一番いいと、それぞれの段階で、4カ所を選ぶ段階でも4カ所から1カ所に絞り込む段階でもそのようにしてお話をしながら進めてきましたので、千厩ありきというお話ではないです。

お話しのような説明会であればもうやってきていました。

**議長（千田恭平君）** 今、反問権ですので、反問権に対する答弁です。

3番、岩淵典仁君。

**3番（岩淵典仁君）** 4カ所を1カ所に絞ったということはありきになっているわけです。なので、それについて説明に入っていることの中で今、反応がこういうような感想であったり、我々広域行政組合議会としても聞きました。その中で、やはり市民の方々の声であったりというものは、ほかにも3候補地があって順番もあるわけですよ。なので、もしかして1番目にいいのは千厩かもしれません。でも、2番目にいいのはここかもしれません。その中で理解が得られれば私はいいのです。理解が得られていないのであれば、つまり協働のまちづくりをしようと思うのであれば、そのようなことも必要なのではないのでしょうかというのでもう1回4カ所と言いましたけれども、ほかの3カ所という言い方なのかもしれない、そういうのを進めていくのはどうでしょうかという意味です。今やっていますではないのですよ。やっているけれども、十分機能していないのですよ。そこをわかってほしい。なので、そこをもう1回、全部振り出しとは言いませんけれども、4カ所について検討していただけないでしょうかということです。

**議長（千田恭平君）** 岩淵典仁君の質問を再開しますので、発言時間の時計を進めてください。

佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** ILCの例でありますけれども、ILCは国が政治で決めてほしいということをおもから持っていくという話でありまして、この建設候補地は組合が決めるのですから、私は先ほど申しましたとおり、私どもの思惑ですとか都合ではなくて、客観的、専門的な評価の積み重ねで決めるのが一番いいのではないかとおを申し上げてまいりました。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩淵典仁君。

**3番（岩淵典仁君）** またILCを言うと違うことになってくるので、いいです、組合の中でもいいですよ。最終的に決めるのは管理者です、政治判断ができるのは管理者ですということをおいだけです。それをILCに例えただけです。なので、それが国が決めたとかこちらが広域ではなく、どんなにすばらしい案だとしても、先ほど言った市民の方々がどう感じているか、どう考えるか、協働のまちづくりをするということをお誰が感じるのですか。行政はすばらしく動いていますよ。市民の人たちも一生懸命自分の意見を言っていますよ。もっと言ったら、我々議員ももっとこれから言っていきますよ。でも、最終的に判断できるのは管理者だから、管理者が政治判断していただきたいということをお申し上げたところですよ。どうですか、その部分では。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 最後はそうだと思います。しかし、今は4カ所を1カ所に絞込んで説明をしておりますし、どういうものをつくらなければいけないか、どのような運用でやっていかなければ

ればいけないか、どのような事業規模かと、そのようなところを検討してございますので、また、アセスメントもこれからです。ですので、まだ説明の途中だと思っております。

**議長（千田恭平君）** 3番、岩渕典仁君。

**3番（岩渕典仁君）** この組合議会もそんなに頻繁にあるわけではなくて、我々はきちんとこの3月の中で、きちんと議員もこういう形で監視をし、市民の意見を代弁し、やりました。全部できているかどうかはわからないですけれども、次の展開は9月、10月の広域行政組合議会だと思えますけれども、今回のものは必ず追跡をしながら追求したこと、そして我々が疑問に思ったことを管理者に説明しました。もしくは提案もしました。ぜひ、そこは一個人の議員の意見だけではなく市民の声も負託を受けながら、我々も政治家です。しっかりと監視、もしくは提案をしていきたいと思っておりますので、最終的には管理者がこのままいくという判断なのか、もう一回踏みとどまって考えるのか、それについて我々はしっかりと今後とも監視をしていくことを申し上げて、私からの一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

**議長（千田恭平君）** 岩渕典仁君の質問を終わります。

午後3時20分まで休憩します。

休憩 午後3時5分

再開 午後3時20分

**議長（千田恭平君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐藤敬一郎君の質問を許します。

議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

次に、佐藤敬一郎君の質問を許します。

佐藤敬一郎君の質問通告時間は40分で、一問一答方式です。

14番、佐藤敬一郎君。

**14番（佐藤敬一郎君）** 14番、佐藤敬一郎でございます。

一関地区広域行政組合議会定例会において、議長のお許しを得ましたので質問いたします。

行政組合議会では初めての質問でございます。どうか明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1番目といたしまして火葬場の使用料金について、2番目はごみの分別収集とリサイクルについて、3番目は新最終処分場についての3問について質問いたします。

1番目の火葬場の使用料金について質問いたします。

一関市は宮城県栗原市、登米市、気仙沼市などに接しております。一関市の火葬場を利用するより、栗原市や登米市、気仙沼市の火葬場を利用したほうが時間的に短縮できることから、一関市以外の火葬場を利用する場合があります。特に、県境にお住まいの一関市民の方々から、一関市の火葬場まで片道1時間以上かかる、火葬の時間と合わせて3時間半もかかってしまう。栗原市や登米市、気仙沼市などの火葬場に行ったほうが近いということから、そちらを利用している方もおります。

また、栗原市の有壁の皆さんです。栗原市の火葬場は築館にあります。一関の釣山の火葬場を利用したほうが時間の短縮が図れることから、一関の火葬場を利用することがあります。

1つ目といたしまして、宮城県の方の釣山火葬場、千厩火葬場の利用状況について伺います。

次に、使用料金について伺います。

一関市民が栗原市や登米市、気仙沼市の斎苑を利用した場合、火葬場料金について伺います。

さらに、宮城県にお住まいの方が一関市の斎苑を利用した場合、使用料金が幾らか伺います。

市長は、県境を意識しない同じ日常生活圏にある近隣自治体との連携は不可欠であると、そのために平泉町、宮城県北の各市は重要なパートナーと位置づけ、政策の情報交換や共同事業などを引き続き連携を深めてまいりますとっております。県境の日常生活圏が宮城県にある方もおります。

そこで、1つには、栗登一平の市民であればそれぞれの火葬場のあるところの市民と同等の火葬場使用料金としていただけないでしょうか。それを栗登一平連携の協議の中で話し合っていたきたい。もしこの同等の使用料金としていただければ、一関市の火葬場使用料金を上回った場合、その差額分を一関市民に対して市が補助することはできないか市の考えを伺います。

県境にお住まいの市民の方々からは、市の中心から遠いところに住んでいる人だけが結果的に不平等扱いになってしまう、同じ一関市民としての施策を希望するというものであります。

次に、2番目ごみの分別収集とリサイクルについてであります。

ごみの分別の仕方については、ごみの分け方・出し方テキストで詳細に説明されております。しかし、この内容でよくわからない、納得しがたい部分があるとの声がありましたので、今回質問をいたします。

まず1つ目には、ごみの分別収集とリサイクルの現状とその課題について伺います。

2つ目は、具体的なごみの出し方についての疑問についてお答えをいただきたいと思います。

まず、その1番目として空き缶、ペットボトルでございます。空き缶やペットボトルはかさばることから、つぶして指定のごみ袋に入れてごみ集積所に出せないか伺います。

ペットボトルの収集の場合、ごみ収集車に袋ごと入れてつぶしていると思います。空き缶やペットボトルをつぶしてごみ袋に入れて出すことによって袋に入る量が格段に多くなります。使用する袋の量が減らせることにもなります。また、スーパーマーケットでペットボトルなどの資源ごみを回収しております。ここでは、つぶして出すことになっております。

次に、生ごみについてですが、現在、生ごみと可燃ごみは一緒に袋に入れて集積所に出しておりますが、生ごみだけを収集してコンポスト肥料として農地還元するとか、発酵させてメタンガスを取り出して発電するなど、ただ燃やすだけではなくリサイクルすべきと思いますが、どのように考えるか伺います。

今、宮城県南三陸町では令和2年9月から、全地区でいつでも生ごみを出せるように回収するバケツを収集所に常設しました。残飯や野菜くず、天ぷら油などの生ごみを微生物によってメタンガスにし、発電をしております。さらに、その残渣については有用な有機肥料として利用しております。

一関市は平成28年10月にバイオマス産業都市構想の選定を受け、再生可能エネルギーの活用などによる市民のリサイクル意識の醸成など、さまざまな取り組みの実施により資源・エネルギー循環型のまちづくりを推進するとなっております。ぜひ、この生ごみ利用についても力を入れてもらいたいと思います。

次に、アルミニウムです。アルミニウムがここまで大きな飛躍を遂げた理由は、軽い、さびにくい、さまざまな形に加工しやすい、熱や電気をよく通す、ほかの素材と比べて多くのすぐれた特性を持っております。

中国は日本の20倍程度の需要を伸ばしてきました。中国はアルミの精錬工場も持っております。そのような中で中国は大きな伸びを見せております。日本は精錬所がないため、今後とも100%

他国からの輸入に頼る状況となります。アルミニウムの確保をいかに行っていくかが日本の大きな課題となってくると思います。

このような中、いかに多くのアルミニウムを回収するかが今後の焦点となると思います。

そこで、アルミ箔を張った酒の紙パック、箱にアルミを張りつけたもの、さらにヨーグルトのふたの内側にアルミ箔が張ってあるものなどからアルミを取り出してリサイクルすべきと考えるが、その点についても伺います。

それから、粗大ごみは資源としてどのようにリサイクルされているか伺います。

次に、3番目といたしまして、新最終処分場の件でございますが、私も沼倉議員と同じように、現在の最終処分場の3カ所を見てきました。納得できる場所がありました。千厩の現地を見たときに驚いたことは、こんな町中に最終処分場ができてよいのだろうかという疑問を持ちました。最終処分場の建設候補地が千厩字北ノ沢に決定になったその根拠について、何度も説明しているかと思いますが、納得できないので伺います。

さらに、技術面から伺いますが、最終処分場から出てくる有害物質でございますが、これは下流に流下しないのかどうか伺います。

最終処分場の浸出水による公共水域及び地下水汚染につながらないか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。御清聴ありがとうございました。

**議長（千田恭平君）** 佐藤敬一郎君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 佐藤敬一郎議員の質問にお答えいたします。

一関市、平泉町の住民以外の方の火葬場の利用状況についてですが、令和2年度は釣山斎苑は登米市の方が火葬炉1件、動物炉を5件、栗原市の方が火葬炉を20件、動物炉を31件、千厩斎苑については登米市の方が動物炉を1件、栗原市の方が火葬炉1件、動物炉が1件、そして気仙沼市の方が火葬炉5件、動物炉を25件というような数字でございます。

なお、一関市、平泉町の方が他の市町村の火葬場を利用した件数につきましては、当組合では把握はできてございません。

次に、火葬場の使用料に関するお尋ねについてでございます。

公営の火葬場は、基本的にその自治体の住民のための施設として設置をしているものでありますことから、使用料は施設の整備費と管理運営費を合算した原価の一部を公費で賄うこととして、住民の負担は小さくし、住民以外の方の負担については住民の場合と比較して大きく設定しているという自治体が多いのが実態であります。

当組合と近隣自治体の火葬場の利用料金を比較いたしますと、御遺体の年齢による違いはありますが、具体的に申し上げますと、当組合の利用料金については、住民の場合は1万5,000円、住民以外は3万円です。栗原市では住民が1万7,000円、住民以外は3万1,000円です。登米市では住民が1万円、住民以外の場合は2万円であります。奥州金ケ崎行政事務組合では、住民が1万円、住民以外は4万円であります。気仙沼市は住民が4,000円、住民以外が6,000円というように異なっております。

近隣の自治体との火葬場の利用料金の統一については、ただいま申しましたように、施設の整備と管理運営費がそれぞれの自治体において異なり、公費負担の状況が異なっているというような状況にありますことから、調整事項が多く難しいものとは思いますが、先ほどお話のありました利用料金の差額の補助も含めて、今後組合として関係市町と懇談の場において意見交換をして

みたいと考えております。

なお、市としての考えのお尋ねがありました。ただいま申しました組合としての考え方のみ答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、ごみの分別収集についてであります。

収集をしておりますごみの種類は、大きく分けて燃やすごみ、燃やせないごみ、そして資源ごみの3種類であり、さらにこの資源ごみは瓶、缶、紙類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロールと食品用トレイの6種類に分別をいただいているところであります。

また、燃やせないごみのうち蛍光灯については、別個に分別をいただいております。

資源化については、資源ごみとして収集したものについて行っているほか、燃やせないごみや粗大ごみから取り出した金属類は資源として組合管内のリサイクル業者に売り払っているところであります。

このように、組合では家庭などからの排出物の資源化に取り組んでおりますが、ごみを減らすには家庭などから排出されるまでの段階における3R、リデュース、リユース、リサイクルの徹底に取り組んでいることも重要であると考えております。

なお、家庭からごみ集積所に出すまでの3Rや分別の徹底といった取り組みについては、構成市町が実施することとなります。

分別収集の課題といたしましては、各家庭では燃やすごみとして出す前に紙類やペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロールと食品トレイをできるだけ分別して資源ごみとして出させていただくことが重要であると捉えているところであります。

次に、生ごみの分別収集について申し上げます。

全国の事例としては、生ごみから堆肥を製造したり、メタン発酵させてメタンガスを取り出して燃料として利用するバイオガス化に取り組んでいるところもございます。

堆肥化については、焼却処理に比べて資源化率が高いことなどの利点がありますが、生ごみ専用の処理施設が別に必要となること、精度の高い分別収集が必要であること、堆肥の長期かつ安定した取引先の確保が困難であることなどが課題であると捉えているところであります。

また、バイオガス化につきましては、生ごみ発酵時に発生するメタンガスを回収し、エネルギーとして利用できるなどといった利点がありますが、別に専用の処理施設が必要となること、処理に大量の水を必要とし、大量の有機排水が発生する場合があること、当組合での想定される処理量では、1基1日当たり25トン程度の発酵槽を新たに設置することとなること、また、焼却施設と組み合わせた全国での建設実績が少ないことなどが課題であると捉えております。

このように、生ごみの堆肥化やバイオガス化については利点もありますが、課題も多いと捉えており、現在、組合が所管しております施設では、生ごみを分別収集して活用することは難しいと考えております。

また、今後整備をいたします新処理施設の処理方式の検討においても、高速堆肥化方式やバイオガス化方式についても検討いたしましたが、生ごみ以外の可燃物は処理できず、別に処理施設を設けなければならないことから、新処理施設の処理方式については焼却方式としたところであります。

次に、新最終処分場の建設候補地の選定について申し上げます。

先ほど来の質問の中でも詳しく申し上げますので、ポイントのみの答弁とさせていただきたいと思っております。

新最終処分場につきましては、新処理施設の候補地選定と同じ考え方で進めてまいりました。候補地の選定は、まず専門家による整備候補地選定委員会と一関市、平泉町及び組合の職員による一般廃棄物処理施設整備検討委員会を組織をし、このいずれにありましても、組織による合議体で検討を行うこととし、客観的、専門的な見地から合議によって選定の手順や評価の項目をまず決めることから始め、その次にこの合議で決めた評価項目についての評価を行い、その評価作業の結果を集計し、その結果を公表しながら候補選定を進めてまいりました。

まず、整備候補地選定委員会ではありますが、これは岩手大学、岩手県立大学などの専門家による合議体として組織し、候補地を狐禅寺地区を除く一関市と平泉町の全域を対象とすることを決定してから選定作業を開始いたしました。

選定作業に当たっては、整備候補地選定委員会が廃棄物処理工学や環境影響評価など客観的、専門的な見地から合議によって選定の手順や条件、評価する項目を決定し、第1次選定から第3次選定までの3段階で進めることといたしました。選定の条件や項目の評価については、第1次選定、第2次選定、第3次選定のそれぞれの段階ごとに一関市及び平泉町の広報や組合ホームページなどで公表しながら選定作業を進め、それぞれ4カ所、4カ所の候補地の選定に至ったところであります。

次に、施設整備検討委員会ではありますが、一関市、平泉町及び組合の合議体として組織し、4カ所の候補地から1カ所の建設候補地を絞り込むための検討を開始いたしました。

建設候補地の絞り込みに当たっては、国内外で廃棄物処理施設の建設を数多く手がけてきた専門家の助言を受けながら、理想とする施設のあり方である施設整備基本方針の案と基本方針に沿った評価項目の案を合議によって決定をいたしました。評価項目の案については住民説明会で説明し、その意見を反映させながら評価を進め、この評価の結果につきましては、さらに住民説明会で説明をし、組合広報や組合のホームページなどで公表してきたところであります。

施設整備の基本方針については、1つには安定性にすぐれた安全な施設であること、1つには環境に配慮した施設であること、そして災害に強い施設であること、また、経済性にすぐれた施設であること、この4区分であり、この基本方針をもとに新最終処分場は26の項目の評価項目を設定して、4カ所の最終選考候補地の評価を行い、令和2年11月、このうち最も高い評価を得た千厩町千厩字北ノ沢ほかを建設候補地として最適であると評価をしたところであります。

次に、新最終処分場における浸出水の処理についてお答えを申し上げます。

最終処分場は、のり面も含めて遮水シートをはり、雨水が地下に浸透しない構造となっております。そのため、埋立地内に降った雨は埋め立て層に染み込んで浸出水となりますが、浸出水は遮水シートと集水管によって集水をし、浸出水調整槽に貯水をして一定量ずつ浸出水処理施設に送り処理を行います。

浸出水処理施設での主な工程は、まず砂やカルシウムを除去し、次に微生物の働きによって有機物を除去いたします。その後、凝集剤などで化学物質や重金属類を除去して砂でろ過をし、最後に消毒して河川に放流するという流れとなります。

放流水の水質は、法令に定められた基準よりも厳しい基準を自主的に定め、これを計画放流水質と申します。この基準を満たした水質とした上で放流をいたします。

埋立地内の雨水は遮水シートによって地下水に漏れ出さないようにいたしますが、遮水機能を監視するため、埋立地の上流と下流に観測井戸を設置するほか、万が一の遮水シートの破損に備え、破損位置を検知する漏水検知システムの導入を検討するなど、河川や地下水の水質汚染を防

ぐ対策を検討しております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁をいたします。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** それでは、空き缶やペットボトルの出し方についてでございますが、一関清掃センター及び大東清掃センターのリサイクル施設では、収集した缶、ペットボトルを人の手で選別をして、圧縮成型して引き取り業者に引き渡しをしております。

この圧縮成型は、箱状の機器に缶やペットボトルを入れまして、機械圧縮板で圧縮することによって缶やペットボトル同士がかみ合っただけで一律の形状に成型される仕組みとなっております。機械圧縮板で圧縮する際に、つぶれた缶、あるいはペットボトルではうまくかみ合わずに、きれいに成型されないということがございますことから、缶及びペットボトルはつぶさないで、もとのままの形状で出していただくようお願いしているところでございます。

それから、紙パックの内側に張っておりますアルミ箔のリサイクルについてでございます。

アルミ箔と紙の複合材については、樹脂でコーティングされているものもありますことから分離することが困難な素材でもあります。そのため、当組合では燃やすごみとして処理をさせていただいておりますが、アルミの融点、いわゆるアルミ分が溶け出す温度になりますけれども、それよりも高温で処理を行いますためにアルミの形態としては残らないものでございます。また、仮に分離して取り出したとしても、アルミ箔は組合管内のリサイクル業者は有価物として取り扱っておりませんことから、資源物としての活用は困難であるというように考えております。

現在、検討しておりますエネルギー回収型一般廃棄物処理施設においても同様と考えております。

それから、粗大ごみのリサイクルについてでございますが、家庭からの排出物のうち指定ごみ袋に入らないものが粗大ごみとなります。主なものは、家具であるとか寝具、自転車などになります。

一関清掃センターでは、このうち未使用のもの、あるいは清掃したり軽い修理を行えば使用できるものを再生品として年5回、抽せん販売を行っているところであります。また、再生品にできない粗大ごみにつきましては、自転車などはゴム類、それからプラスチック類を取り除いて未破碎鉄くずとして、それから、それ以外の金属類は機械で破碎処理を行いまして、アルミ破碎くずとスチール破碎くずに分けてリサイクル資源として売り払っているところでございます。

**議長（千田恭平君）** 14番、佐藤敬一郎君。

**14番（佐藤敬一郎君）** それでは、再質問をいたします。

まず、1番目の火葬場の使用料金についてでございますが、登米市で大人の方を火葬した場合の登米市の市民の料金は1万5,000円、市外から行った場合には市外の方は3万円と、ここに1万5,000円の開きがあります。また、栗原市は市内の方は1万7,000円、市外の方は3万1,000円、1万6,000円の差があります。気仙沼市は市内の方が6,100円、市外の方は9,200円、一関市の場合も一関市民は1万5,000円、市外の方、特に有壁の方は3万円ということで1万5,000円の開きがあります。何とかこの開き分を是正していただくようお願いしたいと思います。

次に、ごみの分別とリサイクルのほうにまいります。まず、ごみの収集業務は、市民の生活環境を保全して公衆衛生を維持するためにも一日も欠かすことのできない重要な業務であります。

一関市廃棄物減量等推進審議会、ことしの3月15日に、2022年から5カ年間の次期一般廃棄物減量基本計画を審議了承しました。これによりますと、排出量を2022年対比で19グラムの減、そ

れからリサイクル率を0.4%の増ということで17.2%とするというように設定しました。これは、リサイクル量をふやすことによってごみの減量を図ろうとするものであります。リサイクルするためには分別が重要でありますことから、ごみの出し方テキストを見てもなかなかよくわからないところがございます。ごみの分別の周知について、もっと取り組みを強化してはいかかと思っております。これについて伺います。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** ごみの分別の徹底につきましては一番重要だと思っております。徹底していただくことによってごみの減量化というものはどんどん進んでいって処理量も減っていく、最終処分場の処分量も減っていくということで、ぜひ進めていきたいと思っております。

こちらのほうでは毎年、ごみ出しのカレンダーであるとか分別アプリの配信なども行っておりまして、そのようなことで分別を徹底していただくようにホームページ等でも周知しながら対応させていただいているところですので、これからも何かいろいろな方法があれば御提案をいただきながら対応していきたいと思っております。

**議長（千田恭平君）** 14番、佐藤敬一郎君。

**14番（佐藤敬一郎君）** 時間がなくなってきましたので、最終処分場のほうに移りたいと思いますが、現段階ではまだ基本計画段階なので、詳細な数値はまだ出ていないかと思いますが、技術面から再質問をさせていただきます。

まず、浸出水の処理ですが、これはどのような方法で処理をするか伺いたいと思っております。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** 浸出水の処理につきましては、浸出水というのは埋め立て層に降った雨が埋め立て層を通して染み出る水が浸出水ということになります。埋立地に降ったものを集めて浸出水調整槽に一旦ためて、そのあとに浸出水処理施設のほうに送って処理を行います。

先ほど答弁の中でもお話ししましたがけれども、浸出水処理施設の主な工程としては、まず砂やカルシウムを除去する、その次に微生物の働きによって有機物を除去する、そのあと凝集剤で化学物質、重金属を除去して、砂でろ過して最後に消毒をして河川に放流するという流れでございます。そのような流れで処理をさせていただくということでございます。

**議長（千田恭平君）** 14番、佐藤敬一郎君。

**14番（佐藤敬一郎君）** 処理方法については、何という処理方法で行うのですか。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** 処理方法、固有名詞といいますか、そのような名称についてはここではちょっと説明できないのですけれども、処理方式、その工程につきましては先ほど申し上げたような内容で、いずれ、ろ過して、きれいにして放流するという仕組みでございますので、名称のほうはちょっとここでは申し上げられません。申しわけございません。

**議長（千田恭平君）** 14番、佐藤敬一郎君。

**14番（佐藤敬一郎君）** 聞くところによりますと、回転円板という、微生物を汚水に付着させて処理するという方法だということを聞いているのですが、それでよろしいですか。

**議長（千田恭平君）** 小野寺事務局次長兼総務管理課長。

**事務局次長兼総務管理課長（小野寺啓君）** 先ほど事務局長が申しあげましたのは、ただいま組合の最終処分場は3カ所ございまして、それぞれ名称が異なっておりましたので、すぐには申しあげられないというようにお答えしました。

一つ一つの清掃センターの処理方式を、このようなパンフレットを用意しているのですが、これに記載しておりますのは、舞川清掃センターですと、接触ばっ気プラス凝集沈殿プラス砂ろ過プラス活性炭吸着プラス消毒というような方式でございます。それから、花泉清掃センターは接触ばっ気プラス凝集沈殿という方式でございます。それから、東山清掃センターは回転円盤方式プラス砂ろ過というような方式でございます。

今議員から御質問いただきました回転円盤式というのは、そのような微生物でろ過する仕組みの装置があるというように御理解いただければよろしいかなと思います。そのような選択肢もでございます。

以上でございます。

**議長（千田恭平君）** 14番、佐藤敬一郎君。

**14 番（佐藤敬一郎君）** 千厩字北ノ沢の住民の方々は住宅地があり、また、学校があるということから公害は大丈夫か、悪臭はないのか、水質汚濁はないのかというように心配をされております。そのようなことから、この北ノ沢の再考をもう一回考え直してほしいということをお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長（千田恭平君）** 佐藤敬一郎君の質問を終わります。

次に、千葉栄生君の質問を許します。

千葉栄生君の質問通告時間は40分で、一問一答方式です。

2番、千葉栄生君。

**2 番（千葉栄生君）** 日本共産党の千葉栄生でございます。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場に向けた施設整備の取り組みについてお伺いします。

もう1点は廃棄物減量化について一般質問を行います。

両候補地については、最も最適であると候補地選定委員会から検討委員会がそれぞれ1カ所に絞り込み、広域行政組合として関係市町に示したものであります。それを受けて早速、関係する地域の方々と説明会を行っております。広域行政組合としても今後、施設整備基本計画を作成し、具体的方向性を示していくことになると思います。

広域行政組合は関係する地域住民の率直な意見を伺いたいとの思いから説明会を進めてこられました。現段階における地域住民の皆さんからのどのような御意見や不安があったのかをお伺いいたします。また、そこから見えてくる地域課題をどう捉えているのかを伺います。

特にも、新最終処分場の建設候補地については、候補地変更を願う運動が起こっています。施設周辺の皆さんの心配はどのような施設になるかだけではありません。住民の安全対策や環境保全がどのように担保されるかを心配する声が出ています。まだまだ住民理解に時間がかかると想定されます。丁寧で誰もが納得いくような説明を求めるものであります。

そこで、現在示しているスケジュールの見直しや候補地の変更など、柔軟な対応をする考えはないかをお伺いいたします。

次に、廃棄物減量化の取り組みについて伺います。

廃棄物減量化に向けてごみの減量化を進めなければならないと思いますが、住民に対しての分別意識の向上を求める取り組みも必要と考えます。今や家庭ごみの容器包装の8割がプラスチックといわれております。3R、リデュース、リユース、リサイクルを基本にプラ資源化を進め、焼却ごみを減らすことこそ重要です。

そこで、広域行政組合として実施している減量化の取り組みは、どのようになっているのかをお伺いいたします。さらに、減量化を進める上でも、一関市、平泉町、そして広域行政組合はどのような役割になっているのかをお伺いいたします。

施設整備とあわせて可燃ごみの再資源化を進め、焼却量を減らすことは、まさに組合が進めているSDGsの理念であります。以上、壇上からの質問を終わります。

**議長（千田恭平君）** 千葉栄生君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 千葉栄生議員の質問にお答えいたします。

新処理施設及び新最終処分場の整備についてであります。

組合では令和元年10月に、新処理施設と新最終処分場の最終選考候補地をそれぞれ4カ所選考し、同年12月から説明会を開始いたしました。説明会はより多くの皆様からさまざまな御意見をいただきたいと考え、一関市と平泉町の住民の方であればどなたでも御出席をいただける住民説明会、また、弥栄地区、千厩地区それぞれの住民を対象とした地区説明会、そして建設候補地周辺自治会の範囲の住民の皆様を対象とした周辺自治会説明会、また、土地所有者の方々を対象とした土地所有者説明会といった4つの区分の説明会を開始してございまして、組合が主催したものが計63回開催をしております。そのほかに、自治会などの団体の皆様から要請を受けて行う自治会等説明会についても9回開催をしております。

説明会で頂戴をいたしました主な意見や質問としては、新処理施設については、ごみ収集車など交通量の増加に関する事、また、排ガスやにおいなど、環境への影響に関する事、それから焼却による余熱の活用方法などに関する事でございます。

新最終処分場については、建設候補地と学校や住宅地との距離に関する事、それから埋立地に降った雨水の地下水への影響に関する事、それから豪雨による災害の心配などがございます。

また、新処理施設、新最終処分場とも一つには、例えば施設見学会の開催や、あるいは意見を集約するための地元の組織を立ち上げる必要性、そのような御意見もございました。

次に、新最終処分場の整備スケジュールについてでございます。

令和3年度から基本設計、そして令和4年度においては生活環境影響調査、令和5年度は用地測量や実施設計、令和6年度から建設工事といったようなスケジュールとなっております、令和8年度中の供用開始といったものを目指しております。

なお、これは住民の皆様や地権者の皆様方の御理解を前提としているものでありますので、現時点では組合として建設候補地を1カ所に絞り込んだといったような説明を行っている段階でございますから、引き続き住民の皆様方の御意見をいただきながら整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、廃棄物減量化の取り組みについて申し上げます。

廃棄物の減量化については、廃棄物の発生を抑制するリデュース、再利用するリユース、再生利用するリサイクルの3Rの定着が重要であると考えております。

家庭からの廃棄物の減量化の取り組みについては、構成市町においてマイバッグやマイボトルの携帯への呼びかけ、食品ロス削減の啓発に取り組んでおりますほか、有価物集団回収に対する助成補助や生ごみ減量機器の購入補助などを行っております。

組合では、使用済み小型家電の回収やリサイクル品の抽せん販売、リサイクル工芸教室の開催などを実施しているところであります。このほか組合では、ごみ集積所から収集した廃棄物から

金属類などを選別して再資源化を行っておりますとともに、焼却灰の一部をセメントの原料として埋立処分量の削減を図っているところであります。

廃棄物処理事務における構成市町と組合のそれぞれの役割については、組合規約に定めてございますが、構成市町の事務はごみ集積所の指定、廃棄物の減量化、不法投棄や苦情への対応などでございます。

一方、組合の事務は、ごみの収集運搬と処分、一般廃棄物処理業の許可などとなっております。大まかに区分をいたしますと、家庭からごみ集積所に排出するまでは一関市、平泉町の事務、ごみ集積所のごみを収集運搬するところからが組合の事務となっております。

以上であります。

**議 長（千田恭平君）** 2番、千葉栄生君。

**2 番（千葉栄生君）** 再質問をさせていただきます。

この間も説明会があったという説明もありました。この説明会について、持ち方に不満があるという声が上がっておりますが、その認識はどう考えていますか。

**議 長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 私ども主催する側としては、まずはどなたでもお越しただけるといような説明会、これが基本であると考えております。

一方で、先ほどいくつかの区分を申し上げました。地区単位でのものでありますとか、あるいは周辺の自治会の皆様方でありまして、あるいは土地所有者の皆様方でありまして、やはり目を気にするというわけでもないかとは思いますが、できるだけその方々が御自分自身の意見や質問、疑問といったものをストレートに私どもにぶつけていただくということが必要かと思っておりますので、どなたでもおいでいただけるというものを基本にしながら、そのような対象を限定したもの、そのようなものも開催させていただいてございます。

したがって、今、不満があるというお話でございましたが、私どもとしては、できるだけおいでいただく方からすればどのような説明会のあり方が一番お越しやすいのか、来ていただいた方が発言しやすいのかといったところで、その説明会の開催、例えば取材のありなしですとか、傍聴者のありなしでありますとか、そのようなところも工夫しながらやらせていただいているところでございます。

**議 長（千田恭平君）** 2番、千葉栄生君。

**2 番（千葉栄生君）** その説明会にやはり参加したいと、どうしても都合が合わない、ちょうどその日が都合が合うと思って参加しようと思ったときに行ったら、きょうはだめですということがあったということもありました。そういう当局の事情もあるのでしょうか、せっかく関心を持って聞きに来ようと思っている人たちもいるわけです。ぜひ、柔軟な対応というか、どうしても人数が多くなるとか、そういう場所であったら、今はコロナ禍ですから制限は必要かもしれません。ぜひ、参加したいという住民の声を、これからも説明会があると思います。その説明会に反映させていただければと思います。

それで、その説明会の中でやはり一番多く声が出ているのが生活環境への配慮、考慮はされているのかどうか、全然自分たちが言ったことが反映されていないという声が先ほども皆さんからもありましたけれども、それが大きな要因になっているのではないかと思います。そこをどう考えていますか。

**議 長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 説明会の組み立てであります、先ほどのお話の中で、きょうはだめですというようなそれは、先ほど申しましたとおり、基本としてはどなたでもおいでいただけるものをベースにしています。ただ、会によってはこの地区の方、この自治会の方、あるいは土地所有者の方と限定をしておりますので、そのような場所にそうではない方がいらしたときのことかと思いますが、あくまでも回数として圧倒的に多いのはどなたでもおいでいただけるものでございますので、そのような機会をご利用いただければと思います。

それから、生活環境への御心配の話でございました。先ほど来の質問にもありましたように、一番肝心なところかと思えます。一番気になさるところだと思ってございますので、私どもとしてはどのような考え方、どのような基準でそのような候補地選定の絞り込みに至ったかといったところをまずは今は説明をさせていただいている段階でございます。

**議長（千田恭平君）** 2番、千葉栄生君。

**2番（千葉栄生君）** やはり、住民理解が必要だと管理者も申し上げておりましたが、まさにそのとおりだと思うのです。その住民理解というのは何かと、一つ一つの不安に耳を傾け対応していく、それが一番の理解が進む方向だと思うのです。ですから、スケジュールの話もしましたけれども、どうしても時間が足りないのではないかと、そういうことを踏まえて、ぜひ住民理解を最優先に考えて取り組んでいただきたいと思います、どうですか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 住民理解、全くそのとおりだと思います。ただ、そこで言う住民という範囲、くくりですとか理解ということはどういうようなものかといったところがなかなか悩ましいところでございます、私どもとしてはとにかく市民、町民の皆様方にきちんとした説明をさせていただきたいと思ってございますし、特にも周辺の方々には別立てで説明会も開催してやらせていただいております。

**議長（千田恭平君）** 2番、千葉栄生君。

**2番（千葉栄生君）** それでは、次にいきます。

新最終処分場整備に関してですけれども、最終処分場と焼却場はセットで動かなければならないことなのですか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 廃棄物処理は、いわゆる処理をすると、要するに廃棄物の状態を減容、姿形をできるだけ圧縮をし、毒性といったものを除去するという処理がございます。そうした上で今度は処分という段階にいきます。ですので、中間処理も最終処分も両方必要であります。

現在、組合では中間処理施設も処分施設も持っておりますし、また、中間にありますリサイクル施設も持っております。それぞれが今機能しておりますが、それぞれがつくってからの年数が違いますし、あるいは残余容量とかも違いますので、いずれ必要ではありますけれども、まだ若干そのような時間的な差ですとか対象物の差によつての違いはございます。いずれ、どれも必要な施設でございます。

**議長（千田恭平君）** 2番、千葉栄生君。

**2番（千葉栄生君）** 十分必要な施設ということは私も理解しております。やはり焼くことによつての残渣が出る、あくが出ます、それを捨てるということは当然出てくることです。

それで、何でセットでなければだめかという話をしたのは、やはり住民理解がまだまだ得られない中で、このまま調査費とか、そういうことがどんどん進んでいけばお金がかかります。そこ

で全然住民が合意できない、ここは難しいとの判断に至ってしまったときには、もうかなりの金額が動いていると思うのです。ぜひその金額を抑えるというか、最終的に強行しなければいけない状況にならないうちに、ぜひその候補地を複数で検討する必要があると思いますが、いかがですか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 2点申し上げます。

まず全てを対象にして順に絞り込みをして今に至っております。

それから、大変なお金がかかる、調査も今まででもかかってきました。この4年半の間に選定委員会も開催もし、専門家の方たちもですし、それなりのコンサルも雇ってやってきました。でも、ここからが本当にお金がかかります。先ほど申し上げました、今、整備計画の最初の詰めをしているのは、まさにその事業費の問題でございまして、何の精査もせずにプラント建設にいけば、これは全く言ってみれば言い値のベースでありますけれども、新処理施設でおよそ160億円ほど要してまいります、関連も含めて。リサイクル施設の関係では、19億円ぐらいになるかもしれません。新最終処分場においては46億円というような、これは全部足し算しますと230億円になってきますけれども、まさに大変なお金がかかるものであります。だからこそ、アセスメントも含めて、候補地選定も含めて安全性ですとか、この先の建設コスト、そしてランニングコスト、いろいろな意味で検討しなければいけないと思っております。もちろん、その中には、皆様方から広く御理解いただくということも当然重要でありますけれども、さまざまなことを織り交ぜながら、きちんとした場所を1カ所定めなければならない、このように考えてございます。

**議長（千田恭平君）** 2番、千葉栄生君。

**2番（千葉栄生君）** もう1回だけお伺いします。

あくまでも今の1カ所に選定したのは当局の選定基準ということでもいいですか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 私どもとして1カ所に絞り込むというような今までのプロセスはそのとおりでございますが、そこに至るまでは私どもも言うなれば全くの素人であります。したがって、一関市、平泉町からどのような格好でやっていけばいいのかということで、それぞれの専門の先生方に一関市、平泉町の全域から絞り込みをしていただき、3段階の絞り込みで4カ所、4カ所といったようなところに至って、そこから今度は私どもですが、私どもも専門的なことはわかりませんし、経験もないわけでございます。したがって、国内外で施設建設を手がけてきた法人がございすけれども、その皆さん方に入っていて、その皆さん方も案をこしらえ、その案自体が果たしていいのかどうかといったために説明会もして、その案の説明をし、また、御意見もいただいて次のステップにいくというような、まさに一つずつ進めてきたのがこの4年半という時間でございます。

**議長（千田恭平君）** 2番、千葉栄生君。

**2番（千葉栄生君）** 4カ所から1カ所に絞り込むときの話です。先ほど沼倉議員も岩淵議員も言っておりましたけれども、そのプロセスというか、持っていき方がどうしても住民の方々は納得ができない。そこがどうしてかと。やはりせっかく4カ所に絞り込んだ、そこも私も理解はできません。問題はその1カ所への持っていき方が住民の方々の理解を得られないのではないかと私は思うのです。やはりその4カ所で、例えば第1候補、第2候補ありますね、順番からいくと。その順番の2位までとか、例えばですよ、そこでの立地説明会、説明会というか、理解というか、

そういう動きをとる必要もあったのではないかと。これからも、もしこのまま千厩が凍結になれば、住民の理解が得られないとなった場合はどういう動きをとるのか、その伏線も含めて今後検討される余地はありませんか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 専門の先生方が4カ所、4カ所を選んだ瞬間に1カ所が決まったのではなくて、そこからおよそ1年を費やして4カ所から1カ所に絞り込んだわけです。その1年の間に、先ほど申しましたように41回ほどの説明会を行いました。その41回の説明会中で4カ所、4カ所という絞り込みを専門の方々がやったけれども、そこからどのようにして1カ所、1カ所に絞り込めばいいかというような方法論自体を私どもが考えて、それを説明会で説明いたしました。その説明会で方法論自体を説明して、その次は具体的にどういう項目があればいいかということをもた次に説明して、そのような項目でいいねとなって、今度はそれぞれの項目ごとの評価作業をして点数を入れ込んでいったわけです。その点数を入れ込んでいくときもまた説明をいたしました。その点数を入れ込んで、今度はそれを全部足し算をするわけですけれども、足し算をする過程もまた説明をいたしました。足し算をした結果がこうですという説明会もいたしました。1カ所、1カ所になりましたということも全ての地区に対して説明をいたしました。その全ての積み重ねが41回という説明会でございますので、そのような持ち方のどこかがだめだということであれば、どこがだめだったのか私もなかなか難しいなと考えてございます。それが今の状況でございます。

しかし、私どもとしては41回もやってきた、今度は1カ所に絞り込んでからはこの1カ所ですというような説明をそれぞれに対して行って、それも31回行ってきたわけでありまして、70回を超えてございますが、まだ足りないということであれば説明を尽くしてまいりたいと考えております。

**議長（千田恭平君）** 2番、千葉栄生君。

**2番（千葉栄生君）** 何回、何回と回数を言っておられますが、要は住民からいつも出る不安の材料は同じなわけです。ということは全然前に進んでいない、酌み取ってもらえていないと住民の方々は思っているわけです。それを何回、何回繰り返そうが同じことなわけです。ぜひ、そこをもっと丁寧に説明し、こういう道もあるよとか、そういう対案と言ったらあれですけども、もう少し住民の理解を得られる考え方を進めてもらわないと、この不安を抱えている住民の方々がどんどんふえています。これ以上本当にふえていくと大きな運動になります。ぜひ、それも踏まえて当局の対応、ちゃんと積極的にするべきだと思います。この点はまたあとから10月議会にやりたいと思いますけれども、ぜひこれからもよろしくお願いします。

次に、ごみの減量化にいきます。

資源ごみ回収の現在検討している方法や取り組みは何ですか、教えてください。あれば教えていただければと思います。

**議長（千田恭平君）** 千葉事務局次長兼一関清掃センター所長。

**事務局次長兼一関清掃センター所長（千葉晃君）** それでは、減量化に取り組んでおります内容という御質問でございますが、先ほどの答弁でも申しました内容にダブりますけれども、よろしくお願ひしたいと思いますが、1つは市としての取り組み、これらは先ほど申しましたとおり、マイバッグ、マイボトル、食品ロスというのが最も大きな取り組み、あとは生ごみ減量器の購入、これが一関等々で独自の取り組みとしてやられているものと認識してございます。それに加え、組

合のほうでは使用済みの小型家電回収というものを清掃センターの事務所はもちろんでございますけれども、一関市等々の市役所、市民センター等々にも設置しまして回収しているという状況の取り組みをしているところでございます。

また、減量化に取り組んでいただく上でのごみの分別アプリ、先ほども別の件でもお話ししましたけれども、市民の皆さんがより分別に取り組みやすい、その中身はわかりやすいというような取り組みを進めていくことが最も重要だろうということで、そのような取り組みも同時に進めているという中身でございます。

**議長（千田恭平君）** 2番、千葉栄生君。

**2番（千葉栄生君）** 私が聞きたいのは、今やっていることはわかっています。そうではなく、今後、先ほど敬一郎議員からもありましたように、回収が大変だという話もあります。この間ずっと日本共産党一関市議団では言っていますけれども、コンテナ回収等を提案しているわけです。今後、行政組合として取り組む、検討している話とかがあれば教えていただきたいと思います。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** コンテナ回収というお話がありましたけれども、現在、施設整備検討委員会の中に資源ごみの回収の検討をするワーキンググループをつくってございまして、その中で検討はさせていただいています。その中でコンテナ回収であったりは検討しているのですけれども、具体的にコンテナ回収にいくまでにいろいろな課題があるということもございまして、例えば集積所のスペースの問題であったり、誰がどのように管理するのかとか、あとは収集の問題も今の収集車で回収できるのか、平ボディにしなくてはいけないのかとか、いろいろな課題もありますので、そういったところを今、検討しながら進めているところであります。

**議長（千田恭平君）** 2番、千葉栄生君。

**2番（千葉栄生君）** ありがとうございます。

ワーキンググループで検討を進めていくということで、ぜひ効率的な回収ができるよう期待するものであります。

当広域行政組合の管轄の中で資源回収というか、リサイクルのほうが進んでいないという現状は私も理解しております。ですから、行政組合と構成の市町が一体となって、ぜひその3R実現に向けて取り組んでいかなければならないという中で、やはり今回の施設建設等に当たって説明会の中で、このリサイクル、ごみの減量化、これを織り交ぜながら説明会をする必要があると思いますが、それはいかがですか。

**議長（千田恭平君）** 佐藤管理者。

**管理者（佐藤善仁君）** 減量化ですとか資源化ですとか3Rは非常に重要な要素です。それはそれで進めていきたいとも考えております。しかし、それもなかなか課題がございまして、焼却施設のプラントの構成を考えていくときに分別がやはりかなりの厳しさといいますか、難易度といいますか、そのようなものに結びついていきますと、高齢社会でおひとり暮らしの方もふえてきます。分別自体が非常に大変です。ですので、そのところが実際、各家庭の目線からいったときにどのぐらいの分別なり3Rといったものの水準に持っていけばいいのかと、具体的な方法も含めてですけれども、そこが一番私どもとしても苦労しているところであります。ですので、方向性は方向性として認識しながらも、具体的な処理方式を、収集運搬も含めてであります。そこがなかなかやはり私どもの検討としては難しいところだと、そのような段階にございます。

**議長（千田恭平君）** 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 施設建設の住民説明会に織り交ぜてリサイクルというか、ごみの減量化を訴えることも必要だという考えはいかがですか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 失礼いたしました。

もちろん、そのようなことは申し上げてまいりたいと思いますけれども、やはり責任のあるような一つの形としてお届けするというのも私どもとしては必要でございますので、そのような基本の認識は認識として申し上げながらも、どのような具体的なものに持っていけばいいかということは平行して検討しているところでございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） やはり、このごみの減量化は住民と一体となつてとり行わなければならないことだと思いますので、その認識を強く持つてもらうためにも、ある場所、場所でそういうことを訴えていく、それも大事なことだと思います。

それで、この新処理場、最終処分場問題もそうですけれども、これは今後同じように焼却し続ければ今後も続くことです。それを防ぐためにも、やはりごみの減量化、燃やすごみの減量化を進めることは当市町に大きな影響をもたらすことだと思います。ぜひ、真剣に取り組むべきと考えますが、最後に管理者の気持ちを。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 先ほど申しましたように、大きな事業です。ですので、その場所もですし、どのような中身でやるのかと、そして、各家庭の目線からいったときにどのような分別があつて、どのような集積所のあり方があつて、それをどのような方式で処理すれば、先ほど議員からもお話がありましたような資源化でありますとか減量化でありますとか、最終処分の段階まで見据えたような、そうしたトータルの物事がほしいと思つております。そうしたつもりで、私どもは私どもとして一生懸命取り組んでおりますし、わからない部分はわからない部分できちんとした専門集団を交えながら検討させていただいているところでございます。その方針についてはこれからも変わりはございません。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） ありがとうございます。

ぜひ、広域行政の意気込みを見せていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（千田恭平君） 日程第5、議案第1号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第1号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般廃棄物処理施設整備事業費の減額など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正額は9,833万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億8,737万3,000円といたしました。

2ページをごらん願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、衛生費9,833万1,000円を減額いたしました。

また、歳入につきましては、分担金及び負担金5,936万9,000円、国庫支出金3,277万8,000円、繰入金618万4,000円を減額いたしました。

3ページとなります。

第2表、継続費補正につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設環境影響評価事業について、事業費の総額及び年割額を変更し、一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査等事業について、事業費の年割額を変更しようとするものであります。

4ページをごらん願います。

第3表、繰越明許費につきましては、リサイクルプラザ管理事業及びし尿処理施設管理事業について、繰越明許しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** それでは、議案第1号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします。

予算書の4ページをお開き願います。

3款3項リサイクルプラザ管理費及び4項し尿処理施設管理事業につきましては、電気設備の修繕に使用する資材について、半導体などの需給が世界的に逼迫している影響を受けまして、年度内の入手が困難となっておりますことから、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

予算書の7ページをお開き願います。

3款3項6目施設整備費の一般廃棄物処理施設整備事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設環境影響評価業務について、入札の結果により継続費の総額を減額して年割額を変更しようとするものであり、一般廃棄物最終処分場の生活環境影響調査について、発注時期の変更により継続費の年割額を変更しようとするものであります。

次に、歳入につきましては6ページとなりますが、1款2項負担金、3款1項国庫補助金及び6款1項基金繰入金につきましては、説明いたしました歳出に係るものでございます。

以上であります。

よろしくお願いたします。

**議長（千田恭平君）** これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（千田恭平君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（千田恭平君）** 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(千田恭平君) 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

午後4時55分まで休憩します。

休憩 午後4時43分

再開 午後4時55分

議長(千田恭平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第2号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び日程第7、議案第3号、令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者(石川隆明君) 議案第2号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページをごらん願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を26億3,469万1,000円と定めようとするものであります。

4ページをごらん願います。

目的別歳出額は、第1表のとおりで、議会費308万1,000円、総務費6,280万円、衛生費25億3,925万9,000円、公債費1,955万1,000円、予備費1,000万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページの、分担金及び負担金22億4,175万円、使用料及び手数料1億7,668万6,000円、国庫支出金5,874万7,000円、財産収入592万7,000円、寄附金1,000円、繰入金1億2,000万円、繰越金1,000円、諸収入3,157万9,000円を見込みました。

5ページをごらん願います。

第2表、継続費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備運営事業者選定事業について、継続費を設定しようとするものであります。

また、戻りますが、1ページとなります。一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、7ページをごらん願います。

議案第3号、令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を165億9,762万9,000円、また、サービス勘定につきましては歳入歳出予算の総額を3,244万6,000円と定めようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は8ページから10ページまで、サービス勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は11ページ、12ページそれぞれ第1表のとおりであります。

また、戻りまして、7ページとなります。

一時借入金の借り入れの最高額は10億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** それでは、議案第2号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算について及び議案第3号、令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

歳出につきましては予算の概要で、歳入については予算書でそれぞれ一般会計、特別会計の順に説明を申し上げます。

まず、一般会計予算の歳出であります、予算の概要の14ページをお開き願います。

3款1項1目生活環境対策費につきましては、各清掃センター周辺の住民の皆様との公害防止などに関する会議の開催のほか、施設周辺住民の多項目検診などを行うものでございます。

一般廃棄物処理施設等整備調査事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場を整備するため、住民説明会などを実施するものであります。

15ページとなりますが、一般廃棄物処理施設関係自治会等施設整備補助金につきましては、東山清掃センターの所在地となっております松川1区自治会に対し、自治会が実施する集会施設整備の整備費の一部を補助するものであります。

3款2項1目火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の管理費であり、整備計画により火葬炉設備補修を実施するものであります。

3款3項1目一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費につきましては、整備計画により燃焼設備等整備、破碎設備整備などを実施するものであります。

16ページ、17ページとなりますが、3款3項2目大東清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費につきましては、整備計画により燃焼設備等整備、受入供給設備整備などを実施するものであります。

3款3項3目指定廃棄物保管事業費につきましては、国の委託を受けて指定廃棄物を一時保管しているものであり、国が行った放射能濃度測定において8,000ベクレル以下となった指定廃棄物を最終処分することから、保管に使用しているコンクリートボックスを処分するものであります。

18ページをお開き願います。

3款3項6目一般廃棄物処理施設整備事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び新最終処分場の整備費であり、環境影響評価、造成設計、路線測量などを実施するものであります。

3款4項1目一関清掃センター費及び2目川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、整備計画によりし尿処理施設の前処理機整備や高負荷脱窒素処理設備整備などを実施するものであります。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳出であります、予算の概要の19ページをお開き願います。

1款3項1目認定審査費につきましては、介護認定審査会について、委員報酬や主治医意見書作成料などを見込んだものであります。

20ページをお開き願います。

2款1項1目介護サービス費は、要介護1から要介護5の方が利用したサービスに対する給付

であります。

2款1項2目介護予防サービス費は、要支援1及び要支援2の方が利用したサービスに対する給付であります。

3目審査支払手数料は、介護報酬請求内容の審査や介護サービス事業者への支払い業務に対する国民健康保険団体連合会への手数料であります。

4目高額介護等サービス費は、同じ月に利用した介護サービス利用者の自己負担額が限度額を超えた場合に超えた分を給付するものであります。

5目高額医療合算介護等サービス費は、同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、自己負担の合算額が限度額を超えた場合に超えた分を給付するものであります。

6目特定入所者介護サービス費は、介護保険施設などの居住費と食費が所得や資産に応じた自己負担額を超えた場合に超えた分を給付するものであります。

21ページとなりますが、3款1項1目介護予防・生活支援サービス等事業費につきましては、要支援1及び要支援2の方や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象として実施するものであります。

サービスAは、介護予防給付の基準緩和による短時間のサービスに対する給付であります。

次の一般介護予防等事業費につきましては、介護予防事業のうち訪問型サービス事業と通所型サービス事業の一部、一般介護予防事業を構成市町へ委託して実施するものであります。

サービスBは住民ボランティア団体が行う生活支援サービスであり、サービスCは保健・医療の専門職が行う短期集中型予防サービスであります。

22ページをお開き願います。

3款2項1目包括的支援事業費につきましては、介護予防ケアマネジメントや総合相談、権利擁護などの地域包括支援センターの運営を社会福祉法人などに委託して行うものであります。

次の任意事業費につきましては、構成市町への委託により家族介護者支援事業、それから配食・給食サービス事業などを実施するものであります。

次に、サービス勘定の歳出であります。予算の概要の23ページをお開き願います。

1款1項1目介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの作成について、直営2,152件、居宅介護支援事業所への委託4,962件を見込んだところであり、サービス調整、評価、給付管理などを行うものであります。

次に、一般会計予算の歳入であります。予算書の14ページ、15ページをお開き願います。

1款1項分担金につきましては、均等割、人口割及び施設の利用割によるものであります。

2項負担金につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の整備に係るごみ処理施設整備費負担金及び地方債の償還に係る負担金で、負担割合は人口割であります。

なお、構成市町ごとの分担金及び負担金の額並びに構成比は、一関市が20億9,401万円で93.41%、平泉町が1億4,774万円で6.59%であります。

16ページ、17ページをお開き願います。

3款1項国庫補助金につきましては、各清掃センターにおける排気ガスなどの放射能濃度測定に対する補助金及びエネルギー回収型一般廃棄物処理施設など整備に対する補助金であり、3款2項委託金につきましては、原子力発電所事故由来の指定廃棄物の保管に伴う放射線量測定や指定廃棄物を保管しているコンクリートボックスの処分に係る委託金であります。

6 款 1 項基金繰入金につきましては、一関清掃センター、大東清掃センター及び川崎清掃センターの補修工事などの財源とするものであります。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳入であります。予算書の51ページをお開き願います。

1 款保険料につきましては、市町村民税が課税となる被保険者数の増を見込み、増額と見込んだところでありまして、

2 款分担金につきましては、均等割、高齢者人口割及び介護給付などの実績割によるものであります。

なお、構成市町ごとの分担金の額及び構成比は、一関市が23億8,671万5,000円で94.04%、平泉町が1億5,134万5,000円で5.96%であります。

52ページをお開き願います。

4 款国庫支出金から55ページ、6 款県支出金までは、介護給付費などに係る国県支出金と支払基金交付金であります。

55ページとなりますが、8 款 1 項介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険料の年度間調整分の取り崩しであります。

次に、サービス勘定の歳入であります。予算書の78ページをお開き願います。

1 款サービス収入につきましては、介護予防サービス計画費収入であり、介護予防ケアプラン作成7,114件、前年度比で288件の減と見込んだところでありまして、

以上であります。よろしくお願いたします。

**議 長（千田恭平君）** これより質疑を行います。

なお、当初予算に係る議案の質疑時間は、質疑、答弁合わせて45分以内とします。

一問一答方式の場合は、回数の制限は設けませんが、質疑にあつては答弁時間を考慮され質疑されるよう願います。

13番、沼倉憲二君。

**13 番（沼倉憲二君）** 当初予算でありますので、何点か質問いたします。

まず、1 点目は予算の概要の16ページ、歳出の3 款 3 項 1 目です。一関清掃センター費の廃棄物処理施設モニタリング事業費393万4,000円が計上されております。このモニタリングの検査内容と検査場所はどうかお伺いします。

次に、東日本大震災から10年以上経過しましたが、モニタリング結果によって放射能汚染の現状はどうかお伺いします。

2 点目は、17ページから18ページにかけての3 款 3 項の舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターそれぞれの施設運転管理委託料の委託内容と埋め立ての終了予想時期、いつごろ埋め立てが完了するか、その時期についてお伺いします。

3 点目は、3 款 4 項の一関清掃センター、し尿処理施設管理費、補修費が4,900万円ほど、川崎清掃センターも補修費が5,500万円ほど計上されております。毎年、予算等を見ますとこのような多額の補修費が計上されておりますけれども、それぞれの現状と耐用年数はどのようになっているか伺います。

続きまして、20ページ、2 款 1 項 6 目の特定入所者介護サービス費 6 億7,900万円計上されております。先ほど提案理由の中で概要の説明がありましたけれども、具体的に給付の内容についてお伺いします。

それから、この予算が多額の費用となっております。個人負担の限度額を超えた額を補助する

という内容になっておりますけれども、給付の傾向はどうなっているのか、毎年ふえているのかどうか、その傾向についてお伺いします。

最後に、22ページの3款2項1目の包括的支援等事業費の任意事業費2,475万1,000円についてお伺いします。これは任意事業ですので、一関市と平泉町では異なるサービスを委託しているようですが、具体的な支援内容と異なっている理由についてお伺いします。

以上であります。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** それでは、順次答弁いたします。

廃棄物処理施設モニタリング事業についてでございますが、一関清掃センター、舞川清掃センター及び東山清掃センターは、特定一般廃棄物処理施設となっておりますことから、原発事故由来の放射能濃度を測定することとされており、検査機関への委託により測定を行ってございます。

測定の項目は、ごみ焼却施設である一関清掃センターは排ガス、焼却灰の主灰及び飛灰の放射能濃度、最終処分場である舞川清掃センター及び東山清掃センターは、放流水及び地下水の放射能濃度であります。

放射能濃度につきましては、一関清掃センターの焼却灰の主灰と飛灰以外は、モニタリング事業を開始した平成24年1月の測定から不検出となっております。一関清掃センターの焼却灰の主灰1キログラム当たりの放射能濃度は、平成24年1月が230ベクレル、5年後の平成29年1月が21ベクレル、10年後の令和4年1月が不検出となっております。同じく飛灰1キログラム当たりの放射能濃度につきましては、平成24年1月が3,100ベクレル、5年後の平成29年1月が351ベクレル、令和4年1月が93ベクレルとなっております。いずれも大幅に減衰していると捉えているところでございます。

次に、最終処分場の施設運転管理委託料についてでございます。

委託の主な内容は、焼却施設から発生する焼却灰やリサイクル施設から発生する不燃残渣など最終処分場への運搬のほか、最終処分場に運搬した焼却灰や不燃残渣などの整地や覆土、浸出水処理施設の管理、施設周辺の点検、除草などの作業であります。

現在の最終処分場の埋め立て終了見込みの時期につきましては、平成31年3月に策定しております一般廃棄物処理基本計画では、花泉清掃センターが令和5年度、東山清掃センターが令和6年度、舞川清掃センターが令和8年度と見込んでおりましたが、花泉清掃センターにつきましては、令和4年度内に埋め立てが終了する見込みでございます。また、東山清掃センターと舞川清掃センターについては、埋立量の減量化により、計画の埋め立て終了見込みより数年程度は延命化できるものと考えております。

次に、一関清掃センター及び川崎清掃センターのし尿処理施設についてでございますが、水槽などの構造物の耐用年数は一般的に12年から25年程度といわれておりますが、し尿処理施設としては設備であるとか計測機器などを施設整備計画により交換、補修しながら稼働する施設でありますことから、施設の耐用年数は一概には申し上げられないところでございます。

一関清掃センターの第1し尿処理施設は45年、第2し尿処理施設は33年、川崎清掃センターは27年が経過してございます。いずれの施設も老朽化に伴う故障が多くなりまして、補修や修繕整備に係る費用は増加しておりますが、施設を停止させないよう精密機能検査などを行って、施設の現状を把握し、10年間の整備計画を策定して維持管理に努めているところでございます。

令和4年度の補修費の主な補修は、一関清掃センターでは補修費を4,924万5,000円としており、

主な内容として前処理機整備工事、旧管理棟電気変圧器の更新、それから前処理脱水機操作盤シーケンサー交換工事など、それから川崎清掃センターは補修費を5,500万円としておりまして、主な内容としては工業用計器更新工事、それから前処理機整備工事、インバータ更新工事などを実施する計画でございます。

次に、特定入所者介護サービス費についてでございます。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設に入所し、または短期入所してサービスを利用された方に対して、居住費と食費の一部を介護保険から給付するものであります。対象者は、世帯全員が住民税非課税であるなど所得が低い方であり、所得や資産状況に応じて設定した自己負担額の上限を超えた分に対して給付を行っております。

例えば、特別養護老人ホームの多床室に入所し、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下で、預貯金などの資産が夫婦で1,650万円以下の方の場合であります。施設の平均的な費用をもとに定められている1日当たりの基準費用額は、居住費が855円、食費が1,445円ですが、自己負担の上限額は居住費が370円、食費が390円になりますことから、給付額は差引額で居住費分が485円、食費分が1,055円となります。

給付費の推移につきましては、過去3年間の給付実人数、給付実日数、給付額の順で申し上げます。

平成30年度は2,279人、47万8,323日で6億3,144万円、令和元年度には2,287人、47万8,873日で6億5,008万円、令和2年度は2,220人、49万5,524日で6億7,616万円となっております。実人数はほぼ横ばいですが、給付額は令和元年10月から消費税率の引き上げに伴い、基準費用額の引き上げが行われたこと、サービス利用日数がふえたことから増加しております。

次に、任意事業についてでございます。

対象者は被保険者のほか要介護者を介護する家族などで、事業は実施主体である一関市と平泉町が、国の地域支援事業実施要綱に定めるメニューから地域の実情に応じて必要な支援事業を選択して行うものであります。

具体的には、市町住民税非課税世帯で要介護4以上の要介護者と同居し、常時その介護に従事している方への介護用品券の支給や、ひとり暮らしの高齢者などに定期的に食事を配達し、安否確認を行う訪問配食サービス、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を地域で見守る認知症サポーター養成講座などを実施しているところでございます。

**議長（千田恭平君）** 13番、沼倉憲二君。

**13 番（沼倉憲二君）** 1点だけ再質問いたします。

先ほどの一般質問の最終処分場との関連でお伺いしますが、3つの清掃センターの埋め立てが終わる時期の質問をいたしまして、最長で令和8年まで、ただ、これも延びる見込みだという話がありましたので、これは新しいものをいつまでにつくらなければだめだということに関連いたしますけれども、そうしますと舞川清掃センターが一番延びそうでございますけれども、ここは10年ぐらいいは対応できるという捉え方でよろしいでしょうか。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** 最終処分場の延命化につきましては、今現在、施設の延命化と廃棄物の資源化の観点から、一関清掃センターから発生する年間約3,000トンの焼却灰があるわけですが、そのうちの1,000トン平成30年度からセメント原料として処分をしていると、埋め立てを減らしているという対応をさせていただいておりますので、数年程度は延命化ができるのでは

ないかと思込んでおりますけれども、10年というのは、とてもそこまでは無理だと聞いておりました。

以上です。

**議長（千田恭平君）** 沼倉憲二君の質疑を終わります。

7番、千葉信吉君。

**7番（千葉信吉君）** お疲れ様でございます。

私も予算に対してでございますが、全て予算の概要でいきます。

14ページの3款1項1目衛生総務費、環境教育費をお伺いします。

この予算が6万7,000円ということで少額ですけれども、この事業内容についてをひとつお伺いしたいと思います。

2つ目として、SDGsの観点からこの予算の中でちょっと心配ですが、いわゆる教育も含めた取り組みについてお伺いします。

次に、同じく14ページの3款1項1目衛生総務費、ごみ減量化対策費ですけれども、さまざま取り組まれております。それで、1点だけです。どのようなごみ減量化の事業を行うのかをお伺いいたします。

同じく、14ページの3款1項1目衛生総務費です。一般廃棄物処理施設等整備調査事業費でございます。いつも一般質問等々で結構出されているのですけれども、私からはこの予算での説明会や広報といった部分で執行していくということですが、これにさまざまな広報があると思うのですが、地域住民に対してのアンケート調査、全体のアンケート調査が含まれているのかをお伺いいたします。

次ですが、17ページ、3款3項3目舞川清掃センター費で指定廃棄物保管事業費でございます。あそこに8,000ベクレル超の指定廃棄物が保管されております。コンクリートボックスで保管されておりますけれども、この新規事業の中でコンクリートボックスが処分委託されたということがあります。1点目として指定廃棄物の保管の推移と、2つ目としてコンクリートボックス処理、工法についてお伺いいたします。

最後に18ページですが、3款3項6目で施設設備費の一般廃棄物処理施設整備事業費でこの事業内容についてお伺いいたします。

以上です。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** それでは、順次答弁いたします。

環境教育費についてでございます。

事業内容は、一関清掃センターにおいて実施してご家庭で使わなくなった衣類、あるいは布などを活用したリサイクル工芸教室の開催、それから紙やペットボトルなどのリサイクル体験を通じて、資源の大切さ及びリサイクルの必要性を学ぶ夏休み親子リサイクル教室の開催、それから施設見学であります。

これらの事業はSDGsの目標と達成基準のうち、12のつくる責任、つかう責任の2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減すること、それから14の海の豊かさを守ろうの2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減することに向けた取り組みとして実施しているところでございます。

それから、ごみ減量化対策費についてでございますが、組合では引き続きごみの収集日をお知らせする家庭ごみ収集カレンダーの作成と配布、ごみ分別の啓発チラシの作成と配布、ごみ分別アプリの配信、ごみ処理の適正化や効率化の推進に関する御意見などをいただく廃棄物処理懇話会の開催などを行うこととしているところでございます。

それから、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費についてでございます。

主な事業内容につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備事業に関する組合広報紙の発行、それから住民説明会や周辺自治会説明会など各種説明会の開催、住民説明会での専門的な解説や助言など施設整備事業に関する支援業務委託料などであり、地域住民に対するアンケート調査については計画していないところでございます。

それから、住民の皆様の御意見は、一関市と平泉町の住民を対象とした住民説明会、弥栄地区、千厩地区それぞれの住民を対象とした地区説明会、建設候補地周辺自治会の範囲の住民を対象とした周辺自治会説明会、土地所有者を対象とした土地所有者説明会の4つの区分で開催している説明会のほか、電話やメール、ファクス、文書などさまざまな手段で受けているところでございます。

事業の内容やいただいた御意見は組合広報紙やホームページなどで広く発信してございます。

今後もこのような形で御意見をいただき、広く周知してまいりたいと考えております。

指定廃棄物保管事業費についてであります。本事業は国の委託を受けまして、1キログラム当たり8,000ベクレルを超える飛灰を一関清掃センター及び舞川清掃センターの敷地内において一時保管しているものでございます。

平成23年度に発生しました143.6トンの飛灰については舞川清掃センター敷地内に保管しております。そのうち、29.3トンは遮水シートに包んで仮埋設した状態で、残りの114.3トンについてはセメントと練り合わせて固形化したり、大型土のう袋、いわゆるフレコンバックに入れたものの全体を型枠に入れてセメントで固形化した状態で保管してございます。

平成24年度に発生した66.75トン、平成25年度に発生した12トン、平成26年度に発生した6.75トンは、それぞれ大型土のう袋、フレコンバックに入れまして、さらにコンクリートボックスに収納し、ふたをした状態で一関清掃センター敷地内に保管してございます。

平成27年度以降につきましては、1キログラム当たり8,000ベクレルを超える飛灰は新たに発生しておらず、これまでの一時保管量については平成26年度分までの229.1トンであります。このうち、平成23年度に発生し、舞川清掃センター敷地内に仮埋設しておりました29.3トンの飛灰について、通常の廃棄物の埋め立て処分を行うのに支障となる位置となりましたことから、平成30年度に国の補助金を活用して掘り起こして、コンクリートボックスに収納して敷地内の別の場所に移設をしてございます。このとき、飛灰と土の分離が困難であったということで、そのまま収納して飛灰と土の混合物が112.34トン、それから遮水シートが1.31トンであったことから、平成30年度末の一時保管量は合わせて313.45トンとなったものであります。

なお、一時保管している指定廃棄物について、国が令和3年5月に放射能濃度の再測定をサンプリングにより行ったところ、313.45トンのうち312.14トンが1キログラム当たり8,000ベクレルを下回っていることが確認できましたことから、組合では国と協議の上、指定廃棄物の指定を解除して、特定一般廃棄物として管外の業者に委託して処理することとしたところであります。

令和3年度は112.34トンの処理を終え、令和4年度は残りの199.8トン进行处理する計画でございます。

なお、令和3年5月の再測定で1キログラム当たり8,000ベクレルを下回らなかった遮水シート、いわゆるベントナイトシートでありますけれども、この1.31トンについては引き続き舞川清掃センター敷地内で一時保管をいたします。

空間線量率につきましては、指定廃棄物を一時保管しております一関清掃センターと舞川清掃センターにおいて、それぞれ敷地の境界で測定をしております。一時保管を開始した平成24年4月と令和4年1月の空間線量率の最大値を比較しますと、一関清掃センターでは平成24年4月の0.8マイクロシーベルトに対して令和4年1月は0.07マイクロシーベルトとなり、舞川清掃センターでは平成24年4月の0.38マイクロシーベルトに対して令和4年1月は0.08マイクロシーベルトとなっております。いずれも大きく減衰しているところでございます。

指定廃棄物を収納していたコンクリートボックスの処理についてでございますけれども、こちらのほうは産業廃棄物処理業者に委託をして処理を行います。

それから、一般廃棄物処理施設整備事業費についてでございますが、この事業は、施設整備に関する測量や設計、調査などを行うものでありまして、主な事業内容は、新処理施設では環境影響評価業務委託、造成設計業務委託など、新リサイクル施設では施設整備基本計画策定業務委託、新最終処分場では生活環境影響調査業務委託であります。

以上であります。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） ありがとうございます。

何点か再質問します。

要望ですけれども、環境教育費6万7,000円ですけれども、今後のSDGsというか、いわゆる環境問題、これから大事になってきますので、施設で行っているということもありますけれども、それを拡大しながら、やはり子供、家庭、そして地域という中で教育が充実できれば、さらにSDGsの取り組みが進まれるのではないかと思いますので、この金額ではなくて、さらなる増額を進めてはいかがかたと感じているところでございます。よろしく申し上げます。

ごみ減量化の問題ですが、アプリが利用されていると思うのですが、このアクセス状況とアプリ利用状況についてをお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） ごみ分別アプリの利用状況ということでございますが、ごみ分別アプリは日本語版と英語版の2種類を配信しておりまして、令和元年9月24日の配信開始以降ダウンロード数については、令和元年度は日本語版が2,460件、英語版が91件で合計で2,551件、令和2年度は日本語版が1,669件、英語版が36件で合計1,705件、令和3年度は1月末現在で日本語版が2,545件、英語版が40件で合計2,585件、累計で6,841件となっているところでございます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） ありがとうございます。

アプリの関係を質問したのですが、せっかくごみ減量化対策費のアプリが活用されているのですが、移り住んだ方々がすごく困惑しているところもあるのです。さまざま広報紙等々でお知らせしていると思うのですが、若い方々が移り住んだときにアプリでごみ分別が不安にならないように、さらに発展的にアプリの中身も少し変えながら、始めたばかりだと思っておりますけれども、わかりやすいことはわかりやすいのですけれども、もう少し拡充に向けて努力を願いたいと思います。

次は、一般廃棄物処理施設等の調査費ですけれども、いろいろ広報活動、アンケートはされていないとありますけれども、全体的なアンケートはそれとして、これは一般質問でも話されているのですが、かなり住民不安が聞かれています。説明を聞いたこともないと、なかなか聞きに行けない等々あったので、特にも不安な候補地の、例えば俗名で旧千厩町とかその辺の全体のアンケート調査を実施し、説明会と平行しながら、そして計画等を進めながらアンケート調査も含めて行う必要があると思いますけれども、この調査費というお考えをお伺いします。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** アンケート調査につきましては、内容にもよるのだらうと思っております。ただアンケート調査をするということではなく、その前提となる施設の内容とか、そのようなものをしっかりお伝えした中で、その次の段階になっていくのかなというように思います。

これまでの住民説明会の中でも、不安であるとか、そのような発言は多々あるのですけれども、やはり原点には多分、最終処分場は危険な施設だ、公害が発生する施設だという思いがあるのだと思います。詳しく説明をさせていただきたいと思っておりますので、当面は住民説明会を通じて、その施設の内容、そのようなものを詳しく説明を尽くしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（千田恭平君）** 7番、千葉信吉君。

**7番（千葉信吉君）** せっかく調査費がついているのですね。説明も平行して結構ですので、その説明会を行ってアンケートではなくて、平行してやってもいいのではないかと思うのです。説明会でなかなか、ここは予算の質問なので、そこは踏み込みませんが、状況を踏まえていくと、やはりその辺は組合のほうも理解していると思うのです。だから、その辺を踏まえながら一緒に、アンケートだけ、ある方は回覧板、なかなか回覧板は難しいと思うのですけれども、こちらに参加できない方々もいる、声を出せない方もいる、そういう状況も踏まえる中で、アンケート調査もあわせてやったらどうですかということですので、どうでしょうか。

**議長（千田恭平君）** 村上事務局長。

**事務局長（村上秀昭君）** アンケート調査も一つの手段だとは思いますが、住民説明会においてになれない方、都合がつかない方につきましては、例えばメールであったり、電話であったり、文書であったり、そのようないろいろな手段を使って私どものほうにお伝えいただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（千田恭平君）** 7番、千葉信吉君。

**7番（千葉信吉君）** 説明会と似たようなやり取りになってしまったのですけれども、そこはこれ以上突っ込みません。いずれにしましても、電話だ、メールだというのはわかるのだけれども、そうではなくて、やっぱり市民感情の中でその辺はもっと柔らかくやっていったほうがいいということで、アンケートの中身も私が言わなくても答えてくれているから、そういうことを入れながら、何も10項目も20項目もしなくてもいいから、どうしようでもいいでしょうし、そのような感じでやっていく必要があると思う。全体的な周知ができればいいということなので、せっかく事業費を持っているのだから、その辺をお願いします。

次に、一般廃棄物処理施設整備事業費、事業内容はありがとうございます。これに一般廃棄物、最終処分場整備で2,000万円ちょっと予算化されています。生活環境、アセスメントの分はそうなのだらうと思います。この中で基本設計という部分ですごく心配ですが、住民説明会が行われています。いろいろ御努力されて一生懸命やっているのをうかがえて本当に御苦労さまでござい

ますが、事業費が計上されますので、すぐに進むのではなくて、説明会で理解を得る中で、アセスメントの関係はどこでも同じ条件だから理解するのですけれども、基本設計に入ってしまうとそことなってしまうから、そうではなくて、4つのうち1つになったよということはここと決まっていなくても、そこの基本設計をしていくのだから、そうではなくて、事業費を充てながら説明会を踏んで、それで予算執行をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 住民説明会と計画の進め方ということだと思います。

施設整備につきましては、案を取りまとめた段階で住民説明会などに説明を行って意見をいただいて、そのいただいた御意見を計画策定、あるいは事業の実施方法に反映させながら進めてきておりますので、今後も事前に説明をした上で対応させていただきたいと思っております。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） 私の理解では、住民説明会で理解されたあとにこの事業費が執行されているということで理解してよろしいのですね。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 基本設計はもう既に執行に入っておりますので、同時進行です。ですので、これからではないわけでありまして。恐らく議員がおっしゃりたいのは実施設計のレベルだと思いますが、それはまだ先でございます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） いずれにしても、多額の事業費が計上されておりますので、予算執行に当たっては慎重に、住民理解のもとの予算執行をお願いしたいと思います。要望でございます。

議長（千田恭平君） 千葉信吉君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました

次に、議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 3番、岩淵典仁君。

3番（岩淵典仁君） 議案第2号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算に対する附帯決

議を提出したく、動議を提出いたします。

**議長（千田恭平君）** 賛成者はおりますか。

賛成者は挙手を願います。

（賛成者挙手）

**議長（千田恭平君）** ただいま岩渕典仁君から、議案第2号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算に対する附帯決議についての動議がありました。

所定の賛成者がありますので動議は成立しました。

今回の動議の取り扱いについて、議会運営委員会の開催を要請いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後5時50分

再開 午後6時10分

**議長（千田恭平君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま岩渕典仁君から、議案第2号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算に対する附帯決議についての動議があり、発議第1号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算に対する附帯決議として提出がありました。

お諮りします。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（千田恭平君）** 異議なしと認めます。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定します。

**議長（千田恭平君）** 追加日程第1、発議第1号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算に対する附帯決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

3番、岩渕典仁君。

**3番（岩渕典仁君）** 発議第1号、議案第2号「一関地区広域行政組合一般会計予算」に対する附帯決議について。一関地区広域行政組合議会会議規則第14条第1項の規定により、標記の決議案を別紙のとおり提出いたします。提出者は私、岩渕典仁、賛成者は千葉大作議員、岩渕優議員、沼倉憲二議員、門馬功議員、菅原行奈議員、那須勇議員、千田良一議員、佐藤敬一郎議員、千葉信吉議員、猪股晃議員、佐々木久助議員、千葉栄生議員、齋藤禎弘議員、真竈光幸議員、稲葉正議員であります。

読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

一関地区広域行政組合は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設（新処理施設）の建設候補地に弥栄字一ノ沢ほか、新最終処分場の建設候補地に千厩字北ノ沢ほかとしました。また、候補地選定の経過、新処理施設、新最終処分場の検討状況の説明会を開催してきました。

説明会では、新処理施設に対しては施設整備後に懸念される周辺道路の交通安全対策や新ごみ処理施設の余熱活用の具体案を求める意見、要望などが出されました。新最終処分場に対しては、同組合が最適地とする選定結果に疑問を持つ参加者から選定のやり直しを求める意見、千厩字北ノ沢への新最終処分場整備に反対する意見が出されました。

今組合議会定例会においても、数名の議員から新処理施設、新最終処分場に対して一般質問、また、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算に対して質疑が行われましたが、候補地選

定の経過、新処理施設、新最終処分場の検討状況について、現段階では住民から十分な理解を得られていないことから、一関地区広域行政組合は、より一層地域住民へ十分な説明を行い、理解を得られるように努力すべきであり、下記事項について一層の取り組みを行っていくべきである。よって、一関地区広域行政組合議会は以下のとおり決議する。

記、一般廃棄物処理施設整備事業費におけるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備及び一般廃棄物最終処分場整備について、予算の執行に当たっては協働による地域づくりとなるよう慎重に検討すること。また、関連事業については地域住民に十分な説明を行い、地域の意向を踏まえ、理解を得て実施すること。

令和4年3月23日、一関地区広域行政組合議会。

以上であります。

議員各位の満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

**議長（千田恭平君）** これより質疑を行います。

16番、武田ユキ子君。

**16番（武田ユキ子君）** 御苦労さまでございます。

ちょっと中身を見ますと、ごく普通の何ら変哲のないもので、これまで私は、きょうもですが、あとは管理者のほうから、平成30年3月あたりからの取り組み状況、特に説明会ですとか、そのようなものをお聞きしたときに問題ない、今後もそうするという話ですから、特段このような決議文を上げるということには至らないという思いでお話をさせていただきますが、そもそも提出者が考えているのは、この中身以上のものがあるのではないかというように思うのです。これだけなら当たり前のことですから、今までのやり取りの中で。そうしますと、今後も丁寧に説明をして進めますと言っているのですから、それをこのような形でしなければならぬ理由というのは、例えば先ほどの一般質問のやり取りの中で、今の候補地、特に千厩の北ノ沢の分についてはなかなか住民の理解が得られないのではないかと、そうすればほかの候補地も並列して同時に予定地としたような形で説明会を行うべきではないかと。もし私の誤解でしたら釈明していただけて結構ですが、そういう話がありました。そういうことをやることも想定してのこの決議文なのか。

それから私のところには賛成者もいらっしゃいます。この千厩字北ノ沢に施設をつくることに賛成だという方も私のところには来ております。地元ではなかなかそういう意見を発することは難しいけれども。また、前回、いろいろな問題で今でも地域が立ち行かないような、そういう状況も鑑みながら、本当に粛々と自分の思いを話している方もいます。私もそのような考えも一つあるだろうと思います。

例えば、まちづくりが問題だと、不安材料がたくさんある中で、この間、市民の方々と意見交換会がございました。その中でも、ハード的なものについては、これから私は、例えば放流する水をどこまで持って行って放流すればより安全なのかとか、あるいはそこに1日5台ぐらいの車が行き来すると、そういうものについての今の道路をそのまま活用するのかどうかということについても、やはり今後は詰めていく段階で、議員としてしっかり意見を申し上げながら住民の安全とか不安を払拭していく必要があるというように思いますが、あのときにお話を聞いた限りでは、科学的なものとか物的なものというのではなくて、まちが衰退するのではないですか、イメ

ージが悪くなるのではないですか、そこに高校生がいるので、そのようなところという話の内容で、心因的なものだと思うのです。

私はこれまでいろいろな施設を見聞きした結果、それを払拭するようなまちづくりに尽力をしていただくことも今の不安に応える大きな要因になるだろうと。私はどちらかというと、千厩であろうがどこであろうが、どこに決まるにしても、私はやはり受けていただいた限りはそういったことにもきちんとした対応をしていただく、それに汗をかきたい、私はそのように思っておりますが、いずれ、私の持論を申し上げてもなかなか時間も時間ですから、この中身がそのままであれば私も賛成できますけれども、先ほど、協働のまちづくりというのはこういうものだというのですけれども、市長の協働のまちづくりと御本人の協働のまちづくりの視点が違いましたね。その部分の、ここの協働のまちづくりというのはどんなことを想定した協働のまちづくりなのか。

それから、これを提出するには先ほどの提案のような、そういう取り組み、候補地を4つに、4カ所なり3カ所なり、それを並列した形で予定地として説明をして歩くのかというような、その2点をお聞きしたい。

**議長（千田恭平君）** 提出者、岩渕典仁君。

**提出者（岩渕典仁君）** それでは、御説明させていただきます。

まずは、今の質問の中身というのは、どちらかというと、私が先ほど一般質問した中身の部分についてかと思えますけれども、まず、なぜこのような当たり前なものを決議を出したのかという御質問もありました。それは一人一人の一般質問が今回6名ほどあって、その中で4名ほどがこの最終処分場、もしくは処理施設に対する質問をしていましたけれども、そこで答弁もいただきました。それはそれで一般質問をされたのだらうと思えますし、当局も対応する、そして議員もそれを受けとめて調査活動をするのだと思えます。

今回、なぜ附帯決議をしたかということは、向こうも合議体の中で検討委員会をやっていると、合議体の中で提出されています。それと同じように、我々もきちんと議会として、合議体として当たり前のことだけれども、当たり前のことができていないということが私は一般質問で申し上げましたけれども、この当たり前のことを皆さん方で合意を受けてきちんと今後とも議会全体で調査をしていくべきだという思いで、全体の合意を得た上でこの附帯決議を提出させていただきました。

その2点目の協働による地域づくり、これについても先ほどの一般質問でありましたけれども、理解を得ていくということにもなるかと思えますけれども、やはり反対がない、疑問もない、不安がない、そういうことだけではなくて、今回の施設に関しては5年、10年の問題ではなくて、25年、もっとそのあとにそれが残るわけですから、SDGs、持続可能なまちづくりの視点の中でこの事業がきちんと自分たちのまちに受け入れる体制、むしろそれがプラスになったり、もしくはこういうまちにしていきたいと思えるような協働のまちづくり、行政が提案する、それに対して市民も合意をする、そういうようなプロセス、過程を得るような事業を進めていただきたいと。それも当たり前と言われれば当たり前ですけれども、その当たり前の部分をきちんと我々もチェックしていきますよという姿勢をここで出すという目的で今回の提出をさせていただきました。

私は先ほど、提案として4候補地をもう一度フラットにして、もしくは1、2、3、4と出ているのであれば、そういうようにしたほうがいいのではないかと言いましたけれども、それはあ

くまでも私の一個人としての議員として質問しました。今回は最大公約数、この文書であれば皆さん方に賛同していただけるということを賛成者の中で相談させていただきながら今回提出させていただきました。ですので、私の全部の思いだけではなく、賛成者全ての方が、この文章であればそうだなと思える部分で、落としどころでこの文章をつかって提出をさせていただきました。

**議長（千田恭平君）** 16番、武田ユキ子君。

**16 番（武田ユキ子君）** いずれ、先ほどの提出者の一般質問でのそのような説明会の進め方というのは現実的ではありませんね。大変混乱を招くやり方だろうと私はくぎを刺しておきたいと思います。

いずれ、この中身、以上も以下もないのであれば決議する必要はないというのが私の持論でありますから、皆さんの考え方はそれぞれあろうかと思えます。いずれ、この問題は、特に最終処分場は恒久的にそこにそのようなものが横たわってずっと続くというのはそのとおりであります。しかし、そういう中でも、豊洲に築地の市場ができたりとか、夢の島ができたりとかと、いろいろな活用方法で、よもやそこがごみの山だったとは思えないような、そういうところをきちんとやっているところが多々あるということも踏まえながら、やはり住民合意には反対の方もいらっしゃると思います。それから、積極的に賛成の方もいます。消極的ながらも、いいのではないかという方もいます。それが全ての人たちの意見の集約だろうと。

多分、私が思うのには、先ほどの管理者はどこで住民の理解が得られたかという線引きが難しいですねというところは、やはりそういう声なき声を聞くと、この耳を持たなければ私は執行者として失格だと、こう思っていますから、そういう思いだろうと思っております。いずれ、私はこの中身がこのできだということであれば必要ないと思います。

**議長（千田恭平君）** 8番、那須勇君。

**8 番（那須勇君）** 議案第2号に対する附帯決議についての説明が岩淵議員からありました。私は、これも当たり前かもしれませんが、広域行政組合に対して、組合議会としてしっかりチェックしますよという提言も含めた提案だと私は理解しております。

そこで、記、この附帯決議の記以下の分でございますが、協働によるまちづくり、地域づくり、これにつきましても一般質問で討論されました。私からは関連事業については以下の文ですけれども、地域住民に十分な説明を行い、地域の意向を踏まえ、理解を得て実施することとございます。どういう状態をもって理解を得たと判断するのか、これをしっかり確認したいと思います。

**議長（千田恭平君）** 提出者、岩淵典仁君。

**提出者（岩淵典仁君）** 理解を得たという部分がありますが、これをどのような物差しでやるかと、確かに100・ゼロということはないのだろうなと思いますけれども、先ほど同じように答弁しましたけれども、不安がないであったり疑問がない、反対がないという、そういうようなものだけではなくて、この施設自体は先ほど説明しましたように、大きなまちづくりの中では大切な、ある意味拠点となったり、もしくはシンボルになったり、そういう部分でプラスなのかマイナスなのかわかりませんが、それをこの町の中で受け入れて、そして一緒になって、まさしくそれは協働という部分もあるかもしれませんが、それを受け入れて、その町自体がプラスになる、前向きになるところまでいけるようなところの理解までいければ私はいいと思いますけれども、少なくとも、先ほど言った反対だったり不安だったりとか疑問だったり、その辺の部分は解決させる、そして、さらにそれ自体を前向きに捉えるぐらいの施設になっていくことが理解を本当に得たと私は思います。

議長（千田恭平君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑を終わります。  
お諮りします。  
本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。  
よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。  
これより採決を行います。  
発議第1号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算貳対する附帯決議について、賛成者の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立多数。  
よって、発議第1号は、原案のとおり可決しました。  
議案配付のため、暫時休憩します。  
休憩 午後6時30分  
再開 午後6時32分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第8、議案第4号、監査委員の選任についてを議題とします。  
議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。  
佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 議案第4号、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。  
本案は、令和4年3月31日をもって任期が満了となります。監査委員について、現委員の小川四郎さんを適任と認め、選任しようとするものであります。  
小川さんは、一関市の監査委員を平成26年から2期、当組合の監査委員を平成30年から1期務められております。  
御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（千田恭平君） これより採決を行います。  
議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。  
よって、議案第4号は、同意することに決定しました。

議長（千田恭平君） 日程第9、発委第1号、一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。  
沼倉議会運営委員長。

議会運営委員長（沼倉憲二君） 発委第1号、一関地区広域行政組合管理者専決条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。  
提出者は、議会運営委員長の沼倉憲二であります。  
本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項について、

管理者において専決することができる事項に組合が加入して組織する一部事務組合の規約の変更又は構成地方公共団体の数の増減に関することを新たに加えようとするものであります。

施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

議員各位の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
お諮りします。  
本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。  
よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。  
これより採決を行います。  
発委第1号、本案賛成者の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。  
よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。  
お諮りします。  
ただいま可決されました発委1件について、誤字脱字等その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。  
よって、さよう決定しました。

議長（千田恭平君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長（千田恭平君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。  
佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 第48回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は令和4年度に係る予算議会でもあり、議員各位におかれましては、提案させていただきました各議案につきまして、令和4年度当初予算として関連議案とともに御認めいただいたところでございます。

衷心より御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理施設、介護保険事業に対する御意見、御提言につきましては、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、第48回定例会の閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

議長（千田恭平君） 第48回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会では、令和4年度一般会計及び介護保険特別会計予算などが付議されたところでありますが、終始慎重かつ活発な審議をいただき、全ての議案が議了いたしました。

これもひとえに、議員各位の御協力と管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと感謝申し上げます。

定例会の冒頭、管理者より施策の推進方針の表明がなされたところであります。

衛生事務については、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に係る対応並びに一時保管している指定廃棄物の適切な管理などについて方針が示されたところでありますが、安全安心を最優先とした取り組みをお願いするとともに、地域住民や地権者の皆様に対し丁寧な説明を重ね、御協力をいただけるよう信頼関係をしっかりと築きながら、事業の推進を図られるようお願いいたします。

介護保険事務については、介護を必要とする高齢者が増加する中であっても、持続的な事業運営に努め、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、着実に取り組みを進めていただくことをお願いいたします。

また、一般質問及び議案質疑において、各議員から開陳された意見等につきましては、今後の広域行政組合の運営に反映され、さらなる充実強化を図られますよう念願するものであります。

当議会といたしましても、一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、当組合執行部とともに力を尽くしてまいり所存であります。

結びに、今定例会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

**議長（千田恭平君）** 以上をもって、第48回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後6時41分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会議員 千 葉 栄 生

一関地区広域行政組合議会議員 千 葉 大 作